

王朝国家財政構造の研究
—賀茂祭の行事用途を素材に—

(課題番号 15K02834)

平成27年度～平成29年度科学研究費補助金(基盤研究(C))(一般)

研究成果報告書

平成30(2018)年3月

研究代表者 下向井 龍彦

(広島大学大学院教育学研究科教授)

は し が き

本報告書は、平成二七年度～平成二九年度における科学研究費補助金（基盤研究（C）（一般））による「王朝国家財政構造の研究―賀茂祭の行事用途を素材に―」（課題番号15K02834）の研究成果の一端をまとめたものである。

本研究は、一九九〇年代初頭に財政構造転換を指標として提起された一〇世紀後半画期論に対して、九世紀末～一〇世紀初頭の寛平・延喜の国制改革によって王朝国家体制に転換したとする王朝国家論を擁護する立場に立つ研究である。一〇世紀後半画期論は、中央レベルの財政構造（転換）論に空白があった王朝国家論の虚を突くように提起された、一〇世紀後半に律令制的財政構造が解体してあらたな財政構造に転換したとする主張を土台に構築した学説であり、今日、通説化している。逆に、王朝国家論は過去の学説として葬り去られたかのような議論がなされている。近年の学界動向を反映しているといってもよい戦後第四次『岩波講座日本歴史』の古代4・古代5（二〇一五年刊行）所収諸論文のほとんどは、一〇世紀後半画期論の立場に立つて論じられており、王朝国家論は無視されている。

このような動向に対し、一九九五年古代史サマーセミナー（広島県福山市）の全体会「平安時代史研究の新たな展開のために―王朝国家論の立場から―」での報告「平安時代史研究の新潮流をめぐって―一〇世紀後半画期説批判―」後半「寛平・延喜の財政改革」以来、私は王朝国家論の立場に立つ財政構造論・財政構造転換論を模索し、その構想を折に触れて発信してきた。そして二〇〇八年古代史サマーセミナーin宮島の全体会「儀式から見た平安時代国家論」での報告「撰関期の齋院禊料と王朝国家の財政構造」（『九州史学』一五六号 二〇一〇年）において、撰関期の賀茂祭における齋院禊料という具体的課題を通して、王朝国家の財政構造の特質を明らかにした。

科学研究費補助金にもとづく本研究は、上記の齋院禊料研究を発展させたものであり、新出応和三年宣旨にみえる禊料調達の変遷の四つの段階を指針として、律令国家財政構造から王朝国家財政構造への転換と転換後の財政政策の特質について具体的に解明できたことが大きな成果であった。本研究成果報告書に「王朝国家の財政構造と齋院禊料の諸段階」として掲載する。禊料調達を中心とする齋院禊祭の運営組織である禊祭行事について、また賀茂祭における内裏側の祭使・女使関係用途についての研究もほぼまとまっているが、それらについては、後日、学会誌で公表したい。

本研究では、研究員・院生・学生の協力を得ながら、六国史・故実書・古記録から平安時代の賀茂祭関係とりわけ賀茂祭用途に関する史料の抽出・整理を行い、賀茂祭関係史料データベースの作成を目指した。本報告書には、その成果の一部を、「賀茂祭関係古記録史料集（稿）」と題して掲載する。

平成三〇（二〇一八）年三月一五日

下向井龍彦

研究組織

- 研究代表者 … 下向井龍彦（広島大学大学院教育学研究科教授）
研究協力者 … 渡邊 誠（広島大学大学院総合科学研究科准教授）
齋藤 拓海（広島大学文書館事務補佐員）
山本 佳奈（広島大学研究員 平成二八年五月～二九年二月、二九年五月～三〇年二月）
横田 美緒（大手前丸亀中学高等学校教諭）
弘胤 佑（広島大学大学院教育学研究科博士課程後期）
孟 瑜（広島大学大学院教育学研究科博士課程後期）
他七名

研究経費（平成二七年度～平成二九年度） 三、九〇〇千円（直接経費三、〇〇〇千円 間接経費九〇〇千円）

研究発表 学会誌等

- 下向井龍彦 「王朝国家国衙検断権の構成」 『史人』六号 二〇一五年一二月
下向井龍彦 「手結・騎射における「三兵」について」 『史人』六号 二〇一五年一二月
下向井龍彦 『小右記』の「見送」の用法 『史人』六号 二〇一五年一二月
下向井龍彦 「実資の実子、幼名観葉は良円か？」 『史人』六号 二〇一五年一二月
下向井龍彦 「三谷郡司の先祖と百済僧弘济」 『芸備地方史研究』三〇〇号 二〇一六年四月
下向井龍彦 「越智郡司越智氏の伊予在庁河野氏への転形」 『紫苑』一四号 二〇一六年四月
下向井龍彦 「百済救援戦争の歴史的位置」 『広島平和科学』三七号 二〇一六年四月
下向井龍彦 「大索と在京武士召集」 『撰関期の国家と社会』山川出版社 二〇一六年一月
下向井龍彦 「王朝国家財政構造への転換と齋院禊祭料の諸段階」 『史人』七号 二〇一八年三月
下向井龍彦 『小右記』寛仁三年七月二十日条の阿波介△姓為時は越智為時か？ 『史人』七号 二〇一八年三月

王朝国家の財政構造と齋院禊祭料の諸段階

下向井 龍彦

はじめに

本稿は、『史人』第七号（二〇一八年三月）に掲載した論文「王朝国家財政構造への転換と齋院禊祭料の諸段階」に、禊祭料の第四段階についての検討を増補したものであり、第三段階までの部分は『史人』第七号論文と同じである。『史人』第七号の締切までに第四段階の執筆が間に合わなかったためである。なお院政期への展望を予定していたが、時間不足で検討しえなかった。今後の課題としたい。

私は、前稿「撰関期の齋院禊祭料と王朝国家の財政構造」⁽¹⁾において、『小右記』の記主藤原実資が二六年間の長きにわたって禊祭行事上卿を勤めた一〇世紀末〜一一世紀前半の『小右記』賀茂祭関係記事を素材に、撰関期の賀茂祭齋院禊祭料催徴の実態とそこからうかがうことができる王朝国家の財政構造の特質を明らかにした。また前稿「はじめに」で、次に掲げる新出天元四年（九八一）四月九日官宣旨⁽²⁾所引の応和三年（九六三）宣旨をもとに、九世紀〜一一世紀前半における齋院禊祭料の催徴方式と違期・飢悪・未進対策の四つの段階について概観した。

左弁官下 丹波国

応_下早速以_二前司_一令_中進納_上齋院禊祭料絹式拾參疋事

右彼院解状備、今月五日前司守菅原朝臣理詮牒状備、去二月十五日

衙牒今日到来備、件絹依_二官符旨_一今月卅日以前可_レ被_二進納_一者也、而年来例空過_二件期_一以_レ飢悪絹_一僅進納、爰禊祭之期已依_レ迫来、不_レ加_二精好_一、依_レ数檢納充用之処、難_レ遁_二事怠_一、加之、染色裁縫已_レ有_二其程_一、仍牒送如_レ件、乞_レ衙察_二之状_一、期日以前殊加_二精好_一、欲_レ被_二進納_一者、今檢_二案内_一、件絹須_レ如_二官符旨_一以_レ去年調庸正税内交_レ易_二進納_一、而勤_二濟前_一可以往五箇年当任四箇年并九箇年雜公文_一之間、封家納官其責無_レ絶、仍_レ營弁_二彼責_一之間、所_レ未_二交易_一也、爰新司着_レ任、所在本頼官物并調庸租税未進、依_レ員分付已了、加之、国中公事当任進退也、去任之吏豈廻_二何謀_一哉、仍_レ不堪_二進納_一之状、牒送如_レ件、乞_レ衙察_二状者_一、例_レ進之_二国所_一申之旨、已_レ背_二官符_一、擬_レ闕_二有_一限用也、早被_二下_一宣旨、依_レ例令_二進納_一者、檢_二案内_一、当年禊祭料以_二去年応輸之内_一可_二進納_一之色、而_レ寄_二事新任之吏_一、何_レ闕_二例進之勤_一乎、去_レ応和三年四月十日宣旨備、権左中弁藤原朝臣国光伝宣、大納言藤原朝臣在_レ衡宣、奉_レ勅、賀茂齋院禊祭料雜物、須_レ臨_二期自_一諸司_一下充_上、而_レ諸国調庸早_レ不_二進納_一、仍_レ年来之間、分_二配国々_一、二月卅日以前可_レ進_二納彼院_一之由、毎年給_二官符_一、爰或合期進上、依_レ在_二飢悪_一、以_レ隨_二返却_一、或違期不_レ進、依_レ無_二懲肅_一而致_二懈怠_一、因_レ茲抑_二留言上解文_一、不_レ裁_二許其申請_一、然而不_レ守_二符旨_一、猶_レ以_レ懈怠、又遷替之年、前後国宰寄_二事左右_一、各以_レ遁避、已是去年調物也、不_レ進納_一怠尤在_二前司_一、自_レ今以後停_二止抑_一留申請解文之事_上、叙位除目之時、勘_二申功課_一之日、准_二諸司例_一、仰_二彼院司_一、令_レ勘_二申件

雜物違期未進之國、隨其懈怠之狀態、不預治國之勸賞者、任
件宣言、代々之間所行來也、諸國之吏皆所存也、而背新制之
旨、稱通避之詞、國宰之勤豈可然哉、中納言藤原朝臣濟時宣、奉
勅、重加譴責、早令進上、國宜承知、依宣行之、仍須差
幹了綱丁、早速進上、期日已迫、不得重怠、

天元四年四月九日

大史大春日朝臣良辰

少弁平朝臣季明

第一段階

期日（二月三十日〔傍線部①・傍線部②〕）が来たら齋院が大蔵省などの保管官司から出給を受けていた律令国家財政の段階である（傍線部①）。しかしこの出給方式は諸国調庸未進が増大し（したがって大蔵省などから齋院に出給できなくなり）、破綻してしまう（傍線部②）。

第二段階

そこで政府は毎年「官符」で諸国に料物を割り当て、期限（二月三十日）までに諸国から齋院に直接進納させる方式に転換した（傍線部③）。「官符国宛制」である。その時期は、延喜初年ころである。しかし期日内に進納しても粗悪品と査定されて返却される国や違期・未進する国が跡を絶たなかった。政府は諸国の「懈怠」は明確な制裁規定がないためであると考えた（傍線部④）。

第三段階

そこで政府は、国司に違期僉悪未進があれば「申請解文」＝諸国申請雑事を裁許しないという制裁を課すことによつて納入率を高めようとした（傍線部⑤）。その時期は、延長五年（九二七）である。

しかしなお懈怠（僉悪・違期・未進）は絶えず、とりわけ交替年の前司と後司の進済責任の押し付け合いが懈怠の要因として問題視されるようになった（傍線部⑥）。

第四段階

そこで応和三年（九六三）の賀茂祭を前にした四月十日、「申請解文」を裁許しない方針を撤回し、交替年禊祭料の前司進済責任を明確化するとともに、四年分の完納証明（齋院勘文）がない前司は受領

功過定で「勸賞」しないという制裁を設けて、納入率を高めようとした（傍線部⑦）。この基本方針は、天元四年（九八一）段階でも継続しており（傍線部⑧）、藤原実資が禊祭行事上卿を勤めていた一一世紀前半にも堅持され、受領功過定が形骸化する一二世紀になつても齋院勘文による完納確認は行われていた。

本稿は、前稿で推定した第一段階から第二段階、第二段階から第三段階への転換の時期をさらに明確に論証するとともに、転換の実相とその社会的・財政的要因を説明することを意図するものである。

とくに第一段階から第二段階への転換を律令国家財政から王朝国家財政への構造的転換と位置づけ、第二段階から第三段階、第三段階から第四段階への転換は、第二段階に始まる王朝国家財政構造の展開過程のなかでの制度整備・納入率向上政策であり、それら財政政策が円熟期の摂関政治と王朝文化を支える王朝国家体制の財政的基盤となつたことを具体的に明らかにしていく。

齋院禊祭料の催徴方式の右の四段階は、九世紀から一〇世紀にかけての国家財政構造（政策）の四段階を反映していると考えるが、上記のような王朝国家論の立場に立つ財政構造認識は、近年の平安時代財政構造について「通説」化している議論、すなわち一〇世紀後半財政構造転換論とは大きく異なる。一〇世紀後半転換論の提唱者大津透氏は、律令国家財政構造のもとで深刻化した「調庸納入悪化」に対処するため、一〇世紀中葉後半に、率分制・永宣旨料物制・諸司切下文制が導入され、これら新制度に対応するため受領功過定に率分・齋院禊祭料など個別審査項目を増設し、それまで禁止してきた受領設置による弁済使を承認・活用してこれら新制度を運用した、という。これら一連の諸対策が、律令財政構造下の調庸納入悪化を克服する財政構造改革であり、新たな国家段階を出発させる体制転換の基礎をなすものである、とするのである。近年では一〇世紀後半の画期を自明の前提として議論がなされる傾向に

ある⁽⁴⁾

しかしこの議論は、一〇世紀の「調庸納入悪化」状況を招いた「調庸納入」方式が、九世紀段階、すなわち律令国家財政構造下の調庸納入形態に根本的（原理的）な変化が加えられることなく維持されていたという、なんら証明されていない前提に立っている。この学説の問題点の一つは、九世紀末～一〇世紀前半における過渡期の財政概念「在下」の問題に取り組んでいないことである。在下論を組み入れることなしにこの時期の財政構造改革のダイナミズムを説明することはできない。本稿第二章・第三章第一節では在下論の追究によって、転換の画期が九世紀末～一〇世紀初頭であることを明らかにする。問題点の第二は、一〇世紀後半に登場したとする新たな調達方法の個別の制度的前提を追究することなく、九世紀的「調庸納入」方式に代わる新制度ととらえたことである。永宣旨方式も切下文方式もその登場または前提は九世紀末～一〇世紀初頭まで遡ることが、本稿第二章第四節と第三章の検討によって明らかになる。

実証面では、上掲新出史料の紹介によって応和三年宣旨の全文が明らかになり、大津氏が依拠した『朝野群載』（巻二八 諸国功過）所収同宣旨は第二段階・第三段階への転換を含む重要な文言を欠落させた抄録であることが判明し、一〇世紀後半画期論の論拠の一つが崩れてしまった。応和三年における齋院禊祭料の受領功過定独自審査項目化の前段階である官符国宛制（大津氏は料国制という）への転換が、大津氏が想定した「それ以前、おそろく天曆後半から天禄年間（てんろくねんかん）にかけて」ではなく、はるか以前の第一段階から第二段階への転換の時期であったことが、疑念の余地ない事実として明らかになったのである。その時期を明確に示すことが本稿第二章の課題の一つである。

本稿の考察によって、九世紀末～一〇世紀初頭の財政構造改革の結果、財政構造は大きく転換したのであって、一〇世紀中葉～後半の財政上の

諸対策はあらたな財政構造の枠組みの中での効果的な違期僉患対策であったこと、したがって一〇世紀後半財政構造転換論は成り立ち難いことが明らかになるはずである。

一 律令国家財政構造のもとでの齋院禊祭料―第一段階―

弘仁十年（八一九）三月十六日の嵯峨天皇の勅により、四月中西日の賀茂祭は、「中祀」に準じる勅祭として挙行されることになった⁽⁵⁾。本来、「大祀」は「踐祚大嘗祭」だけであり、それに次ぐ「祈年祭・月次祭・神嘗祭・新嘗祭」の宮中四祭が中祀であった⁽⁶⁾。賀茂祭が中祀とされたのは、これら宮中祭祀に並ぶ最高位の祭祀に位置づけられたということである。その前年の賀茂祭（国祭）直後の弘仁九年五月に齋院司が置かれたのは⁽⁷⁾、翌年から勅祭とすることとした賀茂祭における、初めての齋院禊祭行列の準備運営を視野に入れた措置だった。

まず弘仁十年に始まる勅祭賀茂祭（以下、たんに賀茂祭と表記）の九世紀における齋院禊祭料についてみてみよう。九世紀の齋院行列がどのような構成であったのかを六国史にみることはできないが、貞観十五年（八七三）～同十九年の間に撰述されたと推定されている『儀式』⁽⁸⁾に詳しく記載されており、華やかな齋院行列が営まれていたことを彷彿とさせる。『延喜式』（巻六 齋院司 毎年禊祭条）には、表1に整理したように、『儀式』の齋院行列の装束・饗物などを染色・縫製・製作するために必要な「毎年禊祭料」（祿料や作夫食料なども含まれる）の品目・分量・使途が、詳細に規定されている。しかしながら、その調達方法については「右所司弁備 祭日供之」ときわめて簡単に記しているだけで、具体的な方法を示していない。あらかじめ料物を「弁備」し祭日に「供」ずる「所司」は齋院司のことであるが⁽⁹⁾、齋院司がどこからどのようにに禊祭料を調達して「弁備」したのか、『延喜式』（齋院司）には何

表1 『延喜式』院院祓祭料				彩色料・祭雑用料の項名は下向井が便宜的に付した。		*2,098は2疋9尺8寸	
	齋王料	彩色料	人給料	祭雑用料	用途	出給官司(推測)	10世紀以降の負担国
呉綾	疋	1			齋王料	大蔵省	
中緑絨	疋	1			齋王料	大蔵省	
両面	疋	2			齋王料 敷道料	大蔵省	但馬
淺緑絹	疋	2			齋王料	大蔵省	
白縞	疋	5			齋王料(冠料)	大蔵省	河内40冠料(交易)
白絹	疋	10			齋王料(冠料)	大蔵省	大和15冠料(交易)
絹	疋	10			齋王料(装束料?)	大蔵省	
絹	疋	*2,098			齋王料 几帳五具帷料	大蔵省	尾張 美濃 丹後 但馬 因幡
絹	疋		40:		祿料袋30条料	大蔵省	
絹	疋		30:		小袷衣80袖料	大蔵省	
絹	疋		86:	3	官旨以下走纏以上祭日装束料	大蔵省	
絹	疋		2:		院司装束料	大蔵省	
絹	疋		20:		走馬衛府衆人等祿料	大蔵省	
帛	疋	10			(齋王装束料?)	大蔵省	
帛	疋		14:		齋人・齋馬女・采女・采女代14人装束料	大蔵省	
白紗	疋	4			(齋王領巾料?)	大蔵省	
白紗	疋		4:	1	官旨以下女蓋以上20人・走纏10人補巾料	大蔵省	
紫絨	疋	4			齋王料	大蔵省	
白綾	疋		7:	4	官旨以下女蓋以上20人少女4人袴表料	大蔵省	
赤紫絹	疋		4:		走纏10人衣料・同袴料	大蔵省	
紺絹	疋		5:	5:5	長官当色料・走纏10人裳表料・同腰扶料	大蔵省	
藍染夾織絹	疋		3:		官旨1人・乳母2人料	大蔵省	
赤糸	斤		20:		祭雑用料	大蔵省	
白糸	斤		20:		祭雑用料	大蔵省	
調綿	屯			180:	祓日祿料表30袋料・走馬衛府并衆人等祿料	大蔵省	
調綿	屯			15:3:	淺緑地夾織料	大蔵省	
調綿	屯			200:	祓日祿料	大蔵省	
調綿	屯			100:	走馬衛府衆人等祿料	大蔵省	
細布	端			8:3:7:	奥裏已下荷絹已上袴料・走纏襦袢・襦袢・手拭袴料	大蔵省	
紺細布	端			4:8:	祓日車番小・手振袴料	大蔵省	
紺調布	端			18:	乳母料 齋馬馬女料	大蔵省	
布	端			94:2:5:2:	官旨・乳母・齋馬女已下料・絮與丁袴料・輕巾料・細結料など	大蔵省	
厘布	段			700:	諸司蓋上已下祭日祿料・袷祭雑用料	大蔵省	
紫革	枚	2			齋王料	内蔵寮(諸国年料供進)	
紺革	枚	2			齋王料	内蔵寮(諸国年料供進)	
蘇芳	大斤	3			(齋王淺緑地夾織料?)	内蔵寮	
蘇芳	大斤	4:			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮	
茜	大斤	20			淺緑地夾織料	内蔵寮	
茜	大斤			1:14:2:4:	(齋王淺緑地夾織料?)	大蔵省or内蔵寮	
紅花	大斤	20			淺緑地夾織料	大蔵省or内蔵寮	
紅花	大斤			7:10:2:4:	(齋王辛紅地夾織料?)	大蔵省or内蔵寮	
紫草	斤	100			辛紅地夾織料	大蔵省	
紫草	斤			16:	(齋王用染雜物料?)	大蔵省	
楊笠	合	10			染雜物料	内蔵寮(諸国年料供進)	
綿端表帖	枚	2			齋王料	内蔵寮	
両面端帖	枚	12			齋王料	攝部寮	
緑端帖	枚	10			6枚・殿層座土敷料/4枚・二社座料	攝部寮	
綿端茵	枚	2			環殿座土敷料	攝部寮	
出雲筵	枚	4			社座料	攝部寮	
金泥	両	4:1:2			2枚・社料・2枚夏座料	攝部寮	
銀泥	両	4:1:2			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮(諸国年料供進)	
胡粉	斤	5:3:3			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮(諸国年料供進)	
緑青	斤	3:13:			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮(諸国年料供進)	
白緑	斤	1:12:2			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮(諸国年料供進)	
空青	斤	2:3:2			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮(諸国年料供進)	
丹	斤	2:2:			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮(諸国年料供進)	
雌黄	両	5:1			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮(諸国年料供進)	
同黄	両	4:4			画祭日服并陪從女衣裳料 3/13付内侍委	内蔵寮(諸国年料供進)	
黄蘗	大斤			16:7:3:	淺緑地夾織・辛紅地夾織	大蔵省	
黄蘗	大斤			7:10:2:4:	淺緑地夾織料	大蔵省	
礬石	両			15:1:2:	淺緑地夾織料	大蔵省	
麩	斗			2:	辛紅彩色夾織料	遠酒司?	
小麦	斗			3:5:	淺緑地夾織・辛紅地夾織料	大炊寮?	
錢	貫			89:72:	官旨装束料・齋人6人料・乳母2人料・齋馬女蓋4人料・ 小女4人料・齋重女6人料・采女・采女代4人料・ 奥裏已下荷絹已上46人・齋與丁44人冠直夾織料・ 藍染料・辛紅彩色夾織料・藍・夾織料・藪直・灰直・ 夾織料・綿染作工功料・同相作夫功料・雑用料	大蔵省	
白米	斛			50:7:8:6:	50斛・祓祭備料・7斗・8升6合・夾織相作夫39人食料	大炊寮	
黒米	斛			50:7:8:6:	50斛・祓祭備料・7斗・8升6合・夾織相作夫39人食料	大炊寮	
油	斗			5:	祓祭備料并雑用料	主殿寮	
塩	斛			4:0:1:5:7:	祓祭備料并雑用料・夾織師并相作夫料	大膳寮	
酢	升			6:	辛紅彩色夾織料	遠酒司	
酒	斛			1:4:3:6:	祭日料・夾織師并相作夫料	遠酒司	
鰻	斤			100:	祓祭料	大膳寮	
鰻魚	斤			100:	祓祭料	大膳寮	
干鮭	斤			100:	祓祭料	大膳寮	
雑魚	斛			3:1:5:7:	祓祭料・夾織師并相作夫料	大膳寮	
海藻	斤			9:13:3:	夾織師并相作夫料	大膳寮	
熟食	具			159:	机4疋・上折櫃21合・中折櫃21合・大筥25合・裏8具	大炊寮	

も書いていない。だが前掲応和三年（九六三）宣旨に「賀茂齋院禊祭料雑物、須臨期自諸司下充」（傍線部①）とあり、本来、齋院司は禊祭料を期日に保管諸司（大蔵省や内蔵寮・大炊寮など）から受け取っていたことは明らかである。

この点について、さらに掘り下げてみよう。『延喜式』では、各官司が物品請求をする場合、恒常的経費であっても行事費であっても、太政官管轄下の諸官司は直接太政官に申請し、八省管下の職・寮・司は省に申請してさらに省から太政官に申請し、太政官は大蔵省・内蔵寮などの保管官司や鋪設官司に必要な物品を切り分け、各官司に官符・官宣旨で出給が命じられ（このような官符・官宣旨を「官切下文」という）、各官司はそれらの保管官司から物品を受け取る、という手続きをとっている⁽¹⁰⁾。

太政官の管轄下にあった齋院司は、禊祭料以外の料物では、たとえば時服料の場合は「右随時申官、請大蔵省」、元日節料の場合は「右預前申官請受」とあり、元日節料の個別の物品については、「請大炊寮」「請主殿寮」「請大膳職」のように、どの官司から受納するか具体的に書いてある。禊祭料についても、本来は、他の官司の用途や齋院司時服料・元日節料などと同様に、齋院司が「預前申官」し、**表1**の推定出給官司欄に記載したように、物品に応じて大蔵省・掃部寮・内蔵寮・大炊寮・主殿寮・大膳職・造酒司などから「請受」していたはずである。応和三年（九六三）宣旨が第一段階の禊祭料の弁備方式を「須臨期自諸司下充」（傍線部①）とするとおりである。すなわち第一段階の禊祭料は、『延喜式』の一般的物品請求手続きと同様に、齋院司から太政官に請求し大蔵省・内蔵寮・大炊寮などの保管官司や鋪設官司などから出給を受けていたのである。

にもかかわらず、『延喜式』に禊祭料の出給官司について何も記していないのはなぜなのだろうか。この点は見逃せない重要な問題であり、次章で検討するとおり、禊祭料については一〇世紀初頭に始まる『延喜

式』の編纂過程ですでに「預前申官」「請受諸司」方式は廃絶され、「官符国宛制」に転換していたことを暗示している。

『延喜式』には明示していないが、第一段階でも物品の受納期日は第二段階以降の公式納入期限と同じだろうから⁽¹¹⁾、齋院司は二月三十日を期日として大蔵省などから繊維製品・染料などの物品を受け取り、女官・夾纈師・作夫が、行列装束の染色・裁縫に勤しむ。三月十三日には顔料を受け取り彩色も加わる⁽¹²⁾。三月はじめから禊祭当日の齋院行列の直前まで、齋院司は染色・縫製工場だったのである（天元四年官宣旨傍線部⁽¹³⁾）。

さて、『延喜式』（太政官 出納条、監物 出納大蔵物条）に規定された律令制的財政構造下の大蔵省の物品出納手続きを禊祭料に当てはめれば、齋院司が太政官に禊祭料の品目・数量を二月三十日に出給してほしいと預前に申請し、太政官は預前に大蔵省などの出給官司へ太政官符・官切下文で二月三十日に特定品目・数量の物品を出給するよう命じる⁽¹⁴⁾。二月三十日の「当日」、齋院司官人が大蔵省に受け取りに行くと、「絶絹綵帛絲綿布銭等類」の場合、担当の弁・史、中務・民部・大蔵三省の輔各一人と監物、主計輔一人が大蔵省に集まり、彼らの立ち会いの下で監物が大蔵省正蔵の鎰を開け正蔵から請求物品が出され、立ち会い官人のチェックを経たうえで、齋院司は物品を受け取る。上記以外の「鉄鍬等類」の大蔵省納物および大蔵省以外の保管官司納物を受納する場合は、太政官から史、関係省寮から主典の立ち会いを受けて、物品を受け取る⁽¹⁵⁾。いずれにしても齋院司が大蔵省などから二月三十日に一括支給を受けるというのが、律令国家財政構造下の禊祭料支給の本来的なあり方だったのである。当然、齋院司が大蔵省から受納した物品が、どの国から納入された調庸正税交易物であったかが問題になることはない。官符で諸国に料物が割り当てられる第二段階以降の官符国宛制とは原理的に異なるのである。

『延喜式』の手続きに従えば、禊祭料支給をめぐる齋院司と太政

官の関係、太政官と大蔵省など保管官司との関係、齋院司と保管官司との関係は、申請日・官符（官宣旨）発給日・禊祭料出給日の当日限りの関係である。賀茂祭創始期以来の九世紀の禊祭料受納実態が必ずしも建前上の『延喜式』の規定どおりだったわけではないだろうが、しかし、大蔵省など保管官司からの一括支給が原則であるかぎり、この手続きから大きく逸脱することはない。このように、『延喜式』段階の禊祭料受納手続きのなかで太政官が関わるのは、齋院司からの申請受理、大蔵省への官符（官宣旨）による通知、そして出給当日の大蔵省での弁官の立会だけであり、前稿で詳述した一〇世紀末〜一一世紀前半の『小右記』段階でみられるように、七〜八月に禊祭料官符を諸国に発布し十一月に催宣旨を発布し、三月中下旬から禊祭日まで継続的に行事上卿・弁・史・齋院司が一九となつて禊祭料未進諸国からの催徴に取り組むあり方とは全く異なっている。九世紀に禊祭料調達に腐心する禊祭行事上卿・弁・史の姿を確認することができないのは、史料制約によるだけでなく、このような財政構造からいって当然なのであり、九世紀に十世紀以降のような形態の禊祭行事上卿・弁・史が置かれることはなかったと考えてよい。

以上が、律令制的財政構造下の齋院禊祭料、応和三年宣旨がいう第一段階「賀茂齋院禊祭料雑物、須_下臨_期自_三諸司_一下充_上」（傍線部①）の具体的な様相である。

二 九世紀末の財政危機と過渡期の財政―諸国「在下物」充用―

1 九世紀末の財政危機と財政改革の方向性

本節は、旧稿「九世紀の海賊について」⁽¹⁶⁾で示した見通しを引用することによって代えることにする。財政改革に海賊問題がからむ違和感についてはご容赦願いたい（一部改変）。

寛平・延喜の国制改革の一環として行われたと想定される財政改革の内容については、一〇世紀後期の国家財政の実態を明らかにした大津透・佐藤泰弘両氏らの研究⁽¹⁷⁾に学びながら見通しを述べ、海賊問題の解決との関わりをみてみよう。

九世紀までの律令制的財政構造の特徴は、①国衙は正丁数（成年男子の人数）を基礎に計算し徴収した調庸額を大蔵省・大炊寮など保管官司に全部まとめて納め、保管官司は消費官司や貴族官人に現物をまとめて配給する。②国司が納めた額が正丁数をもとに計算した所定額に達しない場合、その差額が政府に対する国司の「未進」額である。政府の年間必要経費に達しないから未進なのではない。その未進額は年々累積していった。③国司は郡司富豪層を綱領とし、所定額の運京を請け負わせるが、実際の納入額が請負額に達しない場合、郡司富豪層が「未進」責任を負うことになる。この未進は必ずしも郡司富豪層の悪意によるわけではない。九世紀になると、綱領に指名された郡司富豪層は、請負額を自分の責任で集めなければならないが、累積未進額が加算された請負額を集めきれなかったとき、不足分が「未進」となるのである。④そこで綱領は「未進」責任を回避するため、運京過程で海賊被害・海難事故を偽装したり、王臣家の家人となつたり、田宅を王臣家に寄進したりして、ますます政府に対する国司の「未進」は増大する。海賊問題は律令制的財政構造が生み出す「未進」問題と不可分の関係にあり、九世紀後半には「未進」問題によって律令制的財政システムは構造的危機に直面するのである。

そこで政府は、九世紀末から十世紀初頭にかけて財政構造を根本的に転換する財政改革を行った。すなわち①累積未進の切り捨てである⁽¹⁸⁾。仁和四年（八八八）には毎年、所定額に累積未進の一〇分の一を加えて進納させ（『類聚三代格』仁和四年七月二十三日官符）、一〇年間で累積未進を解消しようとしたが、その胸算用はすぐに破綻し、寛平五年（八

九三)には年間所定額にその一〇分の一を加えた額を進納させることにして、『類聚三代格』寛平五年五月十七日官符)、累積未進を実質的に切り捨て、累積未進問題に決着を付けた。国司は四年分の完済責任を負うだけの受領となった。受領の対政府累積未進の解消は富豪層の対受領累積未進の解消とも連動し、「負名体制」による公田請作と土地課税(官物・臨時雑役)の安定化をもたらした(以上の二フレーズは今回加筆)。

②政府は、消費官司に年間必要経費を申告させて政府の年間必要経費総量を確定し、それを諸国に割り当てて国ごとの実質納入額を固定した。それが『延喜式』に載せられた「式数」である。この転換は、課税対象である公民正丁数をもとに「下から」税額を決定する財政構造から、政府総支出額をもとに「上から」税額を諸国に割り当てる財政構造への原理的転換であり、同時にそれは地方諸国支配における人身課税から土地課税への原理的転換と対応するものであった。

③政府は消費官司などに支出の必要が発生するたびに随時、負担国名・物品・数量を書いただけの「手形」(国宛ての「官符」や「宣旨」、^①「大蔵省切下文」など)をその官司に渡し、消費官司はその「手形」を指定国司に渡し、国司から必要経費を受け取る。政府はもはや、大蔵省に現物を蓄積して消費官司に現物を分配するということはせず、「手形」によって国司と消費官司とのモノの授受を取り次ぐだけになった。これも律令制的財政構造からの原理的転換である。それは綱領が調庸雑米運京を請負い民部省でチェックを受けて大蔵省へ納入するという律令制的方式をやめることであり、綱領と王臣家の結託による調庸雑米横領・略取の温床を断つことであった。

④国司は京内外の倉庫に現物を蓄積して「手形」による随時納入に対応する。消費官司と国司のモノの授受は京内(近辺)で完結する。ここでは要求期日に要求品目・品質を納入できるかが問題になる。十世紀に入って政府の国司に対する調庸雑米対策が、調庸「未進」から個別行事料

物の「合期精好(違期僂悪)」「(期日と品質)になっていくのはそのためである。特定の儀式の日程までに費用が間に合わない、あるいは納入したものの品質が粗悪で使いものにならないというときの緊急支出用に、政府にはある程度のストックが必要である。「正蔵率分」や蔵人所に納められる「臨時交易」物はそのような財源として成立したものである^②。

⑤国司は、国内富豪層に随時、京内外の倉庫に物資を運送させる。運送を請け負った富豪層はここでも綱領と呼ばれるが、この運送過程は国司と富豪層の私的関係によるものであり、政府が関知するものではない。したがってこの運送過程で海賊被害・海難事故にあったからといって弁償免除を求めて綱領が民部省に被害届を出したり、政府が被害額の弁償免除したりすることはありえない。

以上の叙述はきわめて不十分・不正確なデッサンであり、ここでは財政構造転換期の「在下」「在下物」の重要性にまったく言及していないが、ここで示した構想は大筋において現在も変わっていない。本稿はその実証である。

2 律令国家財政構造の検納出給システムの停止 律令財政の検納手続きの停止

律令国家財政構造(第一段階)のもとで、大蔵省など保管官司への調庸正税雑物一括収蔵、消費主体への一括出給を実現するための諸国進納物検納手続きについて、簡潔かつ的確に記述しているのが、つぎに掲げる『政事要略』(巻五一 交替雑事) 延長六年(九二八)閏八月二十八日宣旨である。

左大弁藤原朝臣邦基^③宣、左大臣宣、奉^④勅、調庸之物、進納之日、民部省先檢^⑤見物、次移^⑥大蔵省、然後本司相共可^⑦檢納^⑧之状、式条已存、而延喜十四年四月廿六日、為^⑨省^⑩綱丁留難^⑪、停^⑫勘^⑬見物^⑭

及^中移送^上也、其後乃貢不^レ勤、空致^二違期^一、調庸^レ僂患、逐^レ年弥倍、仍以^二土産精好^一、可^レ令^二合期進納^一之状、下知^レ已了、今須^下依^レ式檢^二見物^一及^中移送^上者、

延長六年閏八月廿八日

左大史錦部春蔭奉

傍線部①「民部省先檢^二見物^一」は、『延喜式』(卷二二 民部上)の「調庸專^備當郡司到^レ京者、使^三国司引^二見物^一」(同上)のことをいっており、調庸交易雑物を運京した綱領郡司富豪層は、最初に民部省に見参して見物と帳簿(次に触れる「門文」)の点検を受けることになつていた。この「民部省先檢」は窓口チェックを受けた綱領は、続いて傍線部②「次移^二大藏省^一」すなわち『延喜式』では「郡司見参之日、省録率^二史生等^一、向^二大藏省正倉院^一(同上)のとおり、その日のうちに民部録・史生等に率いられて、見物を大藏省の正倉院(正藏)へ運ぶ。そして傍線部③「然後本司相共可^二檢納^一」は、『延喜式』(卷三〇 大藏省)の「凡調庸雜物、所司檢覆、(中略)且檢且納、莫^レ致^二民苦^一」、「凡受納出給者、先申^二弁官^一、弁官仰^二諸司^一、共集然後給納、^{諸司官人数見}二監物式^一、(同上)などを指す。大藏省は太政官(弁官)に申し、弁官は、弁官の仰せを受けて参集した出納諸司官人(民部省・大藏省・監物・主計寮)とともに綱領の立ち会いのもとで監物がカギを開けた正藏に運納し、出納諸司官人が署名した運納物数分の「収文」(日収)を大藏省官人が綱領に手交する。これが律令国家財政構造のおおまかな調庸檢納手続きであつた。²⁰⁾

九世紀後半になつてもタテマエとしてはこの手続きが維持されていた。寛平八年(八九六)閏正月一日官符によれば、国司から「進物色数」(品目と数量)を「注載」した「門文」を交付された綱領の郡司富豪層は、門文注載物品を調達して運京し、大藏省など保管官司に「全納」して「日収」

を受け取るという手続きであつた²¹⁾。この手続き自体は、本来の手續きから逸脱したものではない。綱領の郡司富豪層は調庸を運京すると、民部省窓口チェックを受けるのがタテマエであるから、民部省に出頭(見参)して民部省官人から見物の先検を受ける。この民部省先検で綱領郡司が持参した国衛手交納品書(門文)の記載物品・数量と見物が一致していなければいけない。一致していなければ門前払いになり、出直さなければならぬ。一致していたら、民部省官人に引率されて大藏省正藏に行き、太政官の弁、民部・大藏・監物立会のもとで見物が納められ、郡司富豪層は大藏官人から「日収」「収文」という進納分領収証を受け取り運京責務から解放される。

ところが九世紀末にはこの民部省先檢・諸司檢納システムは機能しなくなつていた。根本要因は累積未進にあつた。中央政府に対して累積未進を抱えた受領は、郡司富豪層の運京請負額に累積未進分を加算して割り当て、郡司富豪層は請負能力を超えた数量が記載された門文を国衛から受け取ることになる。そのまま民部先檢・諸司檢納を受けたら不足分(未進)の追徴を命じられ、黙って帰国したら受領から私宅倉庫を差し押さえられる。そこで彼らはさまざまな手段で未進追徴を回避しようとする。寛平八年(八九六)閏正月一日官符は、その具体例として受領から手交された門文を破棄して請負額より遙かに少額の実際の運京額を記した「自解」を作り、素知らぬ顔で民部先檢を受け諸司檢納を受けて大藏正藏に納める不正工作が横行していることを指弾している。海難事故偽装、海賊被害偽装も未進追及回避工作であり²²⁾、王臣家と富豪層との結合による富豪層の王臣家人化と王臣家の莊の乱立²³⁾、富豪層の衛府舍人化²⁴⁾も同様である。このような不正や偽装の横行というあらゆる階層を貫くモラルハザード²⁵⁾、王臣家人化・衛府舍人化による国衛支配からの離脱が累積未進をますます増大させ、財政危機・国衛支配の危機を進行させた。これが九世紀末の危機の実態であつた。

寛平八年（八九六）閏正月一日官符は、民部先検・諸司検納を厳しく実施せよと指示するが、この時期、実際には民部先検（窓口チェック）は行われていなかったはずである。本項冒頭掲載宣旨所引の延喜十四年（九一四）宣旨によって民部先検が正式に停止されたのは、手続きを実態に合わせたということであろう。門文と見物が一致することはなく、民部省窓口に見参する綱領などおらず、正規手続きで大蔵省正蔵に収蔵できるものなどなかった。大蔵省はすでにほとんど空っぽだったのである。「大蔵省…比年…官庫之乏物」という意見十二箇条の指摘²⁶は大袈裟ではなかった。

律令財政の出給手続きの停止

空っぽの大蔵省から、消費官司にモノを出給することはできない。そこで大蔵省は、出給業務（諸司政²⁷）を怠る。その現実をよく示すのが延喜二年（九〇二）四月十三日宣旨である。

左大弁紀朝臣長谷雄伝宣、左大臣宣、承前之例、出納諸司不_レ申_二故障_一諸司政、則依_二旧宣旨_一奪_二上日五箇日_一留_二其要劇_一、而諸司矯称_二身病_一、苟免_二其怠_一、既闕_二諸司_一無_二復濟事_一、仍不_レ得_レ止色在_二下宛用_一、成収之日更致_二逗留_一、人之解体還為_二蠹政_一、今須_二闕_二諸司_一者雖_レ称_二病患_一拘_二留季祿_一、其留者、每_レ闕_二一度_一、拘_二留絹一疋、若絹尽、准_二宛他色_一、布二端、歛五口、糸一絢、綿一屯、准_二絹一疋、一人闕_二三度以上_一者、量_二其状迹_一執_二臈裁_一、但奪_二上日_一留_二要劇_一如_レ旧者、

延喜二年四月十三日宣旨

〔別聚符宣抄〕

「出納諸司不_レ申_二故障_一諸司政」の文言は、民部省が先検の窓口業務を停止して大蔵省倉庫に見物が入らないから、空っぽになった大蔵省実務官人（他の出納諸司官人も）は出給業務を停止してしまい、消費

官司は正規手続きで見物を受給することができなくなった状況を語っている。このような正規手続きでの財政運営がマヒしていても、財源不足を嘆きつつ諸官司はなんとか料物を確保し通常業務を遂行し、政府は諸行事務用途を調達し宮廷の祭祀・神事・儀式・饗宴はほとんどかわることなく行われていた。また大半の国司は、違期・龜悪・未進を糺弾され不正を犯しながらも、国衙財源「正税」を「立用」して調庸交易雑物を進済し、主税寮で「税帳勘会」を受けて「正税返却帳」を、主計寮で「抄帳勘会」を受けて「調庸惣返抄」「雜米惣返抄」を発行してもらい、新司から不与解由状をもらい、遅れることはあっても公文勘済して任務を完了していた。これらの秘密はどこにあったのだろうか。その隠れた財源が「在下」だったのであり、この問題を解くカギである。

3 在下と宿納

在下

「在下」については、この時期の財政史研究・受領研究に関わった先学が強い関心をもつて論じているが²⁸、まず私の理解を明らかにしておく。在下とは、第一に「国々在下絹布²⁹」、「大宰府所進内在下³⁰」、「大宰府所進絹仞捌佰漆拾疋・但馬国所進佰参拾疋・大宰府綿捌仞佰貳拾屯・出雲国式仞参佰屯等在下³¹」、「阿波国所進在下³²」、「在下之物³³」、「在下物³⁴」のように、大宰府を含む諸国所進の絹・綿・布などの物品であった。第二に、在下は、「見上」（正規手続きを経て検納された大蔵省倉庫収蔵物）に対して、正規手続きによって大蔵省倉庫に収蔵することができないまま³⁴、いまだ受領の管理下にある物品であった³⁵。応和三年（九六三）閏十二月二十八日官符に、国が受け取った「日収」を三等級に区分して、第一功を「合期見上之国」、次功を「違期見納之吏」とするのに対して、劣等を「過期請_二在下日収_一之輩」としているとおりである³⁶。「見上」は正規手続きで見物を正蔵に上げて（収蔵し

て)「日収」をもらったことを表しているのに対し、在下は正規手続きで見物を正蔵に収蔵していない(見物は受領の手許にある)ことを表し、その状態のまま何らかの支出に充用して正蔵に収蔵したとみなす日収を得ている国司を「劣等」としているのである。しかしタテマエどおりの「合期見上之国」などまぎれなく存在しなかったというのが実態であった。第三に「在下史生」³⁷⁾とあるように受領から在下物の管理運用を委託された財政官司の下級官人がいたらしい³⁸⁾。この在下史生こそ、のちに姿を現す「弁済使」の非公式政府呼称であった。

このように在下とは諸国から調庸交易雑物として進上されながら正規に大蔵省倉庫に収蔵する手続きをとれない受領の在京ストックであり、その管理運用を財政官司の下級官人に委託していたものといえることができる。

九世紀末の財政危機下の京内は、大蔵省の正蔵が空っぽであるのとは裏腹に、非正規の在下物であふれていたのである。このような在下物を積極的に活用するために、表向きは実務官人が出納業務(諸司政)を怠っていると糾弾しつつ、政府主導で民部省先検を停止し、出納諸官司による諸司政を停止したのである。出納官司の諸司政サボタージュを糾弾する前掲延喜二年(九〇二)官符のなかに「在下」の語がはじめて登場するのであるが、「不_レ得_レ止_レ色在下宛用、成収之日更致_二逗留_一」の文言は応和三年(九六三)官符の「至_二于_一神事有限、国用無_レ止、仰_二宛在下、暗成_二日収_一、論_二之_一政途、尤多_二公損_一」に通じる。「不_レ得_レ止_レ色」とは「神事有限・国用無_レ止」と同義であるとみてよい。「在下充用」の具体例として、禄料³⁹⁾・幣料⁴⁰⁾・春日祭女使用途⁴¹⁾・宇多院用途⁴²⁾をあげることができる。まさに重要性・緊急性の高い「神事有限・国用無_レ止」にふさわしい用途である。齋院禊祭料は最優先されるべき「有限神事」の一つであり、後述するように九世紀末には在下物で充用されていたはずである。これら神事用途などを在下物で充用する場合、見物の授

受は国「受領」と消費官司の間で交わされ、見物出納のない大蔵省から消費官司を通して国(受領)に「在下日収」が発給されるのだが、見物授受と日収発行において、受領と大蔵省官人が消費官司に(また大蔵官人が受領に)賄賂を要求し、それが「公損」になっているのだろう。上に引用した「成収之日更致_二逗留_一」「暗成_二日収_一、論_二之_一政途、尤多_二公損_一」の文言はそのような実態を彷彿とさせる。

一〇世紀後半にはすでに定着していた齋院禊祭料のような官符国宛制、幣料などの調達に使われる「大蔵省切下文」は、このような在下物のアングラウンドでの運用のなから生まれてきたのである。それは受領主体の活発なアングラ経済を正規の財政構造に取り込むことであった。

宿納

それでは在下物はどこに保管されていたのだろうか。大蔵省正蔵に正規手続きによって進納できない受領らは、在下物を京内外の公私の倉庫に「宿納」していたと推定される。宿納の具体例として、①内蔵助多治助繩が「教種之錢」を内蔵寮倉庫に「宿納」していたこと(『九曆』天慶七年(九四四)三月四日条)、②囚獄司官舎の顛倒状態が長期化していた一〇世紀中葉、本来囚獄司倉庫に収納すべき贖銅代物を便宜を供して検非違使庁が「宿納」していたこと(『政事要略』「卷八」・「糾弾雑事」天曆四年(九五〇)十月十三日太政官符)、③齋院「庁町」の「小倉代」に「院人」(齋院男女官人)が「衣装」を「宿納」していたこと(『小右記』寛仁元年(一〇一七)七月五日条)、④豊前国内の納所預が、運京予定の官米を割き取って「株屋空屋」に「宿納」していたこと(長保五年(一〇〇三)八月十九日八幡大菩薩宇佐宮司解案『平安遺文』四五九九号)、⑤沙弥久円なる者が、検非違使庁から盗犯のことで尋問され、盗品の手作布一段を僧念寛のもとに「宿納」したと証言していること(長元四年(一〇三三)三月三日僧念寛解『平安遺文』五一八号)、⑥高倉天皇大嘗会装束司行事弁平信範が兵庫寮寮庫転倒により「近来」「官厨家」に「宿納」し

ていた兵庫寮器仗を点検していること（『兵範記』仁安三年「一六八」十月六日条）などがある。事例のすべては一時預かりであり、預かった側は預けた側に「宿納請文」（預証）を出して（賃貸料を取って）いた（九月二十三日近江介源則忠「長徳二年（九九六）任」書状『平安遺文』補八号）。

以上の「宿納」の事例をもとにすれば、『貞信公記』延長五年（九二七）十二月十日条の「差遣檢非違使、令勸諸国調物宿所□□」の記事の欠失部分は「宿納所々」と復元できるのではないか。この復元が正しければ、政府が檢非違使を分遣して諸国が調物を宿納している京内外の所々の倉庫と保管物の実態調査（どの国がどの倉庫に何をどれだけ宿納しているか）を行わせ、諸司諸行事料物を諸国受領の宿納物品から随時進済させ違期餽悪を抑止しようとしていたといえるだろう。在下物充用とはこのような料物調達をいうものと考えるが、檢非違使による強制調査は、受領が在下物充用指示に応じない申返が多発する状況に対して、政府が強硬手段に出たものであり、通常は檢非違使発動はそう頻繁にあるものではない⁴³。また政府・大蔵省は非公式に諸国受領がどの程度在下物で対応可能か、おおよそは把握していたのではないだろうか。伊予国が山崎宅に、備中国が西寺に年料米を「隠納」していたというのも（『貞信公記』天曆二年「九四八」六月二日条）、政府の把握を逃れて「宿納」していたものが摘発されたのであろう。

宿納在下物の出給実態

在下物が保管官司の倉にあり、それが実際に神事に充用された具体的な様相がわかる貴重な事例がある。応和二年（九六二）二月五日に「春日祭物」を下行するにあたって、「神態御倉」勾当弁だと思われる右中弁藤原佐忠がとった行動である⁴⁴。第四章で論じる神態御倉、第六章の「正蔵率分」に関連する史料であるが、ここで検討しておく。

（藤原師忠）
右大将於殿上給宣旨、可令勸申美濃・尾張・越前国等用残、
即於陣腋給粟田清明・櫛井原連扶、參陣腋令申可下春日
日祭物上、内侍代奏、可着正蔵、大蔵史生書出可下物、昇神
態御倉、初署返抄、春日女使可給絹、以率分倉在下物□□
□□□、左中弁談、仰在下史生等、兼示本司少輔守忠朝臣、依
率分勾当、出上東門、帰宅云々、

私には非常に難解な記事であり、手に余るのであるが、以下のように解釈しておきたい。上卿権大納言藤原師尹が殿上で神態御倉勾当（と思われる）右中弁藤原佐忠に、美濃・尾張・越前の正税用残を（主税寮に）勸申させるよう宣旨を下したので、佐忠は陣腋に（主税寮官人カ）粟田清明らを呼んでその宣旨を渡した。この正税用残を財源にする予定ではなかったかと思われるが、佐忠は陣腋で、春日祭女使内侍代が請奏し太政官から支給を命じられたものが何なのか報告させてから大蔵省に向かった。大蔵省正蔵に着した佐忠は、出納担当の大蔵史生が下行すべき絹の数量を書出すと、大蔵史生とともに「神態御倉」（後述）に昇って、新任神態勾当弁としてはじめて「返抄」（日収）に署判し、大蔵史生に春日女使に絹を支給せよ、と命じた。「吉書」である。するとこの「返抄」の宛先は先の三箇国のうち吉書に使われる「美濃」かもしれない。日収は律令財政のもとでは、諸国綱領が正蔵に見物を納めるとき出納諸司が立ち会って大蔵官人が手交するものであるが、ここでは綱領の見物納入なしに「返抄」に署判していることに注意すべきである。このことは、これからの考察においてもたびたび言及することになる。

「神態御倉」には見上の絹は存在しないので、大蔵史生に「率分倉」（天曆六年「九五二」成立の年料率分の保管庫、率分蔵のこと）に宿納された「在下物」をもって女使料絹に充用するよう手続きさせた。記事が欠いているのでどのような手続きか不明であるが、日収を女使内侍代

側に渡し、女使はその日収で受領に在下物を請求するのだろう。新任の神態御倉勾当弁の佐忠は、左中弁（率分所勾当弁⁽⁴⁾）でかつては神態御倉勾当弁であったらう藤原文憲から、（特定国「美濃カ」の受領から率分蔵に「在下物」保管を委託されている）「在下史生」（率分所担当大蔵史生カ）らに出給を命じなければいけないし、またまえもって率分勾当（と思われる）大蔵少輔守忠にも連絡する必要がある、との教示を受けた。難解ながらこれらの生き生きとした記述は、前記の諸官符が政府の立場から一方的に指弾する、「不得^レ止色在下宛用、成収之日更致^レ逗留^レ」⁽⁵⁾「至于^レ神事有限、国用無^レ止、仰^レ宛在下、暗成^レ日収、論^レ之政途^レ、尤多^レ公損」などの抽象的な記述の、具体的な様相なのである。

私の認識では、応和二年ごろには在下物という非正規用語はすでに過去のものになっていたが、率分蔵に宿納された美濃国（カ）の絹を佐忠は在下物と呼んでいるのである。

ここで本来大蔵省の神態御倉から支給すべき春日祭物が、同じ大蔵省の倉庫群の一角にある「率分倉」に「宿納」された「在下物」から支出されていることに注目したい。「返抄」（日収）は最終的には在下史生（率分所職員であり同時に受領の在下物運用担当者＝弁済使）を通して受領が受け取ることになる。在下物充用による祭祀・行食用途の調達は、具体的にはこのように行われていたのである。空っぽのはずの大蔵省倉庫群も（率分蔵を含め）正規手続きを経ない諸国在下物であふれていたことになる。延長五年（九二七）十二月に検非違使に調査させた「諸国調物宿納所々」のなかには内蔵寮や齋院庁町小倉代や西寺などもあったであろうが、大蔵省倉庫群がその大半を占めていたのである（率分蔵はそのときは未成立）。諸国在下物の大半は、実は大蔵省内の倉庫群のなかにあったのである。しかし正規手続きで収蔵できない在下物の保有者は受領なのであり、大蔵省は諸国受領相手の貸し倉庫業になったといっているかもしれない。大蔵省は、日収発給と宿納（「宿納請文」）による賃

賃料収入）を大きな収益源としていたといえよう。旧来の検納業務・出給業務を政府主導で停止し、非公式の諸国在下物を政府の必要用途調達に積極的に組み込もうとしたのが、寛平・延喜の財政改革の柱の一つであった。

4 「口宣」による諸国「在下物」充用方式

前節でみた「在下物」運用の具体的な様相を念頭に置きながら、一〇世紀前半における在下物による行食用途の調達の手続きを『西宮記』所収文書書様によってみてみよう⁽¹⁶⁾。

節会祿料の場合 — 「口宣」による「在下物」充用 —

1 a 綿伍仟屯 下大蔵

右、今月十六日踏歌庭積祿料、依^レ例彼省所^レ請如^レ件、

承平五年正月十四日

左大臣宣、宜^レ充^レ之⁽¹⁷⁾

左少弁大江朝臣綱奉

謂^レ之^レ大宣言⁽¹⁸⁾

b 右大史坂上経行仰備、大弁平朝臣時望伝宣、右大臣宣、今日踏歌庭

積祿、以^レ大宰府所進内在下^レ充行、

承平五年正月十六日

少録麻統幹時奉

謂^レ之^レ口宣⁽¹⁹⁾

2 a 絹二千疋 下大蔵 綿一万屯 「下大蔵脱カ」

右、今月十九日新嘗会親王已下五位以上祿料、彼省所^レ請、如^レ件、

承平六年十一月十六日

右大臣宣、宜^レ充^レ之⁽²⁰⁾、

右中弁藤原朝臣在衡奉

宣旨表、史加名字也

b 左大史尾張宿祢言鑑仰、大弁平朝臣時望伝宣、右大臣宣、^(中平)今月十九日新嘗会、親王・公卿・諸王・大夫以上禄、^(中平)宣以下大宰府所進絹任捌佰漆拾疋・但馬国所進佰参拾疋・大宰府綿捌仟佰式拾屯、出雲国式仟参佰屯等在下充行^上、但親王・公卿等禄、^(中平)宣以下阿波国所進在下充行之者、

承平六年十一月二(誤カ)日

少録中臣国継奉

史料 1は承平五年(九三五)正月十六日「踏歌庭積禄料」の調達、**史料 2**は承平六年十一月十九日「新嘗会親王已下五位以上禄料」の調達に関する文書であり、双方とも同じ方式で調達されている。いずれも節会の禄料であるから、本来、大蔵省が用意すべき料物である。大蔵省正蔵に調庸見物が備蓄されていたら、大蔵省正蔵納物が『延喜式』の出納手続き(申官↓弁官・民部・大蔵・監物立会↓出給)に従って出給されるはずである。しかし禄料調達の仕方は『延喜式』手続きとは大きく異なっている。

史料 1 aで正月十四日以前に踏歌節会禄料綿五〇〇〇屯を大蔵省が太政官に請求すると(「彼省所請」)、太政官は料物出給を大蔵省に認可し(「綿五千屯 下大蔵」)、左大臣藤原忠平(節会の内弁か)の宣を左少弁大江朝綱が奉じて、踏歌節会の二日前の正月十四日に宣旨を作成している。**史料 2 a**から判断して、この宣旨を左少弁から受け取った史が宣旨の(裏紙の)表に名前を書いて大蔵省官人に渡す(弁・史は節会の行事か)。この太政官から大蔵省への禄料出給認可通知書を「大宣旨」というとする。

史料 2 aで新嘗会禄料絹二〇〇〇疋・綿一〇〇〇〇屯を大蔵省が太政

官に請求すると(「彼省所請」)、太政官は料物を大蔵省に認可し(「絹二千疋 下大蔵 綿一万屯」「下大蔵脱カ」)、右大臣藤原仲平(節会の内弁 『真信公記』)の宣を右中弁藤原在衡が奉じて新嘗会の三日前の十一月十六日に宣旨を作成している。この宣旨を渡された史は宣旨の(裏紙の)表に名前を書いて大蔵省官人に渡す(弁・史は節会の行事か)。これによって大蔵省は禄料支給を認可される。「大宣旨」⇨出給認可通知書である。

1 a・2 aの太政官の大蔵省への出給認可通知書(「大宣旨」)は、「申官請受」という『延喜式』出納手続きと同じであり、佐藤全敏氏が指摘するように「官切下文」である⁽⁴⁷⁾。この「官切下文」は文書形式では「官宣旨」である。『延喜式』規定では、認可通知を受けた大蔵省は、弁・民部大蔵輔・監物とともに大蔵省正蔵のカギを開けて禄料の出給を受けるのであるが、**1 a・2 a**にそれぞれ連続する**1 b・2 b**ではまったく異なる料物受給の仕方になっている。

史料 1 bは、**1 a**大蔵省への大宣旨(「官切下文」)⇨出給認可通知書とは別途、踏歌節会当日、今日の踏歌庭積禄は大宰府所進内の在下で充て行え、という右大臣仲平の宣を左大弁平時望が右大史坂上経行に伝宣し、経行から口頭で伝えられた内容を大蔵少録麻統幹時がメモした文書であり、これを「口宣」というとする。太政官から大蔵省への財源指定(「大宰府所進内在下」)通知書である。財源指定が節会当日なされるといふのも興味深く、この大宰府所進在下物は当日でも即座に対応できる場所・状態にあることが想定されている。大宣旨⇨出給承認通知書と口宣⇨財源指定通知書の上卿・奉行弁は別人である。

史料 2 bでは、料物出給認可の大宣旨とは別に右大臣仲平の宣を**2 a**宣旨の奉行弁とは異なる大弁平時望が伝宣し、それを受けた左大史尾張言鑑が大蔵少録に口頭で、大宰府所進絹一八七〇疋・但馬国所進絹一三〇疋(合計二〇〇〇疋)、大宰府綿八一二〇屯・出雲国綿二三〇〇屯(合

計一〇四二〇屯)をそれぞれ在下で充て行い、ただし親王・公卿等の禄は阿波国所進在下で充て行うよう命じ、大蔵録はそれを奉じて宣旨を作成している。1bによれば、この左大史の口頭伝達を大蔵録がメモした宣旨が「口宣」である。料物指定通知である。この口宣にもとづいて大蔵省が、大宰府・但馬国に所定数の絹、大宰府・出雲国に所定数の綿をそれぞれ在下から、また品目・数量は不明ながら阿波国所進物を在下から充て行うよう命じるのである。日付は十一月二日となっているが、十六日の出給承認通知以前ではありえず、1aと1bの日付から判断して、十一月十六日以降十九日節会当日以前であろう。

すなわち太政官は、史の口宣によつて、大蔵省正蔵の正規収蔵物ではなく、大宰府・諸国の在下物を節会禄料として料物指定しているのである。大蔵省正蔵には出給すべき正規の見物は存在しないのである。この史による口宣は口頭伝達であることのために、この料物調達方式の非公式性が表れているように思われる。見物を持たない大蔵省はこの口宣を根拠に大宰府・諸国から在下物の絹・綿を請求することになる。出給日付から判断して在下物は京内(近辺)に保管されている見物でなければならぬ。史料1・2は、出納手続き文書のひな形であるから、これまで述べた手順は、一〇世紀前半、九三〇年代には広範に使用されていた太政官と大蔵省など出納官司による一般的出納手続きだったといえるだろう。財政用語としての「在下」の使用例は延喜二年(九〇二)から和三年(九六三)までである。

在下物充用の事例を一つ追加しておこう。『醍醐天皇御記』延喜十九年(九一九)九月十日条(8)に「令仰大臣忠平、幣物依今日在穢内不_レ可_レ下、明朝以_二在下之物_一可_レ行_レ之、同十一日、八省院奉幣如_レ常、訖還_レ宮」とある。九月十一日伊勢例幣の幣物は、『西宮記』(恒例三九月例幣)では、内蔵寮請奏にもとづき行事蔵人が行事上卿に下し、行事弁・史を通じて大蔵省に催すことになっている。内蔵寮請奏は、本来

ならば内蔵寮収蔵物によって弁備するべきものを、内蔵寮に見物がないから他の財源から調達してほしいと奏するものであり(「請奏」による料物調達とはそういう事情による)、それが太政官に伝えられ、太政官から「官切下文」で大蔵省に示達されるのである。そこで本日条をみると、天皇は調達済みの幣物が今日の穢に触れて使えないから、明日の例幣使発遣日の朝、「在下物」で調達させよと命じ、翌日、朝堂院での例幣使遣は「常の如く」行われた。この幣物の在下物充用も史から大蔵省官人への口宣によつて指示されたであろう。式日当日に指示が出されるのは、史料1でみた承平五年正月十六日の踏歌節会の禄料と同じである。

なお、前節でみた春日祭女使用途の場合、口宣が使われたような形跡がないのは、後述するように口宣方式がすでに廃絶していたからであろう。この記事で、醍醐天皇自身、財政運営が在下物充用によつて行われていることを知っており、天皇自身が在下物の活用に積極的であることに注意しなければならぬ。

史の口宣による在下物充用が、大蔵省によつて具体的にどのようなに行されたのかは、前節の応和二年(九六二)の春日祭女使用途における率分倉在下物の充用の仕方などを参考にしつつ、さらに検討しなければならない。ここでは口宣を受けた大蔵省は日収を作成し、弁以下出納官人が署判して被給者に手交し、被給者はその日収で受領(在下史生_二弁済使_一)から見物を受け取るという前節でみた手順を想定しておきたい。節禄は出給官司も被給官司もともに大蔵省であるが、手順は同じであろう。本項では一〇世紀前半、太政官が重点的行事料物(禄料・幣料・祭使料など)を調達するさい、大蔵省に口宣で諸国在下物の充用が指令されるのが一般的であったことを明らかにした。

宇多院料物の場合 ― 「口宣」の省略 ―

受給官司が太政官に料物を請求すると、太政官から大蔵省など保管官司に大宣旨_二官切下文(出給指示書)_一と口宣(口頭による諸国在下物充

用指示)が下されていた上記の方式を簡略化したのが、口宣の省略である。この方式は一〇世紀初頭の延喜七年(九〇七)にすでに登場していた。

左大弁紀朝臣長谷雄伝宣、左大臣宣、大宰貢調綿内千屯以_レ在下_レ宣_レ奉_二宇多院_一、但今年以後不_レ待_二口宣_一奉_レ之、立為_二恒例_一者、
延喜七年十二月廿一日
〔別聚符宣抄〕

この上宣旨は、大宰府貢綿のうち一〇〇屯を「在下」物で宇多院に進納せよ、今年以後は「口宣」なしで進納することを「恒例」とせよという左大臣時平の宣を左大弁紀長谷雄が誰かに伝宣している。伝宣された奉者の位置は欠落しているが史だったはずである。史の交付相手は大蔵省官人である。今年以後は口宣なしで進納せよというところの口宣とは、前項でみた史が大蔵官人に仰せた財源指示の口宣であり、宇多院が讓位した寛平九年(八九七)以降延喜六年(九〇六)までは、前項でみた節禄調達方式と同様、太政官によって、毎年、大臣宣を受けた弁の伝宣を奉じた史が、口頭で大蔵録に伝え、それを奉じた大蔵録が口宣を作り、その口宣にもとづいて大蔵省から大宰府に在下物の貢綿一〇〇屯の進納が命じられていたのである。しかし延喜七年以降は、史による口宣と大蔵録によるメモ(「口宣」)を省き、史が作成した大宣旨_二官切下文_一だけが_二大蔵省_一に交付されることになった。史料1・2でいえば1b・2bが省略され、1a・2aだけで大蔵省は在下に指示できるようになったのである。宇多院への場合、大宰貢調綿一〇〇屯が指定されているが、1b・2bが省略されたのであれば、禄料・幣料など他の用途では、太政官が国指定するのではなく、どの国の在下物を充用するかは大蔵省が決めることになろう。

宇多院への綿の進納手続きは、延喜十一年(九一一)十一月九日、さ

らに変更が加えられ、

左大弁藤原朝臣清貫伝宣、大納言藤原朝臣忠平宣、奉_レ勅、毎年綿二千屯可_レ宛_二進宇多院_一、但其官符、十月五日宣_レ下_二大蔵省_一、立為_二恒例_一者、
延喜十一年十一月九日
右大史大_□…_□
〔別聚符宣抄〕

という奉勅宣旨が大蔵省に下された。ここでは割当国を太政官の方で指定せず毎年綿二〇〇屯を宇多院に進納することを「恒例」とすることだけが_二大蔵省_一に伝えられ、翌年から毎年十月五日に進納を命じる「官符」が大蔵省に下されることになった。正蔵に見物を持たない大蔵省は、この官符をもとに独自に二〇〇屯になるよう所済国々と所済額を決め、指定国々に在下物で進納するよう指示することになる。こうして大蔵省が所定官司・所定行事の料物を、独自に諸国に割り当てて進済させる方式が生まれるのである。

このように大蔵省が(太政官の指定諸国ではなく)独自に選定した諸国の「在下物」の充用を命じる方式は、はじめは大蔵省がさきに「日収」を作成して受給者に交付し、受給者がその日収で所定国の受領・在下史から在下物を受け取るという非公式の方式であった。この方式は、受給者には受給権保障、受領には公文勘会の便宜、そして政府としては料物の「合期精好」の確立、財政官司には非公認業務の公認、などのために正規手続き化しようという動きを起させる。こうして本来なら大蔵省正蔵の調庸物から支給される種々の料物について、日収による在下物充用から、「大蔵省切下文」による催徴へと変わっていったのだと考える⁴⁹⁾。切下文の流れも、日収と同様、受給権者に手交され、受給権者が大蔵省切下文を受領に渡して現物を受け取る。撰関院政期の大蔵省切下

文が大蔵卿の責任で国宛されるところからみても³⁹⁾、大蔵省切下文は大蔵省日収が発展したものだと考えたい。大蔵省切下文は受給権者に手交される日収に添えられた受領宛て通知書が催促状に進化したものだと考ええる。大蔵省切下文には日収が添付されていたとみるべきであろう。

このようにみるなら、切下文による国宛ては一〇世紀後半画期論者が主張するような一〇世紀後半に成立するものとは考えられない。第六章で詳述するように、季御読経・臨時仁王会の布施物絹・綿は一〇世紀末に永官符国宛制（大津氏のいう永宣旨料物制）になったが⁴⁰⁾、その前段階は大蔵省切下文であった（『権記』長保二年「一〇〇〇」三月十九日条）。これらの料物の大蔵省切下文方式への転換は、史の口宣と大蔵省日収による諸国在下物充用という転換期の非公式調達方式を経た延喜く延長年間に、個別料物ごとに行われたのではなかったかと考える。このことは第四章でも再論する。一〇世紀後半画期論の誤りは、過渡期の「在下物」充用段階を設定しなかったところにある。

以上、一〇世紀初頭の延喜年間から、口宣による諸国在下物充用の口宣が省略されたことを契機に、大蔵省が国宛てして非公式に日収を受給者に手交して諸国在下物を催徴するようになり、その方式が個別料物ごとに正規手続き化して大蔵省切下文が成立したことを推定した。九世紀末の齋院禊料調達も、節禄料調達や宇多院への進納とだいたい同じ方式であったと思われる。齋院から料物申請を受けた太政官から大蔵省へ「官切下文」と「口宣」によって太政官が指定した諸国の在下物を充用する方式だったと思われる。以下、禊祭料の諸国在下物充用方式から「官符国宛制」への転換について、章をかえて検討しよう。

三 禊祭料の第二段階 官符国宛制への転換

一 王朝国家財政構造への転換

1 口宣による諸国在下物充用方式による禊祭料調達

口宣による禊祭料調達方式について、実例があるわけではないが、過渡期にその段階を仮定しなければ、齋院禊祭料の官符国宛制への転換は説明できない。齋院禊祭料が、応和三年（九六三）宣旨傍線部③「年来之間、分配国々⁴¹⁾、二月卅日以前可進⁴²⁾彼院⁴³⁾之由、毎年給⁴⁴⁾官符⁴⁵⁾」⁴⁶⁾というように、毎年官符によって催徴される官符国宛制に、どのように転換したのだろうか。「年来の間」とはいつ始まったことなのだろうか。

官符国宛制による禊祭料催徴の初例は後掲『西宮記』勅物記事の延喜十年（九一〇）度である。第一章で述べたとおり、『延喜式』（卷六 神祇六 齋院司）の「毎年禊祭料」が、官符国宛制への移行を前提としているようにみえるのも、官符国宛制への転換が延喜初年までには行われていたことをうかがわせるものであった。そのプロセスを具体的にたどっていこう。

九世紀末の財政危機下の禊祭料は、『寛平御遺戒』に「齋院者、種々雜物式例雖具、其於用途不足十分之一⁴⁷⁾」⁴⁸⁾とあるほど窮迫していた。これは、「式例」では必要量の一〇分の一にも満たないゴージャスさを言っているのではなく⁴⁹⁾、過剰表現であるとはいえ「式例」に規定された物数の一〇分の一も齋院に入っていない、という危機的状況を強調しているのである。応和三年宣旨の傍線部②「而諸国調庸早不進納⁵⁰⁾」の文言は、その要因が諸国調庸未進にあり、大蔵省納物が欠乏し、大蔵省など保管官司が齋院からの出給請求に応じえなくなっていたことを示している。大蔵省正蔵からの正規の出給が「式例」の一〇分の一にも足らなくなっていたのである。それでも毎年の齋院禊祭のパレードは、内裏や齋院に穢でも発生しないかぎり、おそらく見苦しくない装いで見物人のひしめくなか、一条大路を過ぎっていった。この転換期の賀茂祭で停止された史料が残るのは、昌泰三年（九〇〇）、延喜二十二年（九二二）、同二十三年（九二三）の三回だけである。⁵¹⁾

このような時期、賀茂祭を前に齋院司からの料物申請は、第一段階と同じく、まず二月三十日を出給日として太政官に申請し（「申官」、太政官から大蔵省・内蔵寮以下関係保管官司へ出給を命じる「官切下文」）が下されるのも第一段階と同じだったはずである。しかし見物備蓄が絶対的に不足している大蔵省・内蔵寮・大膳職・大炊寮・掃部寮・造酒司など多数の保管官司・舗設官司（表1）は、齋院の請求に対応できないので何とかしてほしいと太政官に料物申請することになる。すると太政官は、前章でみた諸国「在下物」による節禄の調達と同様の手続きによって、官符国宛制による禊祭料物の特産国分配（表2）の先例となるようなかたちで、浅く広く五畿七道諸国に所定の禊祭料を割り当てたのだと考える。すなわち太政官は大蔵省・内蔵寮・大炊寮など各保管官司に、史の「口宣」によって、どの国の在下物の何をどれだけ充用するか伝える。史の口宣を受けた各保管官司（以下、大蔵省に代表させる）は口宣を根拠に指定された割当国を宛所とする「日収」を齋院に渡し、齋院は大蔵省発行国司宛て日収によって諸国受領に在下物の支給を求め、見物と引き替えに受領（その代理人である「在下史生」、のちの弁済使）に日収を渡す。

受領は日収を受領することによって、大蔵省に禊祭料分の調庸交易物を進納したことになる。同時に齋院に禊祭料を納入したことになる。形式上の文書の流れと見物の流れの実際は噛み合っている。これが「不得止色在下宛用、成収之日更致逗留」「至于神事有限、国用無止、仰宛在下、暗成日収、論之政途、尤多公損」などという抽象的文言で書かれた、齋院禊祭料進納の実態だったのであろう。この段階で齋院からの正式返抄が受領に渡されることはなく、あくまで大蔵省日収である。在下物運用は非公式だからである。

しかしこの方式に転換したところで、受領が割り当てられた在下物を

表2 齋院禊祭料進納国と進納品目

国名	品目	進納年	摘要	出典	進納年	摘要	出典
山城		長治2(1105)		『朝野群載』			
大和	冠絹		15疋 正税交易	『延喜式』	永承2(1047)	大田丸丸負田冠年絹1疋直、准額5束	平 652
河内	冠白?		40疋 正税交易	『延喜式』	大治4(1129中)	女房曹局豊(河内国所課)	大治 4,4,21
和泉		建永元(1206)	禊祭料	鎌 2137			
伊賀		寛治3(1089)		後二条:寛治 3,4,27	嘉保1(1094)	出作公田官物進納→禊祭料	平 1336
尾張	国絹	大治4(1129)	本国絹→代々色代→国絹	中:大治 4,4,1			
駿河		大治4(1129)	死去、交替	中:大治 4,2,26			
甲斐		長和4(1015)	未進→檢非違使備進→究進	小:4,18/19			
安房		長和4任終	不請院勘畢勘文	小:寛仁 2,3,19			
近江		長和3(1014)	未着任→進済	小:長和 3,3,29			
美濃	絹	長和1(1012)	10疋未進	小:長和 1,4,14			
信濃	紅花	寛弘2(1005)	色代(1斤代布1端1丈)	小:寛弘 2,4,21			
上野	紅花	天延3,7官符	臨時用交易	『朝野群載』	延久年中	賀茂祭紅花毎年未進	後二条:寛治 5,12,12
		(天喜3の詔カ)			元永2(1119)	撰閣家立荘→不能弁済	中:元永 2,3,25
越前	油	治承2(1178)~	12石余 治承2~文治6未進	鎌 440			
加賀		長和4(1015)	未進→檢非違使備進→究進→進済	小:長和 4,4,18/19	治承4(1180)		吉:治承 4,4,3
丹波	赤絹	天元4(981)	絹 23疋 正税交易	『朝野群載』	康和5~嘉承1(1103)	赤絹 23疋 正税交易	『朝野群載』
丹後	腰子・女纏装束料	大治4(1129)	(阿波と)両国我父子国、未進済	中:大治 4,4,1			
但馬	絹・両面錦	長和4(1015)	出家→難弁→令履→進済	小:長和 4,4,14/19			
因幡	国絹	長和1(1012)	解文	小:長和 1,4,7	大治4年(1129)	本国絹→代々色代→国絹合進	中:大治 4,4,1
出雲		長和4(1015)	進済すべきや否や	小目:長和 4,4,18			
石見	(米)?	長徳2(996)	解文→大炊寮	小:長徳 2,4,7			
播磨	米	長和1(1012)	未進 150石→催宣旨	小:長和 1,4,8/14	長和4(1015)	未進 100石→相論→御月料	小:長和4,4,11~22
美作	絹	嘉保1~承徳3	各50疋5疋218屯	『朝野群載』	建暦1(1211)	禊祭料	鎌 2137
安芸	絹	正安3(1301)	2000疋	鎌 20822			
紀伊	堅魚	嘉承3(1108)	權門勢家領停止、浦々住人進済	勘:弘安 10,7,13	元久1(1204)	禊祭料	鎌 2137
淡路	米	寛弘8(1011)	進納して出家	小:長和 4,4,18	長和4(1015)・5	未進→納畢勘文もえず	小:寛仁 1,12,26
讃岐		長和3(1014)	未着任→不弁→可進済	小:長和 3,3,25	長和3~寛仁3	究進→納畢勘文要求	小:寛仁 4,10,2
伊予		寛弘7(1009)	出家、進済せず	小:長和 4,4,18			
阿波	調絹糸	長元5年(1032)	省納と區別された所々分	左:長元 5,6,3	大治4年(1129)	(丹後と)両国我父子国、未進済	中:大治 4,4,1

注) 出典欄 小:『小右記』 小目:『小記目録』 左:『左経記』 中:『中右記』 後二条:『後二条師通記』 吉:『吉記』 勘:『勘仲記』 平:『平安遺文』 鎌:『鎌倉遺文』

拙稿「撰開期の齋院禊祭料と王朝国家の財政構造」(『九州史学』156号 2010年)掲載表を加筆転載

進納する保証はない。「正税用尽」をはじめさまざまな口実をもって「申返」を求めてくる。誇張とはいえ『寛平御遺戒』がいうように「式例」の十分の一に足りないという事態は解消されなかったかもしれない。また「口宣」による大蔵省への諸国在下物割当方式は、禊祭料のような大がかりで広範な諸国への割当の場合、日収など介在する手続きが煩雑であり、それが違期の要因となり、「日収」授受における保管官司・齋院司・受領の不正の温床ともなる。これらの難点は早急に改善する必要があった。

2 齋院禊祭料の官符国宛制への転換 延喜十年賀茂祭の禊祭料

口宣による在下物充用方式の不安定性と料物不足を解消し、齋院禊祭料の円滑な確保を可能にするために案出されたのが、「官符国宛」方式であった。『西宮記』（恒例二 四月 賀茂祭事）の勘物のなかに、

延喜十年四月十四日、賀茂祭饗、依_二内蔵寮穢_一、於_二御蔵町_一行事、
行事所（所符カ）・院司共催_二禊祭料_一、男女使等飾物・女官申（文脱カ）・河原饗料事、藏人奏下、

という記事がある。内容は、延喜十年（九一〇）四月十四日、①内蔵寮で行うことになっている「賀茂祭饗」は、内蔵寮が触穢のため今年内蔵寮御蔵町で行うことになった。②禊祭料は行事⁽³⁵⁾と齋院司が共に催した。③男女使等飾物・女官申文・河原饗料について行事藏人が奏下した、の三点である。記事の日付十四日は中西日、勅祭日である。

①の「内蔵寮」で行う「饗」というのは、『儀式』（巻一 賀茂祭儀）に、祭日に天皇が祭使らの乗馬を覧じたあと、祭使らは禄を賜って内裏を出て内蔵寮に向かい、内蔵寮が祭使らに「供饌行酒」し、それから祭使ら

は行列を組んで「北辺路」（一条大路列見辻）に到り齋院行列の到着を待つという流れのなかの、内蔵寮での祭使らへの供饌行酒にあたる。それが、内蔵寮の穢によってできなくなったので御蔵町で行ったのである。③は祭日に内裏から出立する祭使（男女使）飾物の料物、女使（典侍・命婦・闈司ら）が申請した料物⁽³⁶⁾、河原饗料⁽³⁷⁾については、事前に藏人が奏上し天皇の裁可を得て、太政官（禊祭行事上卿）に料物・饗料の下行を命じたというもの。①③ともに内裏儀・藏人方行事である。

②は禊祭行事（上卿一弁一史、すなわち太政官）と齋院司が共同で禊祭料を催徴したというもの。この簡単な記述は、前稿で述べた官符国宛制による禊祭料催徴が行われていた『小右記』の時代に、齋院客殿において「出車定」を行ったあとで行事上卿・弁一史と齋院司が齋院司作成の禊祭料進未勘文にもとづいて未進国々に催宣旨を発給して督促していた手続きを指しており⁽³⁸⁾、延喜十年度にはすでに禊祭料官符国宛制が軌道に乗っていたことを明確に示すものである。『西宮記』所引の短い記事は、撰関期に恒例化していた、②齋院禊祭料の官符国宛制、③内裏側の「勘宣旨」による賀茂祭女使の用途調達方式が、延喜十年の賀茂祭においてすでに採用されていたことを示している。すなわち延喜十年、撰関政治全盛期に恒例化していた齋院禊祭料官符国宛方式はすでに制度として定着していたのである。

官符国宛制への転換と齋院檢校菅原道真

それでは官符国宛制に転換したのはいつなのか。その契機は、寛平九年（八九七）七月三日、讓位する宇多が新帝醍醐に対して『寛平御遺戒』で「（齋院用途）特加_二相勞_一、不_レ可_レ忘_レ之」と、禊祭料確保を財政上の最重要課題の一つとして示したことにあり、齋院「檢校」として権大納言菅原道真と右大弁平季長を指名した（「大略仰_二菅原朝臣・季長朝臣_一畢、可_レ令_二彼兩人檢_二校_一之」）。齋院用途全般（さらに齋院関係全般）の責任者は撰関院政期には禊祭行事（行事上卿・行事弁・行事史）を

兼任する齋院別当（公卿別当・弁別当・史別当）であった⁵⁹⁾。「檢校」というと、大嘗会・仁王会などで補任される大臣・納言と参議を想起するが、齋院「檢校」の二人は、事実上の初代齋院別当＝禊祭行事であったとみてよい。直後の七月二十三日に季長は没しているから、他の弁があとを襲ったのであろう。

新帝即位後初めての賀茂祭の式日は翌寛平十年（八九八）四月二十二日（中西日）、齋院御禊は十九日（中平日）である（二十六日に昌泰改元）。残念ながら、賀茂祭が通常どおり実施されたか中止されたか史料はないが、『日本紀略』にも特記される場合が多い停止記事がないということは、実施されたとみてよいと思う。賀茂祭を盛大に挙行し、賀茂神への生け贄ともいえる齋院の行列を華やかに飾ることで、賀茂神は感応して新帝の加護と国家の平安を約束する。「天下疫」「京中外国疫癘」により、三月二十二日に仁王会、二十八日に十五大寺で金剛般若経一巻転読、四月十三日には八社奉幣がなされている（『日本紀略』・『扶桑略記』）。疫病が猖獗を極めていたからこそ、賀茂祭を盛り上げて賀茂神の怒りを鎮め、新帝の時代のスタートを祝福して貰わなければならない⁶⁰⁾。

そのためには、これまで（誇張ではあるが）式数の一〇分の一しか確保できなかった齋院禊祭料を確実に納入させる新方式に転換する必要があった。それが官符国宛制だったのである。禊祭料官符国宛制は以下のような内容だった⁶¹⁾。太政官が五一箇国にその国の特産品を中心に禊祭料を浅く広く割り当てて固定して「例進之国」（冒頭所引天元四年官宣旨傍線部㉔）とする（表2）。財源は国の事情に応じて調庸・中男作物・正税交易「例用・臨時用」を宛てるが（同傍線部㉕）、主として正税交易である。毎年、禊祭行事・齋院司が七〜八月に官符で国宛して二月三十日を期限（同傍線部㉖）に進納させる。以上のような催徴方式であった。第二段階に始まるこの官符国宛方式自体は、以後、第三段階、第四段階を通じて基本的に変化はない。第三段階・第四段階の変化はこの方式の枠内

で、合期精好・進済率向上をめざすあらたな対策の追加であった。

藤原実資が禊祭行事上卿を勤めていた第四段階の一〇世紀末〜一世紀前半には、途中、十一月に禊祭行事が最初の催宣旨で警告し、未進国に対しては二月〜四月に何度も催宣旨で督促し（それでも進納しない国には天皇の譴責宣旨）、最終的にはほとんどの国が進済するという、高い進済率を誇っていた。撰関政治全盛期の賀茂祭における齋院禊祭行列の華やかさの財政的基盤は、ここにあったのである。この方式の骨格を作ったのが寛平九年（八九七）に宇多が任命した「檢校」菅原道真なら、道真は「檢校」に指名された直後の七、八月、史ら弁官司職員・齋院司に命じて翌年の賀茂祭の齋院禊祭料を、（口宣による在下物充用段階の割り当て実績をもとに）およそ五一箇国に品目と数量を割り当てる作業を行わせ、五一箇国に二月三十日を納期とする官符を発給させたのである。彼らの未進督促を中心とする実務はそれから翌年四月中西日まで続く。以後毎年、同様の官符で例進国への禊祭料催徴が繰り返されていく。

官符国宛制の有効性

官符国宛制はそれまでの口宣による諸国在下物充用方式とどこが異なり、なぜ進済率を高めることになるのだろうか。繰り返しになるが口宣方式の脆弱性についておさらいしておこう。口宣方式は太政官が主導して割当国を決め、二月三十日の期日に割り当て諸国の在下物を禊祭料として非公式に充用するよう大蔵省など保管官司に通達し、大蔵省などが日収によつて国々に割り当て、国々に「在下物」から進納させていたと推定される。口宣による割当国と物品・数量は転換後の官符国宛五一箇国とそれほどの違いはなかったものと思われる。その点では口宣方式と官符国宛制との間にたいした隔たりはない。

大きな違いは、まずはその権威にあった。「官符」での進済指令と申返に対する最終的には天皇の「譴責宣旨」による督促の効果は大きい。口宣・大蔵省日収方式は、日収による催徴という非公式性が受領に対して

「正税用尽」⁽⁶²⁾などの申返の口実を与えることになる。

制度面でいえば、口宣・日収方式だとおそらく禊祭日まで二ヶ月というところになって二月三十日を期限に進済せよとの指示が出され、受領が慌てて調達しようとしても禊祭日まで間に合わない(違期)というケースが相次ぐであろう。国衙財源上に指定はなく在下物という非公式トックであるから公文勘会でも財源指定はされず他の料物と同じ漠たる「年料」の内だったと思われる。それに対して官符国宛制では国衙財源のなかに「調庸・中男作物・正税交易」のいずれか具体的な「齋院禊祭料」という財源項目が恒久的に設定(「立用」)され、毎年、禊祭行事と齋院司が責任者となって齋院で期日のはるか以前の七、八月に二月三十日を期限に齋院に進済せよとする官符を五一箇国宛て作成・発給し、期限まで何度となく督促し、進済した国には「齋院返抄」を発給する。受領には年料(省納)とは別枠で齋院返抄について主計寮「抄帳勘会」を受けさせ、他の雑多な省納分の一括抄帳勘会と合わせて主計寮から調庸惣返抄を獲得する⁽⁶³⁾。官符国宛制がシンプルで独立性の高い進済方式であり、受納する齋院側にとつても進済する受領側としても確実に進済が証明される(それだけ受領は申返・違期・僥悪などやりにくい)。毎年「官符」で進済が命じられ、国衙で独自財源項目の齋院禊祭料が立用され、受領は齋院返抄で抄帳勘会を受けなければ調庸惣返抄を貰えないという官符国宛制は、禊祭料の進済率を高めるうえで有効な方式だったといえる。摂関院政期に「切下文」による料物催徴に未進が目立つのに対し、官符国宛制をとる齋院禊祭料の進済率が驚くほど高かった根本的要因は、応和三年(九六三)の受領功過定審議項目化以前に、官符国宛制に転換した点にあったのである。

3 齋院禊祭料以外の料物の官符国宛制 年料租春米・年料別納租穀

前節で、寛平十年(八九八)の賀茂祭においてはじめて禊祭料官符国宛制が採用されたと推定し、進済率を高めるうえで有効な方式であったことを述べたが、官符国宛制による調達方式は、同時期、他の料物でも相次いで採用されていた。禊祭料官符国宛制は、『延喜式』(卷二三 民部下)では、尾張以下一八箇国が所定数の租穀から「官符到るに随つて」春いて進納する「年料租春米」、同じく伊賀国以下二五箇国が所定数の別納租穀から「官符到るに随つて」位禄・季禄などの料物として進納する「年料別納租穀」の進済方式と、基本的に同一である⁽⁶⁴⁾。「官符到るに随つて」とは、年料租春米の場合、各国が所定額を「官符」で一括して進納するというのではない。「前司任終年」の「雑米惣返抄」を「後司」に交付する方針を示した寛平十年(八九八)官符に、「租春大粮又春備米、実官符到所^レ宛行^レ也、事自参差^レ不能^レ年中究^レ畢、⁽⁶⁵⁾」とある。すなわち国司は租春米や春米を「官符」が届くたびにばらばらに進済するので年内に完済することなどできない、というのである。「官符到るに随い」というのは、「官符」で取得権を与えられた諸司・諸衛・諸行事・諸個人が、随時、「官符」で進済を求める方式だったことがわかる。衛府大粮使のように現地に催徴に赴く場合もあるが、たいていは「官符」を貰って京内「在下物」から受給したと考えられる。この方式がすでに寛平十年(八九八)には行われていたことを重視したい。この段階では国は固定されていなかったらしく、延喜二年(九〇二)に一六箇国に田租を穎稻で収納することを禁じ穀で収納して大粮料に宛てるよう命じており⁽⁶⁶⁾、このとき年料租春米国がはじめて固定したものと思われる。

太政官符民部省

応^レ返^下却^レ立^三別納租穀并租春料及交易雜物直^一諸国税帳^上事

右檢^二案内^一、別納租穀之數、去延喜七年十一月十三日毎^レ国立^レ限、

田租春米之國、同十年六月十九日改定已畢、又年料交易雜物、詳載

二式条、而或国司等乖^レ違格式、不^レ割^二置別納之數^一、不^レ勤^二備租春之色^一、位祿王祿度^レ年不^レ行、諸衛大糧逐^レ日難^二納、加之^二年料交易物頻言^一上正稅用尽之由、曾無^レ貢^二進物実^一之勤、恣宛^二国中之雜用^一、既忘^二公用之闕亡^一、不^レ立^二新制^一何改^レ旧、右大臣宣^レ奉^レ勅、伴等三色之料、若有^レ不^レ立^二用稅帳^一者、宜^レ返^二却其帳^一令^レ慎^二将来^一者、省宜^レ承知依^レ宣行^レ之、符到奉行、

延喜十一年二月廿五日

『政事要略』(卷五七 交替雜事雜公文)

この記事に、「田租春米之國、同十年六月十九日改定已畢」とあり、年料租春米國は延喜十年に改定されており、『延喜式』年料租春米一八箇國はこの時に改定された諸國を示している。諸國年料租春米の官符國宛制への轉換は、寛平く延喜年間に行われたのである。年料租春米に連動して唐米・年料春米(正稅を財源)も含めて「年料米」の大半が官符國宛制の対象となっていたことが想定される(すでに寛平十年官符に「官符到所^二宛行^一」とされる「租春大糧又春備米」は年料米を指すか)。「官符國宛制」(天津氏のいう永宣旨料物制)は、天津氏が提唱した一〇世紀後半財政構造轉換論の根拠の一つであるが、天祿元年(九七〇)八月に御齋会料米・春季御読経料米・恒例賑給料米・恒例施米料米・秋季御読経料米など年中行事の料米が永官符國宛制に轉換する前段階においては、「臨^二彼期^一、雖^レ給^二宣旨於諸國^一」とあるように「宣旨」(國宛には「官符」)で「臨期」(行事の期日間際)に國を選定して國宛てされていた⁽⁶⁷⁾。この「臨期」官符國宛方式こそ、寛平・延喜年間に始まる「官符到るに随い」出給する方式そのものである。このように、一〇世紀後半に年料米に「永」官符國宛制が採用される前段階として位置づけられる「臨期」官符國宛制の起点は、寛平・延喜年間、齋院禊祭料の「永」官符國宛制への轉換と同じ時期だったとみなければならない。

年料別納租穀の場合、位祿定で特定諸個人の位祿が特定諸國の年料別納租穀に割り当てられた場合などに、その國に位祿官符で進濟が命じられる。前掲官符によれば別納租穀を確保すべき二五箇國とそれぞれの數量が確定したのは、延喜七年(九〇七)十一月十三日であった。年料米の場合も別納租穀の場合も、官符は現地の國に届けられるのではなく受給権者に渡され、受給権者は官符を指定國の受領または在下史生(後の弁濟使)に渡して、所定額の料米・位祿を京内公私倉庫に備蓄された在下物から受け取ることになる。このように、年料米・位祿ともに寛平く延喜年間に官符國宛制が採用され、京内で在下物が授受されるようになったのである⁽⁶⁸⁾。

政府は、これら官符で進濟を命じる、①別納租穀(位祿・季祿)・②年料米、さらに③年料交易雜物(齋院禊祭料も含まれる)に対して、受領が個別的に進濟を辞退する申返をいかに封じるか対策を講じていく。前掲官符によれば①②は指定國が指定數量の確保を怠り受給権者・受給官符が官符で物実を請求しても応じない、また③年料交易雜物については(受給権者が指定數量を官符や日収で請求しても)、「正稅用尽」を口実に進濟に応じないので「公用」(主として行事務用途)に欠乏が生じている、という現状認識に立って、延喜十一年(九一二)二月、「新制」を立てて(すなわち公卿たちが議定で「起請」を立てて遵守制約を誓い)、①②③の「三色」の財源を稅帳に「立用」していない國の稅帳を返却するよう民部省に通達している。ここで交易雜物について稅帳「立用」というのは、交易雜物全体を大括りにして「立用」といつているのではなく、重点料物の個別的「立用」であろう。個別料物ごとに財源を「立用」させて「正稅用尽」を口実に申返することを抑止しようとしていると考えたい。ただし官符國宛制に轉換したときから、正稅交易を禊祭料財源に充てている國では、すでに稅帳に立用していた。調庸・中男作物を財源に充てている國では対策は「抄帳勘会」だけなのかどうか、なお検討を要

する。料物の多くが延喜十一年（九一一）になってようやく「税帳立用」を明確化したのに対し、齋院禊祭料は発足時点から独自の税帳立用・抄帳勘会の対象とされていた。齋院禊祭料は正税交易を財源とする料物のうちで官符国宛制の先駆けをなすものだったといえよう。このような立法を積み重ねながら官符国宛制に転換した料物もそうでないものも、非公式在下物充用ではない、財政的に正当な根拠をもつもの（たとえば「税帳立用」へと制度整備が進んでいた）のである。

延喜年間を転機に調庸交易物糶米違犯対策は、「未進」から「違期僞悪」（「合期精好」）にはつきりと変わる。この変化は以前から知られており、かつて長山泰孝氏は、「延喜以後の格にみられる（当事者の反省を待つ）教誡的性格」のものとみなし、「そもそも未進が累積して調庸制が崩壊に瀕しているときに違期を問題とし、それを取締る法令を出すということ自体が、どれほどの意味をもつか問題」、「この時期の観念的理想主義的な復古の一表現であると思われ、現実の違犯対策としてはほとんど実効をあげることができなかった」と論じた²⁶。その後の研究者も長山氏のこの見解をおおむね支持し、延喜く応和年間の調庸糶米違期僞悪対策官符を実効性ある法令として評価することはなかったように思われる²⁷。しかし延喜以後の調庸違犯対策は、長山氏がいうような「観念的理想主義的な復古の一表現」なのではない。大蔵省や大炊寮がすでに空っぽであることを前提とし、必要に応じて受領に随時進納させるあらたな財政構造（王朝国家財政構造）に転換したことに対応した違犯対策の形成として評価しなければならない。以後の違期僞悪対策の官符が、その法源として大同年間の違期僞悪法令をあげるのとは、時代錯誤でも復古でもなく、財政構造転換による個別料物の随時進納方式に対応する違期僞悪対策として活用すべく再発見・再評価したからであった。

中宮御費・修理職納物

齋院禊祭料とほぼ同時期に官符国宛制に転換したと思われる個別用途

をいくつかあげたい。まず中宮御費（諸節料・旬料）である。中宮御費は、「其旬料已下並収^レ司家、随^レ事供^レ之」（『延喜式』卷三九 内膳司）とあるように、本来、所進諸国は内膳司に進納し、内膳司から中宮職に供進することになっていた。ところが延長元年（九二二）、藤原穩子が醍醐中宮となると、中宮職は「諸国所進諸節并旬料御費准^レ先例」、停^レ摩^レ近江若狭紀伊淡路等國諸国」に「内膳司を経ず」中宮職に直接進納させ、中宮職が「検納」するよう「官符」で命じた²⁸。

その後、中宮職が置かれるたびに同様の申請がなされ「官符」が出されたようであるが、その定型句は「因^レ准^レ傍例、被^レ給^レ永^レ官符於件国、国以^レ職納返抄、勘^レ会公文²⁹」、「因^レ准^レ傍例、永^レ給^レ官符、不^レ經^レ内膳司、職^レ納五畿内并志摩近江若狭紀伊淡路等國諸節并旬費³⁰」であり、「永官符」と呼ばれ「職納返抄」で公文勘会（抄帳勘会）³¹していたことが注目される。延長元年官符の「檢^レ納於職」の「檢納」は「職納返抄」を發給することを含み、中宮職が出納諸司の檢納機能を吸収したことを示す（第二章第二節参照。齋院禊祭料も同様であり、冒頭掲載天元四年官宣旨に齋院司が「依^レ教檢納充用」とある）。「永官符」はいったん認可されたら以後は毎年の官符は不要というものではなく、齋院禊祭料や他の永官符国宛料物³²と同様、中宮御費も毎年官符で進納が命じられる永官符国宛制だったとみななければならない。その明白な起点がこの延長元年官符であるが、注目したいのは直納を命じる延長元年官符にも、その後の永官符と同じく「先例」に准じて、とあることである。延長元年からみて先例というのは、寛平九年（八九七）七月二十六日に宇多上皇の皇太夫人になり中宮と称した藤原温子（基経女）のために置かれた中宮職を指していると思われる（『扶桑略記』同日条）。中宮御費の永官符国宛制への転換は醍醐踐祚直後のこの時であると思われる。中宮大夫は、齋院禊祭料を官符国宛制にした齋院檢校菅原道真であった

〔公卿補任〕同年条)。これは偶然ではあるまい。両者の転換はほぼ同時であり、同じ財政政策構想に立つものだったのである⁽⁷⁶⁾。

中宮御贄における転換は、天皇供御^{II}御贄の転換とも密接に関連しているとみなければならぬ。延喜十一年(九一一)十二月二十日、畿内五箇国に近江国を加えた六箇国に「官符」で日次御贄を割り当て、それを恒例化している⁽⁷⁷⁾。この日次御贄の官符国宛化で注目されるのが、佐藤全敏氏の論文「天皇の食事と贄⁽⁷⁸⁾」である。佐藤氏の所論を十分に咀嚼しないまま、まとめの部分だけを引用するのは気が引けるが、氏は「近年の研究では、国家財政・徴税制度が十世紀中後期に再編されることを明らかにしている。だが、…贄取制度は、それより早く、十世紀初頭に再編されていた。それは、九世紀末に起こった食事文化の変化を出発点としたものであった。すなわち同じ財政・徴税制度でも、天皇の日常生活に密着している特殊な財政・徴税制度については、一般財政・徴税制度の再編に先がけて転換が行われているのである」と述べ、天皇の日常生活の転換が先行してそれが体制転換の動因となるという独特の転換論を提起する。だが本稿の立場に立つなら、財政構造転換の画期と天皇の食事という日常性の転換の画期は同時進行であったということになる。私は佐藤氏の綿密な研究成果を、王朝国家財政構造論のなかに位置づけたい。

つぎに修理職納物である。天慶二年(九三九)閏七月五日官符⁽⁷⁹⁾に、「(修理職)從^{II}諸国可^{II}進納^{II}魚海藻松皮赤土石灰紙商布藁等、毎^{II}國率^{II}充物數^{II}下^{II}知官符^{II}早畢、…(相模國年料交易石灰厚紙千五百五十張)延喜元二三四箇年料、別^{II}年立^{II}用稅帳^{II}已畢」とあり、修理職納物が「官符国宛」され、相模国では年料交易石灰厚紙一一五〇張を延喜元年(九〇一)から四年間、単年度ごとに税帳に立用してきちんと交易進納していたことがわかる。修理職納物について、諸国受領は他の年料(省納)とは別に、修理職日収によって抄帳勘会を受けなければ

ばならなかったが(『延喜式』卷二五 主計下)、それは官符国宛への転換に始まるのである。官符国宛・独自抄帳勘会という点において齋院禊祭料と同じである。齋院禊祭料が毎年官符で期限までの進納を命じていることから、修理職納物も毎年の官符国宛であったと考えてよい。修理関係「諸国所進雜物」商布(駿河・下野)・綿(出雲)・塩(備前)・庸米(備前・備中・阿波)・海藻(紀伊・阿波)・魚(淡路・伊予)はもともと大藏省・大炊寮など保管官司から出給されていたようだが、修理職再設置後、修理職と木工寮に配分され(修理職の比率が圧倒的⁽⁸⁰⁾)、「官符」によって括弧内諸国から直接受納される官符国宛制⁽⁸¹⁾になったのである。修理職納物の官符国宛への転換は、修理職が再置された寛平二年(八九〇)十月以降、上記引用記事の延喜元年以前であると思われるが、先例の起点を延喜元年としていることを重視すれば、禊祭料を官符国宛に転換した寛平十年(八九八)に近い年次だったとみてよからう。

臨時交易・棹料官符

撰閑期に藏人所の独自財源「臨時交易」があったことが長沢洋氏によつてはじめて明らかにされた⁽⁸²⁾。「臨時交易」を財源とする用途に、内裏調度類、天皇から東宮・中宮・女房への給物、天皇から諸僧への布施、天皇から春日祭舞人陪從への賜物、他用途への融通(借物)などがあり、「官符」で諸国に割り当てられ、解文とともに藏人所に進済され、藏人所から返抄が出され、当初は割当國・割当額は固定していなかったが、一世紀前半には固定していたという。この藏人所財源「臨時交易」については不明な点が多く、長沢論文以後、研究は深められず、藏人所召物との関係もはっきりしないが、ここでは「臨時交易」が「官符国宛」されていることを重視したい。「臨期」国宛から固定化という点は、一〇世紀後半〜一世紀初頭における行事料米の永官符国宛方式への転換と軌を一にしている。長沢論文によれば、「臨時交易」の初見例は延喜十五年

(九一五)であり、その成立は藏人所の機能が拡大強化された寛平年間、齋院禊祭料に官符国宛制が採用されたのとほぼ同じ時期であろう。

また渡邊誠氏は、これまで重要性が指摘されつつもあいまいなままにされてきた国家的給付の一つ「俸料官符」について、その実像と財政史的意義についてはじめて本格的な研究を行った⁸²⁾。「俸料官符」は公卿らによって物品提供の手形的文書として使われていることが注目され、封物またはその代替であると考えられてきたが、それら先行学説を明快に否定した渡邊氏の所論は本稿にとってきわめて有益である。本稿に関わるかぎりでは氏の「俸料官符」論を紹介する。①「俸料官符」は太政官から公卿・太政官官人らに国家的給付の取得権として与えられた手形的文書であり、公卿は五節舞姫童装束料物を舞姫献上者に提供するときなどに「俸料官符」で諸国に貢納を命じることがあった。②「俸料官符」で支給される国家的給付は列見定考禄・夏冬頓給料であり「厨文」とも呼ばれ、財源は太政官厨家が収納する「例進外」諸国公田地子であった。③例進地子とは別に随時に官符で進納を命じる方式が延喜十二年(九一一)には成立していたから、俸料官符の成立は、寛平十年(八九八)以前に成立していた大糧米官符進納方式、延喜七年(九〇七)に成立した位禄官符進納方式と同様に九世紀末～一〇世紀初頭には成立したと想定される。俸料官符も、齋院禊祭料などとほぼ同時に、官符国宛制が採用されたのである。

以上の検討によって、九世紀末～一〇世紀初頭に、そのころ根拠財源もあいまいなまま、非公式に太政官の口宣と大蔵省・大炊寮などの日収によって在下物を充用していた料物のうち、中宮御贄・齋院禊祭料・位禄・諸司諸衛大糧米・藏人所納「交易雑物」・太政官官人給物(財源は公田地子)・修理職納物など、優先性・緊急性が高く広範な諸国に割り振られる用途について、毎年官符で国指定・数量指定・期日指定で進納を求める官符国宛制が採用されたことが明らかになった。

さらに一〇世紀初頭から前半にかけて、恒例臨時の神事仏事を中心に年中行事の料米が、その都度諸国に割り当てられる「臨期」官符国宛制に転換していき(一〇世紀後半に一部が永官符国宛制に転換)、行事用途のうち絹布などの料物については、大蔵省日収での非公式催徴から「大蔵省切下文」による正規方式に転換していった(こちらも一〇世紀後半に一部は永官符国宛制に転換)。

本項の最後に、官符国宛制を「永」官符国宛制と「臨期」官符国宛制に類型化してあらためて整理すれば、齋院禊祭料は、永官符国宛制の典型かつ大がかりな形態であり、その嚆矢となるものであった。一方後者の臨期官符国宛制は、式日近くになって「臨期」に国宛が行われる少数国から少量の料物を催徴する方式であり、やはり九世紀末ごろから採用されるようになったが、その「臨期」性から申返・違期・僞悪の原因となる脆弱性があり、一〇世紀末頃から永官符国宛制に転換するものも増えていった。

「官符国宛制」への転換後の齋院禊祭料調達の課題

前項までの考察によって、寛平十年(八九八)度の齋院禊祭料を嚆矢として、諸国「在下物」の非公式調達から全国五一箇国への「官符国宛」方式へと転換したと推察したが、それによって国衙での禊祭料財源の税帳「立用」や主計寮での別途「抄帳勘会」なども制度化し、在下物の非公式調達は克服され、禊祭料調達は大幅に改善された。

しかし新たな方式に変わるとそれに対応して受領の側も新たな対抗策を考える。官符国宛制に転換すると、受領達は、冒頭所引応和三年(九六三)宣旨傍線部④に「爰或合期進上、依_レ在_二僞悪_一、以_レ随_二返却_一、或違期不_レ進」という動きを起こすようになった。第一段階の傍線部②「諸国調庸早不_レ進納」という状況とは違反のあり方が質的に異なっている。受領の調庸違犯が「未進」から「違期僞悪」へ変化したことを如実に示すものである。大蔵省への一括進納から個別行事別に随時進済さ

せることにより、受領は個別用途ごとに、随時、進済しなければならぬし、個別行事務用途ごとに、随時、「申返」（辞退申請）するようになり、個別行事務ごとに「違期僉悪」が問題化することになった（口宣・日収による在下物充用段階ですでに同様であったが）。違期僉悪の要因の一つは、前掲延喜十一年（九一一）官符にある、「正税用尽」を口実とする申返である（禊祭料は「立用」されているにもかかわらず）。また東国は七周年に及んだ「延喜東国の乱」により、「亡弊国」に認定され特別免税されていた可能性もある。官符国宛方式に転換しても禊祭料不足が全面的に解消されるものではない（そのようなことは現代日本社会でもありえないことである）。それでは禊祭料不足を補填する財源を何に求めたのか。

一〇世紀末〜一一世紀前半の藤原実資禊祭行上卿時代においても違期僉悪未進は皆無ではなく、率分所切下文や臨時交易絹、他の官司からの借物などが代替財源として利用されていたが、この時期にはいつそう、さまざまな代替財源によって料物不足を補完していたものと思われる。

ここで注目したいのは、『西宮記』（恒例第一 除目 勳物）の「賀茂祭前、任官例、延木五年四月五日、任八人、同九年四月九日、勅任三人、同十三年四月十五日、任百（官カ）四人、廿五日祭、天曆八年四月九日、任四人、安和二年四月十一日、任三人」の記事である。表3をみると、天曆八年（九五四）に当年禊祭料進納の成功として正六位上多治敏平が陸奥権少掾に任じられ、天曆四年の禊祭料を進納した壬生時祢に代わって正六位上坂上岑行が同じく天曆八年に鎮守府権軍監に任じられている。この成功による任官者二人が「賀茂祭前、任官例」の「天曆八年四月九日、任四人」のうちの二人であるなら、延喜五年（九〇五）の八人、同九年の三人、同十三年の四人の任官は、禊祭料の成功による任官であったということになる。平安末期の例になるが、たとえば「禊祭料不足之時、任「宣旨」経「公用」之輩、拜「任要官」者、承前不易之例也⁽⁵⁾」とあるとおり、「禊祭料不足」の時の代替財源として成功を使うことは「承前

表3 禊祭料成功

除目年月日(または申請年)	官職	位階	人名	事由	出典
1 946年(天慶9)	馬允			(齋院用途不足多数、其料400貫)	『貞信公記』天慶9.4.11
2 954年(天曆8)	鎮守府権軍監	正6上	坂上岑行	停齋院天曆4年禊祭料壬生時祢、改任	『除目大成抄』
3 954年(天曆8)	陸奥権少掾	正6上	多治敏平	齋院当年禊祭料	『除目大成抄』
4 966年(康保3)	大和介		藤原公忠	齋院禊祭料	『平安遺文』287
5 980年(天元3)	武藏介	正6上	藤原正忠	齋院禊祭料	『除目大成抄』
6 1111年(天永2)	栄爵			齋院女房装束不足料	『中右記』天永2.4.13条
7 1129年(大治4).4.25	齋院長官		源有賢	阿波守有賢朝臣申請受領功(大治3・4年女房装束など)	『中右記』
8 1129年(大治4).4.25	権守1、内舍人1、栄爵2				『中右記』
9 1149年(久安5).4.9	内舍人	正6上	源重康	齋院司申久安4年禊祭用途不足進2000疋功	『本朝世紀』
10 1153年(仁平3).1.21	内舍人	正6上	源国村	齋院司奏(久安2年禊祭用途料准絹2000疋功)	『除目大成抄』
11 1162年(応保2)	内舍人	正6上	中原信光	去保元1年禊祭用途准絹2000疋	『兵範記』紙背文書1
12 1167年(仁安2).8.1	内舍人	正6上	藤原親資	禊祭用途2000疋	『除目大成抄』
13 1176年(安元2).1.27	左兵衛少尉	正6上	平知家	仁安2年4月齋院禊祭料馬允功准絹5000疋	『除目大成抄』
14 1179年(治承3).1.12	左兵衛少尉	正6上	惟宗兼定	嘉応2年(1170)4月初齋院御禊用途料内准絹5000疋などの功	『除目大成抄』

不易之例」としている。表3にみるとおり、一〇世紀末〜一一世紀前半の撰関政治全盛期（前期王朝国家の円熟期）に成功による禊祭料不足補充はみられない。官符国宛制が有効に機能していたからである。このような成功による禊祭料不足の補填は、官符国宛制への転換によって諸国受領が個別に申返で進済免除を認められた場合の不足料物補填策の一つとして導入されたものであろう。延喜五年・同九年・同十三年の成功任官はその早い例なのである。官符国宛制に転換した当初の第二段階では、さまざまな口実による禊祭料申返に対して決定的な対応策はなかった。第三段階はそのための明確な対応策を導入して進済率を高めようとする模索の時期であった。

四 延長四・五年の財政政策と齋院禊祓料

—第二段階から第三段階へ—

1 延長五年四月二十八日 申請雑事不裁許方針

齋院禊祓料調達方式は、寛平十年(昌泰元年(八九八))に永官符国宛制に転換した第二段階になって制度的安定をみたが、それによって禊祓料の違期僂悪が根絶されるものではない。第二段階に転換後の禊祓料進済実態について、応和三年宣旨傍線部④前半は、「或合期進上、依在_レ僂悪_一、以随_レ返却_一、或違期不_レ進」と短く述べる。延喜十一年(九一一)、正税交易雑物を財源とする場合、正税用尽を理由とする申返を禁じたのもその対策の一つであった(前記)。

禊祓料の違期僂悪の原因について、政府は、傍線部④後半「依_レ無_レ懲_レ肅_一而致_レ懈怠_一」と、懈怠した受領に対する「懲_レ肅_一」がないことに求めた。調庸の違期僂悪に対して旧来「准盜解任決罰」・「釐務停止」・「奪公廩」・「一依_レ律条_一」(後述延長五年十二月十三日官符)などの厳しい処罰規定はあるが、それは八〜九世紀の調庸一括貢納を前提とするものであり、財政構造転換後の個別料物の少額の違期僂悪未進を想定したものではなかった。構造転換後の現実に即した違犯対策の策定が急務となっていた。こうして第三段階の、傍線部⑤の「因_レ茲抑_レ留_レ言_レ上_レ解_レ文_一、不_レ裁_レ許_レ其_レ申請_一」、すなわち受領の「言_レ上_レ解_レ文_一」を抑制し申請内容を裁許しないという「懲_レ肅_一」策を打ち出し、禊祓料進済の実効性を高めようとしたのである。「言_レ上_レ解_レ文_一」というのは、国司が大政官に部内支配に関する権限付与・特例措置を求める解文(諸国申請雑事)を指している。諸国申請雑事(色代納_④)を含む)には封家納官済物関係・公文勘会関係・交替関係の優遇措置・特例措置の要請が非常に多い_⑤。禊祓料申返解文も申請雑事の一つである。国司にとって申請雑事を審査もせず却下というのはきわめて厳しい制裁であり、そんな懲_レ肅_一をされたらたまった

ものではない。政府は、この方針を示せば国司は禊祓料を「合期精好」で進済すると考えた。

こうして第三段階を画する国司申請雑事不裁許方針が打ち出されるのであるが、この方針が出された時期ははっきりしている。延長五年(九二七)四月二十八日であった。またこの方針は、禊祓料だけに適用されるものではなかった。『貞信公記』同日条の「有_レ奏、有_レ税帳遺_一国不_レ奉_レ官符_一申返_レ国々解文不_レ可_レ裁許_一之状、仰_レ左大弁、是_レ勅語也、_一という記事がそれである。左大臣藤原忠平の奏に対して、醍醐天皇は、税帳の遺り(正税用残)のある国が「官符国宛」料物を「申返」したならば、その「国々解文」(諸国申請雑事)は裁許しない、との「勅語」を下した、というのである。第三段階を画する言_レ上_レ解_レ文_一不_レ裁許_一方針はこの「勅語」と同一の趣旨である。というより、傍線部⑤はこの勅語を指している。

すなわち禊祓料の第二段階から第三段階への転換は、延長五年四月十七日の賀茂祭(『扶桑略記』)直後の二十八日に出されたこの勅語にあったのであり、禊祓料だけでなく官符国宛方式を採るすべての料物に適用されるものであった。傍線部④は違期僂悪だけが問題だったような印象を与えるが、勅語に「不_レ奉_レ官符_一申返」とあるとおり違期は申返によるものだった。この年の禊祓料の僂悪・申返がきっかけとなって、この方針が出されたことは間違いない。

この勅語は左大臣忠平の宣を参議左大弁源悦が伝宣して官符として全国に下達される。禊祓料闕怠を契機に、申請雑事不裁許が、他の行事料物・諸司納物を含めて官符国宛制を採るすべての納物に対する違期僂悪未進対策として打ち出されたのである。他の料物にも適用されたことは、前記した蔵人所財源の「臨時交易」料物の国宛「官符」に「若過_レ其期_一、不_レ勤_レ進納_一、不_レ理_レ国宰申請_一」の文言があることからわかる。そうならば官符国宛方式ではない大蔵省日収(切下文)方式の料物はこの懲_レ肅_一策の対象外になってしまうがどのように対処したのだろうか。こ

の点は後述しよう。

この『貞信公記』記事で見逃せない重要な点は、醍醐も忠平も、個々の行事料物の進納がその都度「官符」で命じられ、それに対して受領が種々の口実を設けて申返している現実を熟知したうえで、対策を論じていることである。申請解文は諸国条事定⁸⁸公卿議定の審議によって裁許不裁許が定められるから⁸⁷、「勅語」によるこの方針は立法過程で「公卿起請⁸⁸」(公卿間遵守制約)によって天皇・公卿間で共有され、政策化の文言の詰めは弁官局・出納官司の官人らによってなされる。すなわち天皇・公卿・官人たちは新たな財政構造のもとで財政運営・違犯対策を行っていると認識を共有しているのである。このことは延喜く応和年間の調庸違期僉惡対策に関する官符・宣旨を検討する際に、前提とするべきことである。これら諸官符で、弁官局・出納官司官人たちは、律令財政的用語を駆使しながら、実は、新たな財政構造のもとでの改革について語っているのである。文面を飾る律令財政的文言に幻惑されてはいけない。

2 延長四年五月二十七日 神態御倉の設置

そのような眼差しで、この時期の財政政策を見ていこう。延長四・五年、醍醐・忠平らは、祭祀料物の優先確保について積極姿勢を示していた。延長四年(九二六)の賀茂祭のおよそ一ヶ月後の五月二十七日、「供神之物」の代物進済(色代納)や期日ぎりぎりの進済(違期)を問題視した政府は、「供奉神事諸司」(神祇官・大蔵省・内蔵寮・蔵人所など)に対し、「諸祭料物」の年間必要額を集計し(惣計年中可^レ用之數^レ)、「諸国調庸雜物貢進之日」に年間必要額を割り取って大蔵省内の「別蔵」に別置することを決めた。大蔵省および出納諸司官人各一人を別蔵の「勾当」とし、供奉神事諸司は「祭日以前」に必要な物品を別蔵から受給(毎^レ色充行)しておき、欠乏は小さい認めず、「依^レ法科責、

曾不^レ寛宥」という厳しい方針を示した⁸⁹。「諸祭料物」というのは、主として幣物・祭使用途である。「別蔵」というのは、天曆く応和年間に祈年祭料物・春日祭料物の出給事例がみえる「神態御倉⁹⁰」のことである。「別蔵」は実際に設置されたのである。また制裁規定は、受領に対してではなく大蔵省と出納諸司の「勾当官人」に対するものである。

しかしこの官符を鵜呑みにして、供奉神事諸司は、諸国司が大蔵省に調庸物を一括進済した日にその一部を割り取って「別蔵」したのから用途を弁備する、という律令財政的受給手続きを機能させようとしていると思っはいけない。そのような実態ははるかな過去の話であり、神態御倉が見物で満たされることはありえない。そのことは前記のとおり公卿や出納諸司・供奉神事諸司官人にとって、当然の前提である。彼らは口宣・日収(また大蔵省切下文)による諸国在下物充用方式、官符国宛制に転換した財政運営の現実に立ってこの官符文言をとらえていたのであり、私たちもそうでなければならぬ。

太政官は、供奉神事諸司に対し、諸祭料物の年間必要額を申告させる。その帳簿を太政官・神事供奉諸司・出納諸司がもち、行事(上卿・弁)は祭日が迫ると大蔵省神態御倉勾当におそらく神態御倉物と明記した諸国宛て日収(返抄)・切下文を作成させ、神事供奉官司に日収・切下文で受領の在下物から催徴させる。神態御倉への諸祭料物の別蔵は擬制(フイクション)なのである。このような諸祭料物の確保方式の実態を、違期僉惡禁断官符の文言で表現すると「至^二于神事有^レ限、国用無^レ止、仰^二宛在下、暗成^二日収^一」⁹¹となるのである。

それでは神態御倉に何の意味があるのだろうか。一つは神態御倉日収(切下文)による料物の優先性の高さによって受領は申返しにくくなる。もう一つは、神態御倉に保管していたと擬制する象徴的・儀礼的行為としての日収署判によって、非公式の在下物が神聖な「諸祭料物」に浄化(ロンダリング)されるのではないか。前記した応和二年(九六二)に、

神態御倉勾当弁佐忠が神態御倉に昇つて春日祭女使料物の「返抄」(日収)に署名したのはそのような儀礼的行為であつた。

この大蔵省神態御倉での諸祭料物の年間必要額の優先確保策は、すでに官符国宛制(齋院直納制)を採用していた齋院禊祭料に適用されるものではないが、政府は同じ熱心さをもつて齋院禊祭料の違期・僂悪・未進対策にも力を注ぐ。延長四年度の賀茂祭終了の一ヶ月後にこの諸祭料物確保令(祭祀興行令を出したにもかかわらず、翌延長五年度の禊祭料の申返・僂悪が目に残つたのであろう。その状況に対して、前記の通り、醍醐と忠平は、四月二十八日、禊祭料をはじめ官符国宛料物を申返す国司の申請解文は一切裁許しないという懲罰策を打ち出したのであつた。

こうして大蔵省納物の日収・切下文による諸祭料物確保方式についても、官符国宛制による料物確保方式についても、制度整備がすすめられていたのである。

3 延長五年十二月十三日 調庸違期僂悪禁止令

その七ヶ月後の延長五年十二月十三日、五畿七道諸国に対して、調庸物の違期僂悪について、実効性を失っている旧来の「法条」の処罰規定(「准盜解任決罰」・「釐務停止」・「奪公廩」や「一依」律条」などを厳格すぎるとして停止し、より現実的な対応策(「事有」權変」、沿革随」時)として、「所司勘申」の僂悪数に応じて受領功過定の場で「功過褒貶」を定めるという合期精好令が出された⁽²⁾。この功過定で審査される「所司勘申」は主計寮勘文のことである。

さて新たな財政構造のもとで、主計寮に僂悪数の把握は可能なのか。翌延長六年閏八月二十八日、政府は主計寮に対する宣旨で、すでに諸司に対して「調庸絹綿所進之日」に「僂悪」があれば「日収」に「僂悪」と注して受領に手交するよう下知してあるから(調庸絹綿所進之日、若^レ有^レ「僂悪色」日収可^レ注^レ其由^レ状。下^レ知諸司^レ了)、(抄帳勘会で僂悪絹綿

の数量を確認して)受領功過のときに主計寮勘文に記載して勘申せよと命じている⁽³⁾。僂悪数に准じて功過を定めるという前年十二月の諸国国司宛て官符と呼応するこの指令は、受納諸司に対しても日収に精好か僂悪かを注して渡せと通達されていたのである。それは諸国に合期精好を命じたのと同じ前年十二月十三日であろう。この政策が、延長五年十二月の全国令では調庸一般を問題としているのに、翌年閏八月主計寮宛て宣旨ではとくに「絹綿」に限定していることに注意しなければならない。「絹綿」は天皇御服料など内廷料物、幣料・節禄料・布施料などであり、この合期精好令の本意は「神事有^レ限、国用無^レ止」料物の「絹綿」の重点的確保にあつたことがわかる。

この合期精好令は齋院禊祭料など官符国宛制料物にも大蔵省日収(切下文)料物にもどちらにも適用されることになるが、個別に抄帳勘会を受ける齋院禊祭料など永官符国宛納物と大蔵省日収(切下文)による料物(大蔵省納物)とは区別して考えなければならぬ。前者は受納官司または行事官が受納と引き替えに返抄を発行するから、精好か僂悪か確認したうえで返抄に僂悪と書くことができる。ところが大蔵省日収の場合はどうだろう。大蔵省日収は、空っぽの正蔵で儀礼的に署判がなされ、被給者に手交され、被給者が見物と引き替えに受領側(その代理人の在下史生(弁済使)に手交する。儀礼的に署判するときすでに国名・物品名・数量・日付は記載されるが、(見物引き替え以前だから)精好僂悪は記載できない。見物授受のときに被給者(官司・行事官)が日収に書き込むのだろう。第三章第二節で論じたように、受領は大蔵省納分の日収と齋院など永官符国宛料物の返抄についてそれぞれ別個に抄帳勘会をうけて調庸惣返抄を発行してもらう。調庸惣返抄があつても、主計寮勘文に僂悪記載があれば勸賞を受けられないというのである。僂悪数で功過を決めるという手続き自体は可能である。しかし雑多で膨大な大蔵省納日収と禊祭料限定の齋院返抄の勘会では、当然、勘会に精粗が生じ、禊

祭料など別途勘会を受ける永官符国宛料物についての勘会はより厳格になる。受領は僨悪料物を納めにくくなる。

ところで主計寮に示達したのと同日、政府は民部省に対して、調庸の違期僨悪対策として、延喜十四年（九一四）に正式廃止して一四年も経つ民部省窓口チェック（「勘見物」）・大蔵省移送を復活させるよう奉勅宣旨で指示した⁽⁹⁴⁾。そのようなことが可能なのか。この指示は当然移送先の大蔵省にも通達される。もはや財政構造は大きく変貌しているのに、律令財政のあり方に強引に引き戻すことは不可能である。忠平ら政府首脳はそのような非現実的なことを本気で考えてはいない。何度も繰り返すように、律令財政的なレトリックを駆使しながら現実対応的な財政政策を打ち出しているのがこの時期であり、この民部省窓口チェック・大蔵省検納手続きの復活という擬制（フィクション）によって何を意図しているかを見抜くことが肝要なのである。

『貞信公記』承平元年（九三二）二月二十日条に「源」公忠朝臣、去年依「恣用」所仰国々在下絹布宣旨、不待「民部勘見物」可「行状」、公忠朝臣申仰了」とあり、延長六年閏八月二十八日民部省宛て宣旨で復活させた窓口チェック（「勘見物」）が、ここでは「恣用」によって省略されているとはいえ、通常の在下物充用では励行されていたことがうかがわれる。おそらく大蔵省日収に民部省が「勘見物」と註記・署判して、消費官司に手交する手続きが追加されたのであろう。大蔵省日収によって調達する物品を、非公式の在下物ではなく正規手続を経て調達された調庸交易雑物にするための擬制である。また民部・大蔵官人の公文作成業務と給与を回復するという役割もあつたと思われる。新しい財政構造のもとでの公文作成・勘会業務の再構築は、当然、課題となつていたのであろう。受領側も正規手続きによる進済ということになれば合期精好しようとする進済意識も向上するはずである。

『貞信公記』延長六年（九二八）十二月十日日条の「差遣檢非違使」、

令「勘」諸国調物宿「所」の施策は、これら一連の違期僨悪対策と密接に関連する。十日日条は『貞信公記』前々条が十日条、次条が十五日条と復元されているから、十二日から十四日の間であるが、私は十三日条とみる。前記のとおり、十三日を違期僨悪禁止令が出された官符の日付とみるからである。また第二章第三節で述べたように、私はこの記事の欠損部分を「宿納所々」と復元した。「宿納」とは、大蔵省・内蔵寮などの諸官司や寺院など他者の倉庫に物を一時保管してもらうことである。政府は檢非違使を分遣して、諸国が調物を「宿納」している京内外の所々の倉庫と保管物の実態調査（どの国がどの倉庫に何をどれだけ「宿納」しているか）を行わせた。檢非違使による強制調査と同日付けで出された調庸違期僨悪禁止令が無関係のはずはあるまい。律令財政的用語で粉飾した官符と現実のこの施策とのズレと一致を私たちは受けとめなければならぬだろう。受領に、重点行事に「精好」料物をそのつど「合期」に進済させるために、檢非違使に宿納所々の在下物を調査把握させ、違期僨悪を抑止しようとしているのである。仰々しい文面の官符をふりかざしながら、また帳簿上の整合性を追求しながら、実際にはきわめて現実的な行事料物催徴策が取られていたことが分かる。

4 延長五年五月五日 節会興行

上記の国家祭祀興行・調庸合期精好政策と密接に関連するのが、節会の興行である。延長五年（九二七）、醍醐天皇は、延喜十二年（九一二）以後中断していた五月五日節を一五年ぶりに挙行した。この「延長五年新式」にもとづいて、一七年後に行われた天慶七年（九四四）五月節会の用途調達は諸国への臨期官符国宛方式で行われたようであり（『九曆』五月節 天慶七年）、延長五年度も同様であつたと思われる。官符国宛された節会用途の申返に対して、政府は発令したばかりの前記した四月二十八日の申返禁止・申請雑事不裁許令を適用して料物の合期精好をめざ

したのである。申返禁止・申請雑事不裁許令は、直接的には直近の五月五日節用途に焦点化して発令されたといえる。

ところで多額の出費を伴う臨時儀式の挙行は、経済政策的に見れば臨時「需要」の創出であり、行政システム・用途調達システムを稼働させて、経済活動を活性化させる能動的財政作用という側面を有する（もとより在地の末端には収奪強化であるが）。宇多・道真らが寛平十年の齋院禊料に永官符国宛制を導入したのもそのような効果を期待したからであり、延長四年・五年の醍醐・左大臣忠平らも、①大蔵省納祭祀用途別蔵（神態御倉）創設、②官符国宛祭祀行事務用途（禊祭料・節会用途など）申返禁止、③調庸違期僉悪功過定不勸賞、④諸国在京在下物調査などを通じて、国家祭祀・節会の興行、国家財政の安定化をめざしたのであった。これらの政策は、寛平・延喜年間の財政改革後の新たな王朝国家財政構造が軌道に乗ってきたことを点検し、新たな財政構造の脆弱性や欠陥を補正しようとする政策だったとみなければならぬ。齋院禊祭料の第三段階は、王朝国家財政構造のもとの財政政策の一つの段階だったのである。

五 第三段階から第四段階へ

―齋院禊祭料の受領功過定審査項目化―

まず第四段階を画する応和三年（九六三）四月十日宣言の内容についてみていこう。応和三年度の賀茂祭を前に、政府は、国司の齋院禊祭料「懈怠」、とりわけ交替年禊祭料の前後司責任の押しつけ合いによる懈怠問題を打開するため（傍線部⑥前半「不_レ守_二符旨_一」、猶以懈怠、又遷替之年、前後国幸寄_二事左右_一」、各以遁避）、従来の諸国申請雑事（禊祭料申返解文を含む）を審査・裁許しないという方針を改め（傍線部⑦前半「自今以後停_下止_二留_三申請解文_一之事_上」）、国司交替年の禊祭料について

前司の進済責任を明確化するとともに（傍線部⑥後半「已是去年調物也、不_二進納_一怠尤在_二前司_一」）、新司初拝年を含めて四年分の齋院勘文（完納証明）がない前司は受領功過定で合格させない（「勸賞」しない）という制裁規定を設けて、納入率を高めようとした（傍線部⑦後半「叙位除目之時、勘_二申功課_一之日、准_二諸司例_一、仰_二彼院司_一、令_レ勘_二申件雜物違期未進之_一国、随_二其懈怠之_一状迹、不_レ預_二治_一国之勸賞_二」）。これが禊祭料の第三段階から第四段階への転換である。

応和三年度の賀茂祭では、十三日の禊日（十六日の祭日）直前の十日になって上記の方針転換によって、諸国申請雑事の一つである禊祭料申返解文を提出して後司に進済責任を押し付けようとしていた前司らは（全国司の四分の一が交替し、彼らが全員申返していたら十日時点で未進国は一二〜三箇国になる）、そのねらいを挫かれることになった。彼らにはあわてて指定された禊祭料の催徴に応じ、それによって禊祭料はほぼ完済されたことであろう。これ以後の受領功過定では、主計主税二寮勘文・勘解由使勘文に加えて、別途、禊祭料「無_二未進_一」を証明する齋院勘文の審査が行われることになった。禊祭料完済が受領功過定の独立チェック項目とされ功過定合格の条件となったのである。後述する率分に関する「官破立勘文」の審査が加わったのも同時期であろう。

齋院禊祭料進済の前司責任の明確化と受領功過定での審査項目化について、さらに踏み込んで検討してみる。応和三年四月以前の受領功過定では、問題とされる受領の貢納物完済責任期間は、前司任終一年と当任三年の四年分であった。主計寮勘文で精査される調庸惣返抄・雜米惣返抄（それらの取得の前提である主計寮抄帳勘会）、および主税寮勘文で精査された税帳（正税返却帳）も、前司任終一年と当任三年の四年分である。前司任終年分については、進済するのは前司であるが、前司が（また交替後新司が）諸司所々諸家から受け取った前司任終年分の返抄の抄帳勘会を受け、調庸惣返抄を発給して貰うのは後司なのである。⁹⁵⁾とこ

ろが二月三十日を納期とする禊祭料は、前年に調達しておいたものを次年度に進済するのが原則であったから、受領交替年においては、前司は任終年に任終年分と新司初拝年分の二年分を調達・進済しなければならず、その二年分の返抄は後司が受け取り、後司の調庸惣返抄に繰り入れられて受領功過定に提出されていた⁹⁶。苦勞して二年分の禊祭料を調達した前司任終年の功績は後司のものとなるのである。前司任終年に翌年分（新司初拝年分）の進済に熱心になれないのは自然な心情である。官符国宛制に転換して以後、前司による任終年の（新司初拝年分）「申返」が禊祭料未進・違期・僥悪の大きな要因になっていたことは容易に推断される。交替年に前司が提出する申返の口実には種々あるが、よく使われる口実はすでに交替事務が完了したので自分は国衙財源に手を出せないということだったと思われる。それをうかがわせるのが、第四段階になつてからの冒頭掲出の新出天元四年（九八一）四月九日丹波国宛て官宣旨（譴責宣旨）である。前司菅原理詮は禊日の一六日前の四月五日になつて齋院に申返返牒を出した。その進済拒否理由は、今年度分（新司初拝年分）禊祭料の用意ができないうちに新司が着任してきたので交替事務を済ませ、国内所在官物（正税）を新司に「分付」したのもはや前司の自分が今年度分の禊祭料を調達することはできない、というものであった。

交替事務完了後のタイミングで申返返牒を提出する但馬前司菅原理詮のようなケースに対して、諸国申請雑事を「拘留」する（審査しない）という第三段階の政府方針では、有効に対処できなかった。国司交替年（新司初拝年）の申返（諸国申請雑事）を「拘留」したまま催促し続けていたら、交替手続き完了後の新司初拝年禊祭料の進済責任は自動的に前司から新司に移転され、禊祭日直前には新司が「催宣旨」で督促されることになる。第四段階になつても、寛弘二年（一〇〇五）度の信濃国では紅花が早損で壊滅したとの前司の免除申請が認められて新司が色

代進納しており（『小右記』四月二十一日条）、また寛仁元年（一〇一七）度の淡路国では、解任を理由に進納しなかった前司源頼親は応和三年宣旨に違反して新司に分付したにもかかわらず、勅定によつて新司が「年料米」で進納することを余儀なくされた⁹⁷（『小右記』十二月二十六日条）。

このように第三段階には、諸国申請雑事（申返解文）不裁許という政府方針を逆手に取つて、丹波前司が目論んだような、前司が新司初拝年禊祭料を踏み倒す事例が続き、禊祭日直前になつて齋院司が新司に進済を求めるといふ事例が目立っていたのである。すると今度は新司が申返解文を提出して前司と後司の相論となり、結局、禊祭料は「未進」となつてしまふのである。延長五年以降はこのような事態が頻繁に起こつていたと思われる。

そこで応和三年、政府は新司初拝年分未進の前司は受領功過定で合格させない、という厳しい制裁措置を取ることにしたのである。こうして禊祭料の進済率は飛躍的に向上することになった⁹⁸。したがつて第四段階の天元四年（九八一）になつて丹波前司の古典的手法による申返が認められるはずはなく、四月九日の譴責宣旨を受けて前司菅原理詮はしぶしぶ進済したのである。『小右記』には、新司との交替事務を済ませたので禊祭料を進済できないという古典的手法による申返の事例はほとんど見えない⁹⁹。

こうして応和三年（九六三）四月十日、政府は、主として国司交替時に発生し前後司間相論の要因になる禊祭料「違期僥悪未進」状況の改善を目指し、前司の進済責任を明確にして、前司任終年・当任三年を年限とする調庸惣返抄（禊祭料も調庸惣返抄に含められる）とは別個に、当任二年目分から後司初拝年までの四年分を実際に進済したことを証明する齋院勘文を受領功過定に提出させ、齋院勘文がなければ加階・遷任など「治国の賞」に預からせないとしたのであった。調庸惣返抄の責任年

限と禊祭料の進済年限のズレが新司初拜年分未進の大きな要因だったのであり、そのズレを公文勘済上の技術的な手直しによって解消する二重チェックの導入が進済年限分の齋院納畢勘文の受領功過定への提出の意義であった。この二重チェック方式は率分(官破立勘文)や他の行事用途、修理職納物など所々納にも適用されていたし、すでに適用されていたものもあった¹⁰⁰⁾。

応和三年宣旨は『小右記』寛仁元年(二〇一七)十二月二十六日条で「応和起請」といわれているが、ここでいう「起請」とは「公卿起請」のことである¹⁰¹⁾。公卿起請は、受領功過定の重点チェック項目の厳正審査に関する公卿間相互遵守誓約として立てられることが多い。任期を終えた受領は、家司・家人・縁者などのさまざまな立場の縁故を通じて撰関(内覧)や禊祭行事上卿や公卿に請託し、公文勘済の証明を得て受領功過定で「合格」「無過」の判定を受け、加階・遷任の榮譽に預かるうとした。逆に有力公卿は自らの政治力を行使して、請託してきた受領の功過を強引に合格させようとした。重要儀礼の料物を進納しないまま「合格」「無過」判定される受領が増えれば、「受領功過定」は骨抜きになり、宮廷儀礼の円滑な挙行は困難になり、国家財政は破綻してしまう。「公卿起請」は、右のような公卿の私的「口入」を排除し、厳正に審査することを天皇に対して、そして相互に誓約する「王朝貴族の腐敗防止法」であった。すなわち「公卿起請」は、公卿たちが相互に厳正審査を誓い合うことよって、宮廷行事の財源の確保、王朝国家財政の安定的維持をはかるものだったのである。

応和三年(九六三)四月宣旨にもとづき、応和三年賀茂祭齋院禊祭料をいまだ進済していない受領に対して、「謹責宣旨」を下すさい、進済しなければ叙用しないという文言を加えることよって、受領はその宣旨が「公卿起請」よって厳格な実施を求めるものであること、進納しなければ受領功過定に合格できない重点審査項目であることを知り、あわ

てて進済に応じるのであった。

禊祭行事上卿実資は、この「応和起請」を遵守する立場から、禊祭料を踏み倒した受領を見逃そうとはしなかった。寛仁元年(一〇一七)十二月、正月除目・受領功過定を前に、淡路前司源頼親は夜遅く実資邸を訪れ、あれこれ言い訳をして禊祭料勘畢勘文Ⅱ完済証明を出すように齋院司に取りなしてほしいと懇願した。しかし実資は「応和起請」があるから断じて認められないと拒絶した。頼親は明日また来ますと言って帰って行った(『小右記』寛仁元年(二〇一七)十二月二十六日条)。

齋院納畢勘文を受領功過定に組み入れ、「治国の賞」の条件とするこの政策は、王朝国家財政構造における「官符国宛制」の枠内での納入率向上と「合期精好」を目指すものであり、決して国家財政を構造的に転換するような性格の政策ではなかった。しかし申返抑止策・合期精好策としてはきわめて効果的な政策であった。

六 第四段階への転換期の「合期精好」政策 — 王朝国家財政構造の新段階 —

1 天慶と天暦年間の財政窮乏

次に齋院禊祭料の第四段階を画する上記の禊祭料確保政策が実施されるにいたった背景として、一〇世紀中葉の財政窮乏状況について概観してみよう。一〇世紀後半中期論者のいう「調庸納入悪化」状況である。

承平年間の東西の治安状況の悪化、天慶年間の東西同時反乱、承平・天慶年間以降、安和年間にいたるまでの慢性的な早魃・飢饉により、諸国は「亡弊」して中央への貢進物は激減し、国家財政は極度に悪化した。

早魃・飢饉の状況から見てみよう。天慶二年(九三九)夏、西国は「東西国兵乱炎旱」と評される深刻な早魃にみまわれていた(『本朝世紀』七月二十一日条)。京では「去る天慶二年より以来、春夏の間、米直

升別十七八文、頗りに年来の飢渴の盛んなること、見聞の者、愁歎せざるなし」(同「天慶五年(九四二)六月十四日条」と称されるように、天慶二年から同五年まで早魃・疫病・飢饉が続き、天慶六年夏も深刻な早魃(『東寺長者補任』、『日本紀略』には天徳元年(九五七)は「連年早」、同三年・四年も「早」、応和三年(九六三)には「天下大旱」とある。一〇世紀中葉の深刻な早魃は、天慶二年夏に始まり、二〇年以上にわたって執拗に続いたのであった¹⁰²⁾。

このような危機的状况が続くなか、政府は、財政的には、「亡弊」による諸国の「給復」申請を裁許していることが「公用闕乏」(主として行事用途の欠乏)の最大の要因だとみていた¹⁰³⁾。乱中・乱後、節会・祭祀・儀式も財源不足に悩まされ、節会で禄が支給されないことが常態化していた。応和三年(九六三)官符に「頃年之例、節会之禄見給既稀、諸大夫愁逐年不絶」とあるとおりである。具体的には天慶八年(九四五)正月七日白馬節会、十六日踏歌節会、天曆二年(九四八)正月七日白馬節会では節禄は与えられず、同年十一月二十三日新嘗祭の禄も綿だけであり、絹は支給されなかった(『貞信公記』)。節禄未給がこの時期恒常化していたことは、「諸節会雖不給¹⁰⁴⁾禄物、猶行¹⁰⁵⁾之、是雖非¹⁰⁶⁾快事¹⁰⁷⁾行来已久」という天曆五年九月晦日の村上天皇の発言、同日の公卿議定での「諸節会・年来之例依¹⁰⁸⁾諸国遲進納¹⁰⁹⁾、雖无¹¹⁰⁾禄猶被¹¹¹⁾行¹¹²⁾之」という発言から明らかである(『九曆』天曆五年十月一日条)。禄物不給は天皇にとつて「非快事」であった。祈年祭幣料についても、天曆二年の時点で節禄と同様に「年来懈怠甚多」という状況にあった(『貞信公記』)。また仏事の請僧への供養料・布施料も事情は同じであり、天慶九年(九四六)三月二十三日、季御読経の布施料のうち絹は確保できたが綿と布は確保できず、第二日目の二〇余僧の供養料は出せなかった(『貞信公記』)。

通説では、この時期の財政窮乏は具体的には「官庫無物」すなわち大

蔵省正蔵納物の欠乏であり、それゆえに祭祀・儀式の用途に欠乏が生じたとみなしてきた。この言説の前提には、この時期においてもなお律令制的財政構造によつて財政運営がなされており、本来なら大蔵省に一括して納められるはずの調庸が、受領の未進によつて入ってこなくなったという認識がある¹⁰⁴⁾。しかし、すでに第二章第四章でみたように九世紀末〜一〇世紀初頭の財政構造改革によつて、大蔵省は書類上の授受手続きをするだけで現物の授受には関与しなくなっており(したがって大蔵省倉庫には正規手続きによる納物は存在しない)、在京受領と消費官司が現物を直接授受する新たな財政構造は、非公式の「在下物」充用方式という過渡的段階を経て、すでに正規化された「官符国宛」方式・「大蔵省・大炊寮」切下文」方式として定着していた。過渡期の非公式性を象徴する「在下物」という怪しげな用語もほとんど姿を消した。この時期になって急激に律令制的調庸制が崩壊し、大蔵省納物が欠乏してきたという認識は誤りである。

この時期の禄料・幣料・仏事料(季御読経料・臨時仁王会料)が個別行事ごとの諸国所進納物に依存していた状況をみてみよう。

天曆五年十月五日の菊花宴の場合、村上天皇は九月晦日、「諸国綿无¹¹³⁾進納」という状況下、停止するか給禄しないまま実施するか公卿議定を求め、公卿たちは「諸節会」は「年来之例」では「諸国」の「進納」の「遅」れによつて禄なしで行っていたが、規定量に達しなくても少量でも用意して行うのがよい、と定め申し、二日に実施が決定され、準備関係諸司に「宣旨」が下され、五日に挙行された。二日に禄物として特定数量の綿の進納を命じられた諸国は当日の五日になつても進納してこなかった。

この進納が遅れる諸国とは、調庸の一括納入でも部分納入でもなく、菊花宴禄料という個別料物の進納が遅れているということに注意しなければならぬ。個別節会の禄料が諸国に割り当てられているのであり、

この時期の諸国への割当は、第二章でみた口宣を省略した大蔵省切下文方式によって行われ、大蔵省が切下文と日収によって割当諸国から催徴したのでと思われるが、割当諸国からは当日になっても進納されなかったのである。

当日、大蔵省は禄綿を南廊に積んで給禄したが、その綿は「(天皇)御服」用に宛てることになっていた「越中・石見綿」を融通し、しかも数量不足のため公卿と文人にしか与えられなかった⁽⁹⁵⁾。この御服料綿も越中・石見など諸国に官符国宛方式か大蔵省「切下文」方式で割り当てられたものであろう。

祈年祭幣料についても、天曆二年(九四八)の時点で節禄と同様に「年来懈怠甚多」という状況であったが、「年来闕怠」しているのは、神祇官祭神七三七座への幣料(「供神物」)を弁備する神祇官でも神祇官に料物を供給する大蔵省でもなく⁽⁹⁶⁾、上記の大蔵省切下文と日収によって幣料を割り当てられた諸国である。

天慶七年(九四四)、延長五年(九二七)以来一七年ぶりに挙行する五月五日節会のための諸司修理料・雑物料を正月二十八日に「官符国宛」したところ、二月八日までに備後・上総など七箇国の在京国司から進済を約する「官符請文」が提出されたが、四月中旬以後ようやく「少々進上」という状況であり、諸司修理料は近江国焼亡糶・倉庫等造作料米一二〇〇石と長峯数種なる人物の成功錢一二〇〇貫を宛てた⁽⁹⁷⁾。

同九年、村上天皇践祚大嘗祭に向けて、五月十三日、悠紀主基行事が定められた⁽⁹⁸⁾(檢校大納言藤原師輔)。その後、行事所が「先例」(直接の先例は承平二年「九三二」朱雀天皇の時の例)により諸国に「供祀雑物」の「交易」進上を「仰」せたが(九世紀の『儀式』では正税を宛てるべしとの官符にもとづき交易進上を求める行事所標⁽⁹⁹⁾)、多数の諸国から「不堪」「申返」の返解が申上され、行事所(檢校藤原師輔)が「催責」宣言を出しても応じようとなないので、行事所は大祓を科し見解解

却するとの「科責」宣言を八月十三日付け太政官符(官符発給上卿・弁史は行事所檢校・弁史)で全国に布告した⁽¹⁰⁰⁾。一方、大嘗会御禊供奉装束料は「官庫無^レ物」により(これも実態は官符国宛方式が諸国申返によって催徴できなかったことを指すであろう)、五位以上料に「内蔵寮不動倉⁽¹⁰¹⁾」物を宛て、御禊供奉諸司六位以下装束料は、「(十月二十八日からみて)「近曾」(さきごろ)、「官符」で諸国に国宛てしたが「曾无^二進上^一」という状態だったので不足分は中臣好真の贖銅錢六〇〇貫で補充し、御禊被物料綿が「官庫無^レ有^二物^一」と知った太政大臣忠平が、みかねて先年賜った禄綿二五〇屯と調布四〇〇端を提供している⁽¹⁰²⁾。これら御禊料物の状況からみて、大嘗会料物全体についてもかなりの未進があったであろうことは想像に難くないが、「官符国宛」↓「上宣催宣言」↓「奉勅譴責宣言」という第四段階の齋院禊祭料の催徴から判断すれば、八月十三日「譴責」官符によってかなりの国は進済したのであろうと思われる。最終的な不足分は、忠平私物・贖銅錢・成功など、さまざまの代替財源によって補充され、村上天皇大嘗会は平穩に遂行されたのであった。

以上天慶七年五月節料物も天慶九年(九四六)大嘗会料物も「官符国宛制」で調達しようとし、不足分は代物(成功・贖銅錢など)で確保しようとしたことをみた。

それは齋院禊祭料についても同じであった。天慶八年度は三月十四日の時点で「齋院用度物在庫在所無^レ有^二物^一」という状態であり、(行事上卿の意を受けた)行事弁が対応策につき関白忠平に内覧し天皇に奏聞した(『貞信公記』同日条)。「在庫」をすでに進済された官符国宛禊祭料、「在所」を官符国宛で進済予定の諸国「在下物」とすれば、禊祭料はまったく存在せず、禊祭料調達の目途が立たない状態だったというのである。しかしまだ祭日の四月十五日まで一ヶ月ある。催宣言・譴責宣言によって禊祭日までにある程度は進納されたであろう。翌九年度は禊日

の一日前、祭日の一四日前¹³⁾の四月十一日の時点で「齋院用途不足多数」という状態だったので、行事上卿は、馬属所望者の成功銭四〇〇貫を代替財源とすることを奏聞した(『貞信公記』同日条)。表3によれば、天曆四年(九五〇)、天曆八年にも成功が使われている。禊祭料成功は、「禊祭料不足之時、任「宣旨」經「公用」之輩、拜「任要官」者、承前不易之例也。」とあるとあり、「禊祭料不足」の代替財源として成功を使うことは「承前不易之例」であり、「無¹⁴⁾有¹⁵⁾一物」という状況だった天曆八年(九四五)度も成功が利用されたことであろう。天曆二年度は禊祭料の納入状況を最初にチェックする時期であることは前稿で述べた。このとき翌年の禊祭料進濟率の低さが予想できたのであろう。

このように天慶・天曆年間、天慶の乱後の全国的「亡弊」状況、うち続く早魃のなかで、すでに官符国宛制に転換し諸国申請雑事不裁許方針によって催徴していた第三段階の齋院禊祭料は、他の行事財源と同様に、慢性的不足に陥っていたが、料物不足を理由に賀茂祭が中止されたということはなく、また「官符国宛制」の原則を変えることもなく、不足分を代替財源や成功で補充しながら、実施していたのであった。

承平年間の節禄・幣料・布施が太政官「口宣」・大蔵省「日収」による諸国「在下物」で充用されていたことは、第二章第四節ですでにみた。この時期の具体的な用途調達の場在下物の話が史料上にほとんど登場しないのは、口宣と日収による非正規の在下物充用方式がすでに過去のものになり、大蔵省切下文方式が定着していたからであろう(大蔵省切下文には大蔵省日収が添付されていたと思われる)。

季御読経料物・臨時仁王会料物はやがて永官符国宛制に転換されるが、天慶・天曆段階では料物のうち料米は「臨期」官符国宛制による調達、布施料絹綿は「臨期」の大蔵省切下文だったはずである¹⁶⁾。進濟を命じられた諸国受領は「亡弊」などを理由に申返解文で進濟不能を申請して

いたのであろう。

2 天慶末～天曆年間の財政再建政策

(1) 財政再建にむけての節会・祭祀興行策

このような財政窮乏は、財政構造上の要因によるものではなく、天慶の乱とその後早魃・疫病・飢饉によるものであったが、政府は、現実問題としては第一に、諸国受領らが「亡弊」を理由に要請して裁許された「給復」によって財源が縮小したこと¹⁷⁾、第二に諸国が調庸雑物の見物を進納しないまま巧妙に「返抄」だけ受け取る偽装が横行していたことが¹⁸⁾、「公用闕乏」の要因であると認識していた。「公用闕乏」が、九世紀末までのように調庸未進一般ではなく、「官符国宛」や「大蔵省切下文」による個別用途の催徴に対する未進であることはいまでもない。このようななかで政府は、天慶末から応和年間にかけて財政再建政策をすすめていく。

天慶七年(九四四)、前記のとおり、延長五年(九二七)以来一七年ぶりに五月五日節会が挙行された。私は「給復」などを要因とする財政窮乏のなかで行われたこの節会興行を、財政再建を目指す積極的・政策的挙行という観点からとらえなおしてみたい。正月二十四日に開催が決定され、「延長五年式」にもとづいて、①供奉官司破損修理費用の調査、②節会挙行に必要な経費の調査、③①②にもとづき節会費用の諸国への「官符国宛」がなされた¹⁹⁾。「公用闕乏」状況下、受領の違期僉患未進・偽装返抄などが横行するなか、政府は、この節会の準備・運営・用途調達を通して、破損諸官司を再建し、行事遂行能力、用途調達能力、諸国進濟能力を再生しようとしたのである。行事・儀式の用途は一面で「需要」の政策的創出であり、行政システム・用途徴収システム、経済活動の活性化をもたらす事業という側面を持っていたと考えなければならぬ。このときの節会用途調達は「臨期官符国宛」方式であり、財源確保

の「官符国宛」方式の再建をはかるものであったといえよう。

天慶九年（九四六）の村上天皇即位大嘗会の準備・運営・用途調達も同じ財政再建の役割を果たすべく行われた。特定の祭祀・儀式の挙行に意欲的に取り組みその用途の調達に努力を傾けることによって、王朝国家はその行政と財政を再建・強化していく。この時期行われた数々の祭祀・儀式の興行には右のような意図が込められており、天慶末と応和年間の違期僞悪未進対策は、具体的には個別の祭祀・儀式・行事の料物進済に効果を發揮させるためであった。天慶七年・同八年の賀茂祭で用途不足を強調しているのも、一面では賀茂祭興行への意欲の表れであろう。

（2）天曆元年合期精好令と弁済使の容認

天慶と天曆年間の戦乱・旱魃・飢饉による財政危機・料物不足、受領の申返・違期僞悪に対して、政府はあらたな対策を打ち出す。天曆元年（九四七）閏七月二十三日に政府は西海道諸国を除く全国に対して、あらためて調庸合期精好令を出したのである¹¹⁹。政府は、冒頭で延暦十四年（七九五）と承和十四年（八四七）の調庸違期僞悪対策で嚴罰規定が定められているのに諸国受領が遵守せず違期僞悪が常態化している現実に触れ、第三段階の延長五年（九二七）十二月十三日の「僞悪改善（精好）を主たる目的とした合期精好令を引用した。

天曆元年の違期僞悪禁令で重要な点の一つは、延長五年令同様に延暦・大同・承和年間の違期僞悪禁令を引き合いに出し、違期僞悪の原因として律令国家財政構造下の調庸運京方式に則った貢調庸使・調庸郡司の不正を一般論としてあげるが、この部分は現実の王朝国家財政構造が過去の律令国家財政構造と連続し、延暦・大同・承和年間の違期僞悪禁令の継承・発展であることをレトリックによって「擬制」し、政策としての正当性を強調しているのである。

しかし現実の政策は、違期僞悪の要因を的確に捉えたきわめて実際的な内容であった。政府が諸国受領の違期僞悪・「公用闕乏」の元凶として

指弾しているのは「弁済使」であり、表面的には受領が弁済使を置くことを一切禁断しているように見える。

弁済使についてはじめて本格的な検討を加えた勝山清次氏は、弁済使とは、国司によって私的に「中央官衙の下級官人が任じられ、済物弁済や任中文勘濟など、国司の『在校目代』的役割を果たす」存在であり、天曆元年官符によっていったん禁止されたが、「なしくずし的に黙認され」、その制度的定着は十世紀末から十一世紀初頭の時期であったとする¹²⁰。ついで北條秀樹氏は九世紀末と一〇世紀初頭における受領請負制への転換を在下Ⅱ弁済使の調庸輸貢・公文勘會活動の実態を踏まえたものととらえた¹²¹。私は氏の見方に基本的に賛同するものであるが、難点は天曆元年（九四七）官符が命じる弁済使禁止との整合性にある。一方、大津透氏は弁済使の活動実態が収取制度転換の背景にあるとする北條氏の観点を活かしつつ時期をずらせ、氏が一〇世紀後半における「収取制度の全体制的変化」とする率分制、切下文制・臨時召物制などの成立の前提に、同時期における弁済使の成立があったとする¹²²。大津氏の場合も、天曆元年（九四七）官符が命じる弁済使禁止をどう評価するか説明を要求されるし、そもそも「収取制度の全体制的変化」は、本稿で論じているように、九世紀末と一〇世紀初頭における諸国「在下物」充用方式の採用とその官符国宛制・大蔵省切下文制への展開、すなわち律令国家財政構造から王朝国家財政構造への転換に置かなければならない。寺内浩氏は、非公認の「在下」が発展した弁済使が、一〇世紀末に律令制的財政構造維持政策を放棄した政府によって公認され、弁済使中心のあらたな官物運用システムが成立するという¹²³。時期に若干のズレはあるものの大津説と共鳴しあう。佐藤泰弘氏も同じである¹²⁴。寺内説では天曆元年官符の弁済使禁止は律令財政維持の立場ということで説明はつくが、一〇世紀中葉、律令財政構造はすでに解体しているという私見とはかけ離れている。

さて、一〇世紀末には諸国受領の納官済物・公文勘会において弁済使は欠かせない存在になっていたことについては、古代史学界ではすでに共通認識である。天曆元年（九四七）に停止が命じられた弁済使が一〇世紀末には一般化していたことから、上記のとおり一〇世紀後半画期論者は、一〇世紀後半（あるいは末）に弁済使が公認されたこと、それは一〇世紀後半（あるいは末）に財政構造が転換したことの表現であること、を主張するのである。

たしかに政府はこの官符で、受領が勝手に「弁済使」なるものを置いてここに納官すべき物を備蓄して私的資産運用を行って莫大な利益を得ていること、弁済使が「大蔵省在下史生」と結託して進納済みとの返抄偽装を行っていることを問題視している。政府はこのように受領の資産運用を優先させ、封物納官済物のさいに不正偽装する弁済使の活動を違期僥悪の原因とみなし、合期精好の実現のために「私置」弁済使、一切停止」と命じている。通説ではこの官符の文言を額面通りに「弁済使禁止令」とみているのである。

しかしこの法令で重要なのは、これまで政府が「在下」と呼んできた非公式（「非^二公家之所^一知^レ」）の諸国貢納物保管・運用の担い手を、すでに現場では公然と使われているが政府は関知しなかった（「非^二公家之所^一知^レ」）「弁済使」の称で表現したこと、そしてその弁済使を受領が私的資産運用のために活用することを禁止している点である。受領が封家納官済物のために弁済使を活用することは何ら問題ではないのである。すなわちこの政策は、政府が合期精好進済を条件に、受領が京中に弁済使を置いて封家納官済物に活用することを容認したものとみるべきである。非公式の存在であった「在下」、いいかえれば大蔵省に検納すべき調庸物の非公式備蓄とその運用を表す「在下」の語は、このうち、古体の律令財政的表現で合期精好を求める安和三年（九七〇）官符で使用されただけで、官符宣言などで使われることはなかった。天曆元年（九四

七）閏七月の弁済使の容認は、「在下」「在下物」の公認と「在下」の称の放逐を意味するものであった。天曆元年（九四七）官符と弁済使の公認も、王朝国家財政構造下、齋院禊祭料でいえば第三段階から第四段階への転換期の「合期精好」策の一つだったのである。

（3）正蔵率分制の創設

天曆六年（九五二）九月十一日、弁済使を事実上公認した天曆元年（九四七）閏七月二十三日の「合期精好」令のいっそうの徹底をはかるため、正蔵率分制が施行された¹⁵。納官調庸交易雑物年料米など「納官」の一〇分の一を別解文で合期進納せよ、調庸交易雑物の年輸数を完納しても一〇分の一を別納しなければ、主計寮での「調庸抄帳」勘会を停止させる¹⁶（したがって調庸惣返抄を受けることができない）、という内容である。別解文ということは、齋院禊祭料同様に独自の主計寮「抄帳勘会」も行われたのである。受領が率分の進済を年料（大蔵省納）より優先させたのはまずはこの点にあったのだろう。

別納分の特別な倉庫として率分蔵も置かれることになった。率分蔵は延長五年（九二七）に大蔵省内に置かれた「諸祭料物」収蔵庫である「神態御倉」とは別のものであった。しかしこの率分蔵も神態御倉同様にすぐに正規納物は納められなくなり¹⁷、その後、率分に欠失があれば見任解却という処罰規定が定められ、一〇分の一から一〇分の二にその比率を高め、さらに齋院禊祭料とともに受領功過定において別途勘文でチェックを受けるようになるが、その時期ははつきりしない。率分制発足後の村上朝の受領功過定で年料（大蔵省納）は過進で率分は不究という二、三の国司を加階するかどうかが議論された際、藤原在衡以下出席公卿の他の全員が加階に賛同する中で、藤原師尹だけが率分欠には見任解却の科条があると反対したという。率分未進は加階させずという原則がまだ確立していなかったことがわかるが、この功過定が行われたときの出席筆頭公卿が藤原在衡であることに注目すれば、右大臣師輔が没し、

在衡が大納言、師尹が権大納言に昇任した天徳四年（九六〇）ごろだろうか。率分完納を証する「官破立勘文」が受領功過定で調庸惣返抄とは別途に審査項目とされ、率分未進者は加階しないという原則が立てられたのは、この功過定より後のことであり、斎院禊祭料が同様の扱いを受けるようになった応和三年（九六三）ごろと考えておきたい。あるいは同時に功過定の独自審査項目とされたのかもしれない。

ところで、これまでこの正蔵率分制の創設目的について、抽象的に一〇世紀中葉における調庸未進の増大、調庸納入状況の悪化（大蔵省倉庫の備蓄払底）による行事とりわけ仏神事のための財源確保という点が強調されてきた。しかしすでに繰り返し述べてきたように、大蔵省に調庸を備蓄して消費官司・諸行事に必要用途を配分する律令制的財政構造から、在京受領の「在下物」を、随時、官吏「口宣」と大蔵省「日収」で充用する方式を経て官符国宛方式・大蔵省切下文方式で催徴する王朝国家的財政構造への転換は、九世紀末～一〇世紀初頭の寛平・延喜年間に行われていた。一〇世紀中葉の財政的課題は調庸全般の納入状況の悪化ではなく、個別料物を割り当てられた受領の申返を如何に抑止し個別料物の違期僞悪を如何に減少させるかという点に移行していた。九世紀末～一〇世紀初頭に、調庸違犯対策のキーワードが「未進」から「違期僞悪」（「合期精好」）に転換したことに端的に表れている。

在京受領に随時進納させる財政システムの弱点は、仏神事・節会など重点行事において行事直前になって割当国が急に「申返」を申請して来ることであった。これによって給禄・布施の減額・停止となったり、別途財源の転用（借物）や成功によって遣り繰りしなければならなくなるのであった。このような政府倉庫がからっぽであることを前提とする財政構造の脆弱性を補完し、仏神事用途など重点財源（「無」止公用）を確保するためのストックとして創設されたのが率分制だったのである。率分制は律令制的財政構造の解体に対応するものではなく、新たな王朝

国家財政構造の脆弱性解消のためのストックだったのである。

ただし、正蔵率分制は登場後まもなく「切下文」による催徴に転換していく。調庸制本来の正規の検納手続きがとれない王朝国家財政構造のもとでは、調庸進納期限に式数の一〇分の一または一〇分の二の見物を一括進納することは不可能であった。前記のように率分蔵は発足後一〇年目の応和二年（九六二）にははやくも諸国「在下物」の「宿納」場所となっていたのであった。このような事情で、緊急支出用の見物ストックという正蔵率分制が目指したものは、発足後早い段階で頓挫したのである。

しかし「年料（省納）」を財源とし年料分返抄で主計寮の調庸抄帳勘会を受ける「大蔵省切下文」と比べて、年料とは別枠で抄帳勘会を受け太政官（率分勾当弁）から「官破立勘文」が交付されなければ功過定に合格しない「率分（所）切下文」は、プライオリティーにおいて格段の差があり、受領は優先的に率分切下文による催徴に応じた。率分の未進違期僞悪は年料に比して遙かに低かったのである。その点で、正蔵率分の設置意図は達成されたといえよう。調庸交易者の合期精好を目指す政府としては、正蔵率分制の採用とその功過定独自審査項目化は有効な財政政策であった。

（４）天暦四年・応和三年の調庸見納審査の厳正化

第四章で論じたように、延長五年十二月僞悪禁止令は、調庸一括運京の律令国家財政構造下の大同二年（八〇七）格の違期僞悪禁止令を法源として持ち出しながら、個別料物を受領に随時進納させる王朝国家財政構造下の僞悪禁止令であった。すなわち受納諸司が、大蔵省から手交された「日収」で指定国受領から現物を受け取る時に点検し、粗悪品なら「僞悪」と記入して受領に渡し、受領は主計寮で抄帳勘会を受けるとき「僞悪」数が確定する仕組みにであった。その過程で不正は介入しうるが、手続きとしては、個別料物進納方式に対応した現実的な「僞悪」抑制策に

なっていた。

天曆四年(九五〇)二月十日、「諸司(出納諸司・受納諸司)に下した宣旨は、「僂惡問題よりも「合期見上」(期限内に実際に見納すること)に力点を置いていた。天曆元年合期精好令で、受領の京庫運用代理人である弁済使を公用に精励することを条件に公認して個別料物の合期精好を期したが、この弁済使の公認をふまえて同四年二月十日、政府は大同三年(八〇八)官符を法源として引用しつつ、大同三年格どおり今年から「諸司」に諸国調庸物の「見進未進、合期過期等」を「細録上奏」させ、「進納之多少」に応じて「功過之褒貶」を定め、たとえ他功があつても見納に勤めていなければ褒賞を抑えるという方針を示した⁽¹³⁾。

宣旨の宛先は大蔵省ではなく「諸司」⁽¹⁴⁾ 受納諸司であるから、政府としては、延長五年官符の法意が大蔵省「日収」を手交された受納官司が「僂惡」と書き込むことであつたことと同様に、受納官司が日収に「見上」「違期」と書き込んで受領に渡し、受領はその日収で主計寮抄帳勘会を受けることを想定していた。これによって行事務物の合期見上率の向上を期待したのであつた。大蔵省日収が大蔵省倉庫で見物と引き替えに綱領郡司に手交されているなどとみる公卿・官人は誰もいなかった。ところが法源の大同三年格は「具録上奏」主体を大蔵省と特定しており(律令国家財政構造下では大蔵省が検納台帳を保管)、大蔵省と受納官司の間で「具録上奏」主体について解釈が一致せず混乱し、合期見上策として有効に機能していなかったものと思われる。

この混乱に対して大蔵省は、一三年経つた応和三年(九六三)十一月二十九日、第一に「所掌繁多」ゆえに天曆四年二月示達は大蔵省として実施不可能である、第二に受領功過定は主計主税二寮勘文と勘解由使勘文をもとに行っているから大蔵省による進未状況の「細録上奏」は功過定の役には立たないと示達撤回を求め、対案を提起した。すなわち、受領から随時受納した官司が、手交された大蔵省「日収」の書面に「合

期見上」「違期見納」「過期請」在下日収「之輩」と「勤惰」の三等級を明記して受領に渡せば等級に分けて褒貶することが可能になり、受領は見納(合期精好)に勤め、「公用闕乏」は改善される、というのである。延長五年僂惡禁止令同様の手続きで受納官司は日収に三等級を記入し、主計寮はそれをもとに抄帳勘会すれば受領の「勤惰」は確認される。

この大蔵省の提案を受けて政府は、同年閏十二月二十八日、(個別の官符国宛や大蔵省切下文にもとづく随時進納における)違期僂惡が跡を絶たない状況に対して、全国に対して以下のような示達を下した。すなわち、受領たちは「率分」だけ進済してそれ以外の年料(省納)分を見上しないので大蔵省官庫は空っぽになり(「倉廩已空」)、「神事有限、国用無止」⁽¹⁵⁾ 料物は「在下」に仰せ宛ててこつそり日収を発行し、(それが行事の期日に間に合わなかつたりして)多くの「公損」が発生しているというのが現状であり、このような料物調達実態を早急に改善する必要がある。そこで諸国に対しては明年から合期進納すること、受納諸司に対しては大蔵省「日収」に「見上」を明記して受領に渡すこと、受領はその「勤惰」に「褒貶」すること、としたのである⁽¹⁶⁾。

ここで大蔵省が空っぽというのは事態の深刻さを強調するレトリックであり、半世紀前の財政構造改革によって大蔵省が空っぽであることを前提に財政運営は行われてきたのであり、この時期になって急からつぽになった訳ではない。政府は、天曆六年の正蔵率分制導入後、受領が率分(切下文による催徴)を優先進済して大蔵省納(同じく切下文による催徴)を後回しにする傾向に対して警告を発し、大蔵省提案を採用して率分・省納ともに「合期見上」率を高めようとしたのである。

応和三年(九六三)四月に齋院禊料齋院勘文の受領功過定審査項目化、同年十二月に省納分を含む調庸(実際は個別料物)見上・違期数三等級の受領功過定審査項目化、同時期に率分勘文(官破立勘文)の受領功過定審査項目化が行われ、個別料物進済率の向上が図られた。僂惡数

の受領功過定審査項目化は延長五年であり、受領功過定の活用による合期精好策は一〇世紀後期に特徴的な財政政策ではなく、王朝国家財政構造を特徴付ける合期精好策・違期僉愚抑止策だったのである。

(5) 永官符国宛制の拡大

天禄元年(九七〇)九月八日、政府は、①御齋会料米・②春季御読経料米・③恒例賑給料米・④恒例施米料米・⑤秋季御読経料米という五つの恒例年中行事の料米について、今後、指定諸国に対して、毎年指定期日までに指定財源から指定数量を進納せよ、「違期未進」があれば「一度勸賞」を拘留する(すなわち受領功過定でパスさせない)、という太政官符を出した。すなわち①は播磨国に十二月内に年料米から一三〇斛、②は越前国に正月内に年料米から一〇〇斛、③は美作・讃岐・土佐三国に四月内に庸米からそれぞれ五〇斛・一五〇斛・一〇〇斛、④は備前・尾張・紀伊三国に五月十日以前に年料米からそれぞれ一五〇斛・五〇斛・一〇〇斛、⑤は安芸国に六月内に年料米から一〇〇斛が割り当てられた。毎年、指定期日に指定額の進納だから受領としてはあらかじめ確保しておくことが可能であり、そのように要請される。また指定料物に「違期未進」があれば受領功過定にパスさせないという制裁によって料物を調達しようというのである。受領功過定の審査項目化による進濟督励という点では応和三年(九六三)の齋院禊祭料(さらには正蔵率分)の審査項目化を受け継ぐものである。

大津透氏はこのような、特定国に対する指定物の指定数量・指定期日以前の毎年進納指定を永宣旨料物制と名付け、一〇世紀後半の財政構造転換の一環としてとらえようとした¹⁶⁾。しかし永宣旨料物制といっても毎年、期日よりかなり以前に「官符」で指定期日までに指定数量を進済するよう指定国に通達されるから、第三章で述べたように、齋院禊祭料と同じく「永官符国宛制」と称すべきである。後述する二期御読経料米に准じて永官符国宛制に転換した臨時仁王会の場合、長元四年(一一〇三)

一) 八月二十二日に開催された秋季臨時仁王会の仁王会定は八月四日であつたが(『小右記』)、この「定」で料物のことは議題になつておらず(永官符国宛制以前には仁王会定で料物のことが議題の一つになつていた)、九日、「秋季臨時仁王会料物、加賀国六月内可進納」という内容の「官符」が八月になつて加賀国受領のもとに到来するという不手際があり(太政官官掌が手交し忘れていたのが原因であつた)、「官符遅来」の間に前司と新司の間ですでに官物分付は終了したので前司は「申返」解文を提出していた(『小右記』長元四年八月九日条)。永官符国宛制に転換したときの指定文言は、毎年繰り返し「官符」で指定国に通達されていたのである。このように、天禄元年(九七〇)官符にもとづく料物催徴方式は、齋院禊祭料と同じく「官符国宛制」にはかならなかつた。このような季御読経料米などの永官符国宛制への転換を、調庸制の崩壊に対応する財政構造転換の一環ととらえることはできない。以下、このことについて検討する。

永官符国宛制の個別料物確保における効果やその制度的前段階について、貴重な事実を教えてくださいるのが、つぎにあげる『権記』長保二年(一一〇〇)三月十九日条での左大臣道長の発言である。

御読経結願也、左大臣於^レ仗座、令^三予奏^二位禄目錄、^{大弁奏^レ之非也、依^二上命^一不固辞、}
次亦被^レ奏云、^二季御読経供養料、以^二年料米^一永所^レ割置也、所進^二之^一国無^レ敢懈怠、合期勤仕来矣、但布施絹・布臨^レ期申請、宣^二下所司^一之時、依^二無^一見納之色、成^二下文^一、切^二亡国^一、因^レ之合期難^レ給^二布施^一、若准^二供米^一、永以^二年料之内^一割^二充国々^一如何、又仁王会年中必所^レ被^レ行也、其料亦以^二年料米三百八十余石^一每年充行、然而依^レ不定^二置其国等^一、忽^レ不能^レ充下、殆成^二懈怠^一、布施亦同、自今以後、同支^二配諸国^一、割^二新委不動穀^一、永令^レ春充^レ之、布施之物、

亦如「御読経料」、仰云、依_レ請、

春季御読経結願日の三月十九日に左大臣道長は、二季御読経供養料を永官符国宛制にしているの（「以_レ年料米永所割置」）、所進国は「懈怠」することなく「合期勤仕」していると述懐している。永官符国宛制への転換が料物確保に一定の成果をあげていたことが分かる。

道長は続けて、ただし御読経の布施絹・布については（行事上卿からの）「臨期」の「申請」に対して、太政官が「所司」（大蔵省）に「宣下」しても大蔵省は空っぽなので（「依_レ無_レ見納之色」）、大蔵省は切下文によって諸国に割り当ててきたが、期日までに調達することは困難である、という厳しい現実を語る。そこで道長は一条天皇に、布施物についても供米同様、永官符国宛制に転換してはどうかと奏上し、裁可された。季御読経布施物が「臨期」の大蔵省切下文による調達方式から永官符国宛制に転換したという事実はきわめて重要である。

道長はさらに臨時仁王会は「年中」行事として必ず実施するので毎年諸国に年料米三八〇余石を充て行っているが、所進国を「定置」していないから急に割り当ててほしい「懈怠」してしまう、布施もまた同様である（「依_レ不_レ定_レ置其国等」、忽_レ不_レ能_レ充下」、殆成_レ懈怠」、布施亦同、）と述べ、今後は諸国を指定して財源には新委不動穀を割き充てることとしたい、布施物についても季御読経同様にしたい（すなわち供米・布施物ともに永官符国宛制に転換したい）、と奏上し、裁可された。

ここで道長が永官符国宛制に転換する前段階について語っていることに注目しよう。二季御読経・臨時仁王会とも布施物は、永官符国宛制に転換する長保二年（一〇〇〇）以前は、大蔵省切下文方式で催徴していたといっている。永官符国宛制（永宣旨料物制）と大蔵省切下文方式は、大津氏が説くような同時期に発足したのではなく、省納_二年料（また率分）を財源とする絹・布などは大蔵省切下文方式から永官符国宛制に

転換したことがわかるのである。絹・布などの永官符国宛制の前提には、ながい大蔵省切下文方式の段階があったということである。

道長はさらに仁王会供米については長保二年以前は所進国を固定せず、その都度割り当てていたという。それでは仁王会供米も布施物と同じように切下文方式だったかという、そうではなかった。天慶二年（九三九）二月十日、一二日後の二十一日の臨時仁王会を前に行事スタッフ選定と供米国宛（「可_レ進_レ諸国米_二事_一）を行う「仁王会定」があり（『貞信公記』四日条・十日条・二十一日条）、天曆五年（九五二）三月二十日、春季御読経発願のあと、右大臣藤原師輔は陣座で二季仁王会請僧供米七六〇石六斗と割当国を「定」めている⁽⁵⁾。臨時仁王会は七日後の三月二十七日であった。供米を充てられた諸国には「官符」で進納せよと通達される。すなわち仁王会供米については、切下文方式ではなく「臨期」官符国宛方式だったのである。納期まで一〜二週間という日程で、供米を「官符」で割り当てられた諸国としては、まさに「忽_レ不_レ能_レ充下」、殆成_レ懈怠」という状態だったのであろう。

永官符国宛制に転換後の仁王会料米は、道長が語った季御読経料米同様に、たしかに進済状況は大きく改善された。一五年後の長和四年（一〇一五）五月六日「臨時仁王会定」があり、すでに内定していた大納言藤原実資と参議源道方が「行事所檢校」となった。檢校実資は「行事」弁・史を決め、呪願文の作成を命じ、九日後の十五日開催を勸申させ、請僧僧名定を行い、左大臣道長に「定文」を内覧した。永官符国宛制への転換以前には、上記の天慶二年・天曆五年の場合のように、「仁王会定」の場で料物数量・国宛での決定を行い、それから「官符」で催徴していたのであるが、この「仁王会定」では、檢校実資が「仁王会料物事」について左大弁（檢校参議）道方に問うたところ、道方は「皆具、米今二十石許不足、上野布未進、然而已有_二弁濟使_一、可_レ令_二催進_一」と答えており、期日の九日前の「仁王会定」において、すでに「皆具」と

いうほどの驚異的な進捗状況であった。実際には米二〇石不足で上野国の布が「未進」であったが、道方は弁済使を通じて催進させると余裕を構えている(『小右記』長和四年(一〇一五)五月六日条)。永官符国宛制の場合、受領の側が事前に余裕を持って料物を用意でき、かつ受領功過定に合格させないというプレッシャーを掛けられているから、最終的には進捗しなければならぬ。その後も毎年のように未進が問題化しているが、仁王会当日までには進捗されるか、別財源から遣り繰りするなどして間に合わせているのは、前稿で明らかにした齋院禊祭料の場合と同じである。仁王会料物についてはあらためて検討してみたい。

天禄元年(九七〇)に諸行事の料米について永官符国宛制を採用した事情について、①②⑤のどの官符も「臨_二彼期_一、雖_レ給_二宣旨於諸国_一、而寄_二事左右_一、無_レ心_二進納_一、因_レ茲有_二期公用空以闕怠、是則国宰不_レ勤_二進納之所致也_一、¹という現状を改善するためであったと述べている。採用以前は、仁王会供米と同じく、「臨期」に「官符」(「宣旨」と書いてあるが、実際は「官符」である)で諸国に宛てていたのである。すなわち行事料米における永官符国宛制は、官符国宛という料物調達方式内部において、宛てられる国・数量が「臨期」から「固定」されただけであり、財政構造の原理的転換ではなく、官符国宛制のなかでよりいっそうの「合期精好」を目指すものであった。それは天慶の乱と飢饉・疫病による財政窮乏を克服するために王朝国家政府が打ち出した、天慶末年(応和年間の一連の「合期精好」)財政政策と軌を一にする財政政策だった、といえる。

以上の季御読経料米・仁王会料物についてみたとおり、永官符国宛制に転換して進捗状況は大きく改善された。こうしてみると、永官符国宛制の採用は、財政上の重要な転換のようにみえるかもしれない。しかし永官符国宛制に転換する前のありかたは、大津氏が説くような「律令調庸制」ではないし、律令調庸制が衰退したから永官符国宛制に転換し

たのではなかった。絹・布などの場合は、転換以前は大蔵省(あるいは率分)切下文方式であったし、供米の場合は「臨期」官符国宛方式だったことは上述したとおりである。

庸米・年料春米の国宛自体は八・九世紀に遡るが、それは国宛総額の一括進納であり、個別行事ごとに少額進納させる官符国宛制とは原理的に異なる。個別行事ごとの料米の官符国宛が、寛平・延喜年間の年料租春米の「随_二官符到_一」をその制度的起点とすることは第三章ですでに述べた。すなわち永官符料米の前提をなす「臨期」官符国宛制の起点をたどれば、寛平・延喜の財政構造改革に行き着くのである。

布施物の場合、永官符国宛制に転換する以前は、大蔵省切下文による催徴であった。諸国「在下物」充用方式から大蔵省切下文による催徴への転換も、寛平・延喜の財政構造改革の結果として行われたことであった。したがって、大津透氏がその画期性を強調する永宣旨料物制は、料米については「臨期」官符国宛から「永」官符国宛に、布施絹布については大蔵省切下文(または率分所切下文)による「臨期」国宛から永官符国宛制に、変わったにすぎない。「臨期」官符国宛方式、大蔵省切下文方式は、何度も強調するように寛平・延喜の財政構造改革にはじまる。

以上、大津透氏が「收取制度の全体制的变化」とみた諸要素は、すべて寛平・延喜の財政構造改革の成果の上に立った「合期精好」策であったことが明らかになった。

(6) 第四段階の禊祭料進納状況

前稿でみたように、『小右記』段階の禊祭料は毎年、最終的にはほとんど完済され、未進国はほとんどなかった。不足分は、①後司初任年「年料」、②率分所切下文、③後院・藏人所などからの借物、④臨時召物、⑤去年装束など、多様な財源によって補充されていた。

表3をみると、第四段階(後三条までとする)では成功による禊祭料調達は、藤原実資が禊祭上卿に就任する以前の康保三年(九六六)と天元

三年（九八〇）の二回だけであった。

おわりに

本稿で論じた点を大雑把に要約して稿を閉じよう。

新出応和三年宣旨からうかがわれる齋院禊祭料調達方式を四つの段階について、それぞれの段階の禊祭料調達方式を国家財政構造のなかに位置づけながら検討することを通して、一〇世紀後半画期論の財政論的論拠が成立したいことが明らかになった。また王朝国家論の視角からの財政政策研究の有効性を示すことができたとも思う。

九世紀末、律令国家財政の大蔵省への調庸一括進納、大蔵省からの一括配分方式（禊祭料の第一段階）のタテマエが累積未進の増大によって維持できなくなると、政府は、大蔵省に検納しないまま京内に滞留する受領「在下物」を、非公式に重点行事料物に活用するようになる。それが九世紀末から一〇世紀前半における太政官口宣・大蔵省日収による諸国在下物充用方式であり、さらに九世紀末〜十世紀初頭の財政構造改革の一環として、在下物充用の非正規性を払拭して正規制度化した個別行事料物随時調達方式として官符国宛制と大蔵省切下文方式が案出された。その嚆矢が寛平九年（八九七）〜十年、醍醐即位後初度の賀茂祭における齋院禊祭料における官符国宛制の導入であった（禊祭料の第二段階）。

この財政改革によって受領の調庸違犯は、一括進納をタテマエとする「未進」から個別行事料との申返・違期僂悪へと変貌し、それに対応して違犯対策も未進から違期僂悪（合期精好）へと転換した。延長四年（九二六）・五年、あらたな王朝国家財政構造のもとで、①諸国申請雑事不裁許（禊祭料の第三段階）、②祭料物進済強制Ⅱ神事興行令、③抄帳勘会強化による僂悪摘発と功過不定不勸賞、④諸国在京在下物の強制調査などの申返・違期僂悪対策を通じて財政強化がはかられた。

第三段階に続く禊祭料の第四段階は、応和三年（九六三）の禊祭料未進受領をターゲットにする功過不定不勸賞方針への転換である。一〇世紀後半画期論が財政構造転換の契機とみる「調庸納入悪化」は財政構造の転換をもたらすものではなく、天慶の乱と天慶・天曆期の早魃・疫病・飢饉を要因とする個別行事料物の申返・違期・僂悪の増加であり、王朝国家財政構造の枠内であらたな合期精好策を打ち出す契機となった。一〇世紀後半画期論があらたな財政構造への転換の指標とする、齋院禊祭料官符国宛制・永宣旨料物制（永官符国宛制）・諸司切下文・弁済使のすべては一〇世紀初頭の財政改革の産物であり、この時期に登場したものはなかった。また正蔵率分制は個別料物随時進納制を採る王朝国家財政構造を前提とする、その脆弱性（違期僂悪）対策としてのストックとして登場した。禊祭料・率分・料物合期見上数の受領功過定審査項目化も王朝国家財政構造を前提とする違期僂悪（合期精好）対策だった。

註

- (1) 拙稿「撰関期の齋院禊祭料と王朝国家の財政構造」〔九州史学〕一五六号、二〇一〇年
- (2) 鹿内浩胤翻刻『小野宮年中行事裏書』〔日本古代典籍史料の研究〕第三章 附 思文閣出版 二〇一一年、初出田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』思文閣出版 二〇〇三年
- (3) 前稿では「国司の禊祭料辞退「申請解文」（「申返）」を裁許しないことよって納入率を高めようとした」としていたが、誤りに気づき本文のように改める。何かの折りに佐藤泰弘氏から指摘を受けたのだが、そのときには旧説で間違いないと考えていた。
- (4) 大津透「平安時代収取制度の研究」〔律令国家支配構造の研究〕第二部第二章 岩波書店 一九九三年、初出『日本史研究』三三三

九号 一九九〇年)。丸山裕美子「平安時代の国家と賀茂祭」(『日本史研究』三三九号 一九九〇年)は、『朝野群載』所収応和三年宣旨の検討によって禊祭料について大津氏と同じ結論に到達している。一〇世紀後半財政構造転換論について、寺内浩『受領制の研究』序章(塙書房 二〇〇四年)の要を得た整理を引用すれば(諸氏の著書名は下向井が挿入した)、「上島亨氏は、一〇世紀後半以降国家財政は経費を諸国に割りあてる国宛を柱として運用されたが……」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会 二〇一〇年)、「佐藤泰弘氏は、一〇世紀末に徴税・輸納制度が受領を中心に再編され……」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会 二〇〇一年)、「中込律子氏は、……一〇世紀後半に律令制的な財政構造が崩壊して、随時に不定額の済物を納める受領請負制を基礎とするあらたな財政構造があらわれ……」(『平安時代の税財政構造と受領』校倉書房 二〇一三年)、と諸氏の見解を紹介したうえで、自身の研究をも含めて「最近の研究では、一〇世紀後半ないしは末期に国家の財政構造が転換し、受領が基軸となって国家財政運営がなされるようになったことが明らかにされつつある」と結んでいる。さらに佐藤全敏氏は賛取制度の再編が一〇世紀初頭であることを解明しながら、「近年の研究は、国家財政・徴税制度が十世紀中後期に再編されたことを明らかにしている」と述べている(「天皇の食事と賛」『平安時代の天皇と官僚制』第三部第一章 東京大学出版会 二〇〇八年、初出『日本史研究』五〇一号 二〇〇四年)。しかし最近また流れが少し変わってきた。佐藤全敏氏の見解の影響もあつてか、一〇世紀後半画期論の提唱者である大津氏自身、「撰関期の財政構造の形成には二つの画期が認められる……一つは九世紀後半から一〇世紀初頭であり、……(調庸未進対策として、給与・官衙費が中央財源「大蔵・民部省」から地方財源へ移行したこと(をあげる)……、もう一つは、……一〇世紀後半、村上天皇の時代であり、

……調庸制の再編と造宮体制の構築である」と、二段階画期論に修正したようにも思われる(「財政の再編と宫廷社会」『岩浪講座 日本歴史』第5巻古代5 岩波書店 二〇一五年)。

(5) 『類聚国史』(神祇五 賀茂大神) 弘仁十年三月十六日条

(6) 『延喜式』(卷一 神祇一 四時祭上) 祭祀大中小条

(7) 『類聚三代格』(卷四 加減諸司官員并廢置事) 弘仁九年五月九日太政官符、『日本紀略』弘仁九年五月二十二日条

(8) 所功『平安朝儀式書成立史の研究』第一篇第二章「『儀式』の成立」(国書刊行会 一九八五年)

(9) 「弁備」する「所司」が大蔵省や内蔵寮ではなく齋院司であることは、たとえば追難の「難祭料」を陰陽寮が「預前申」省請受、依件弁備」とあるように、大蔵省など出納官司から請受した担当官司が「弁備」することから明らかである。

(10) 『延喜式』にみえる諸官司の物品請求・出給手続きについては、俣野好治「律令中央財政機構の特質について」(『史林』六三卷六号 一九八〇年)、古尾谷知浩「律令中央財政機構の出納体制」(『律令国家と天皇家産機構』第三部第三章 塙書房 二〇〇六年、初出『史学雑誌』一〇四編二号 一九九五年)、佐藤全敏註(4) 著書第二部第四章「諸司別当制からみた律令官制の変容」。とりわけ佐藤全敏論文は「申官請受」「申省請受」の表記に着目して詳しく論じており、特定官司から特定使途で太政官に申請した多様な物品を太政官が保管官司に出給させる場合、撰関期と同様、官宣旨形式の「官切下文」を用いていたことを明らかにした重要な成果である。なお太政官符による出給指示は、大同二年(八〇七)までは太政官符が中務省に下され中務省から保管官司に「移」して出給されており、太政官から大蔵省・内蔵寮に直接官符・官宣旨が下される『延喜式』規定の出給方式は大同二年以降のあり方である、という(俣野・古尾谷論文)。齋院司が設置されたのは賀茂

祭が勅祭化した前年の弘仁九年（八一八）であり、齋院司が準備する禊祭日の齋院行列は、翌十年四月中西日に挙行された最初の勅祭賀茂祭のときからと思われるから、禊祭料の諸品目・諸保管官司からの請受の仕方は、はじめからおおむね『延喜式』段階のものであったと思われる。

(11) 『延喜式』（巻二五 主計下）に「凡大和国交易、所進^二齋院^一四月賀茂祭料冠絹十五疋、河内国白縑卅疋、毎年二月送^レ之、其直用^二正税^一、並以^二彼院返抄^一、勘^二会抄帳^一」とあり、『延喜式』段階でも二月三十日であったと思われる。第二段階以降の進納期限が二月三十日であったことは、冒頭引用天元四年官宣旨（傍線部②③）にあきらかである。

(12) 『延喜式』（巻六 神祇六 齋院司）に「画^二祭日服并陪従女衣裳^一料、金泥四両一分二銖、銀泥四両一分二銖、蘇芳大四斤、胡粉五斤三両三分、緑青三斤十三両、白緑一斤十二両二分、空青二斤三両二分、丹二斤二両、雌黄五両一分、同黄四両四銖、^{三月十三日付}_{二内侍}奏請」とある。顔料は他の物品とは異なり、齋院司の請奏によって内蔵寮から出給されていた。

(13) 拙稿註（一）論文

(14) 俣野註（10）論文によれば、給与関係の『延喜式』の規定では、出給申請から官符発給まで七日〜一〇日、官符発給から出給日まで二日〜五日（月料・要劇料は八日）であったという。

(15) 古尾谷註（10）論文

(16) 下向井龍彦・稲葉靖司「九世紀の海賊について」（地方史研究協議会編『海と風土』（雄山閣 二〇〇二年）。本論文は、九世紀海賊についての稲葉氏との共同研究を踏まえて下向井が執筆したものであり、財政改革論はすべて下向井のオリジナルに属する。ほとんど同じこと

を「平安時代の国家と海賊」（白幡洋三郎編『新・瀬戸内海文化シリーズ2 瀬戸内海の文化と環境』（瀬戸内海環境保全協会 一九九九年）でも述べた。

(17) 大津註（4）論文、佐藤泰弘註（4）著書第2部第VI章「一一世紀日本の国家財政・徴税と商業」、初出『新しい歴史学のために』（二〇九号 一九九三年）。「寛平・延喜の財政改革」の構想は、『日本史研究』三三九号（一九九〇年）の特集「平安時代の国家システム」に載せられた「特集にあたって」（吉川真司）での王朝国家論批判と巻頭大津註（4）論文、および佐藤泰弘本註論文に触発されたものであり、一九九五年八月二十八日（月）に行われた第二三回古代史サマーセミナー（広島県福山市）の全体会「平安時代史研究の新たな展開のために——王朝国家論の立場から——」での報告「平安時代史研究の新潮流をめぐって——〇世紀後半画期説批判——」後半の「寛平・延喜の財政改革」を起点としている。報告前半の「〇世紀後半画期論批判」部分は、平田耿二先生の紹介で上智大学文学部平田先生研究室発行『日本古代・中世史 研究と資料』一五号（一九九七年）に掲載していた。その「付記」で、「成稿過程で分量が膨らんでしまったので報告後半の「寛平・延喜の財政改革」は独立させて別途公表するつもりである。」と書いたのは、正直に言えばデッサン以上のものにするのが当時の私の力に余ったからである。その後、『小右記』を読むなかで齋院禊祭料という魅力的なテーマと出会い、財政改革をも含めて中断しながら研究を進め、その成果の一端を二〇〇八年古代史サマーセミナー in 宮島の全体会「儀式から見た平安時代国家論」で発表した。その大半は註（一）論文として公表したが、またはや財政改革との関連性については先送りになってしまった。本稿はこのような経緯のもとで細々と続けてきた、一〇世紀後半画期論批判、王朝国家論擁護の営みでもある。

- (18) 北條秀樹『日本古代国家の地方支配』第一部第一章「文書行政より見たる国司受領化」(吉川弘文館 二〇〇〇年、初出『史学雑誌』八四編六号 一九七五年)
- (19) 川本龍市「正蔵率分制と率分所」(『国史研究』七五号 一九八三年)、長沢洋「王朝国家期の財政政策」(坂本賞三編『王朝国家国史の研究』吉川弘文館 一九八七年)
- (20) 北條註(18)論文、俣野註(10)論文、古尾谷註(10)、寺内註(4)著書第一編第三章「弁済使の成立」(初出『続日本紀研究』三一五号 一九九八年)なども参照。「検納」について俣野論文は「物資が保管官司に収納される際に」、「出納官司」が行った「その品質や規定量の点検」であり、出納官司は検納をへて収納される雑物の「収文」に署名する、と的確に説明する。
- (21) 『類聚三代格』(巻八 調庸事) 寛平八年閏正月一日官符。「門文」は進納先が大蔵省・大炊寮だけでなく、内蔵寮・諸衛諸司・諸家諸社など多岐にわたっていたので、各進納先宛て納品書を「門文」と称したのであろう。
- (22) 下向井・稲葉註(16)論文
- (23) 戸田芳実「中世成立期の国家と人民」(『初期中世社会史の研究』第1章 東京大学出版会 一九九一年、初出『日本史研究』九七号 一九六八年)。「累積未進」として現象する九世紀末の危機をもたらした富豪層の多様な運動・闘争については、戸田氏の研究をはじめ多くの論者が論及し、私も戸田氏の驥尾に付してさまざまな機会に論じてきたが、財政構造改革を主題とする本稿では、詳しくは言及しない。しかし中央の財政危機と受領の国内支配の危機をもたらした累積未進、危機克服のために行った財政改革の根本的な要因を、私は、腐朽する律令財政構造の間隙を突く富豪層の多様な調庸対捍運動であったととらえている。
- (24) 拙稿「部内居住衛府舍人問題と承平南海賊」(『内海文化研究紀要』一八号 一九九〇年)
- (25) 寛平・延喜の改革期の諸官符には、中央官人・受領・任用・王臣家人・郡司富豪層のモラルの荒廃、責任意識の欠如、相互不信を表す文言にあふれている。その根底には、累積未進という構造問題があった。
- (26) 「意見十二箇条」第七条「請平均充給」官季禄事」(岩波日本思想大系8『古代政治社会思想』岩波書店 一九七九年)
- (27) 「諸司政」およびつぎに掲げる宣言については古尾谷註(10)論文参照。
- (28) 北條註(18)著書第一部第三章「平安前期徴税機構の一考察」、初出 井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』下巻 吉川弘文館 一九七八年)、古尾谷註(10)論文、寺内註(20)論文。また佐藤泰弘「受領の成立」(吉川真司編『日本の時代史5 平安京』吉川弘文館 二〇〇二年)、渡邊誠「俸料官符考」(『史学雑誌』一一四編一号 二〇〇五年)も「在下」に関心を示す。
- (29) 『貞信公記』承平元年(九三二)二月二十日条
- (30) 承平五年正月十六日史口宣書様(『西宮記』臨時二 宣旨様)。後掲のとおり訓点を外して読んでいる。
- (31) 承平六年閏十一月二日史口宣書様(『西宮記』臨時二 宣旨様)。訓点を外したのは上に同じ。
- (32) 『西宮記』(恒例三 九月 奉幣)勸物所引『醍醐天皇御記』延喜十九年(九一九)九月十日条。本記事はこれまで「在下」関連史料として使われていない。その事情は註(48)に記したとおりである。
- (33) 『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書)所引「佐忠私記」応和二年(九六二)二月五日条。本記事もこれまで「在下」関係史料として使われていない。
- (34) 古尾谷註(10)論文。ただし氏が「在下」が正規手続きで「見

上」されないまま大蔵省の管理下にある点には従えない。「在下」は受領管理下にあるものである。それゆえ「在下」を宛て用いるとき、「日収」を非公式に受領に交付するのである。

(35) 「在下」が受領管理下にあるという点については、寺内註(20) 論文の理解が正しい。

(36) 『政事要略』(巻五一 交替雑事 調庸未進)

(37) 『政事要略』(巻五一 交替雑事 調庸未進) 天曆元年(九四

七) 閏七月二十三日官符、『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書) 所引「佐忠私記」応和二年(九六二) 二月五日条

(38) 北條註(28) 論文、寺内註(20) 論文

(39) 承平五年(九三五) 正月十六日史口宣書様、承平六年閏十一月二

日史口宣書様(『西宮記』臨時二 宣旨様)

(40) 『西宮記』(恒例三 九月 奉幣) 所引『醍醐天皇御記』延喜十

九年(九一九) 九月十日条

(41) 『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書) 所引『佐忠私記』応

和二年(九六二) 二月五日条

(42) 『別聚符宣抄』延喜七年(九〇七) 十二月二十一日宣旨

(43) 拙稿註(1) 論文で、実資禊祭行事上卿時代の撰関政治全盛期に

検非違使による禊祭料催徴が議論されたのは一度だけであり、しかも

それさえ実資の判断で沙汰止みになった事実に触れた。

(44) 『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書) 所引「佐忠私記」。

『弁官補任』は応和元年条から応和三年条まで佐忠を右中弁とする。

(45) 一一世紀末までは左中弁が率分勾当弁になるのが慣例であったこ

とは、川本註(19) 論文が明らかにしている。川本論文によれば、勾

当弁指揮下の率分所勾当には主計頭・大蔵輔・太監物、さらにその下

に大蔵省下級職員の史生・省掌も関わっていた。

(46) 『西宮記』 諸本によって異同が多い。早川庄八『宣旨試論』第

二章「故実書にみられる宣旨」(岩波書店 一九九〇年) 所引史籍集

覧本『西宮記』(巻一五) による。訓点は早川案を参考にしつつ下向

井が施したものである。

(47) 佐藤全敏註(10) 論文。佐藤氏は官切下文作成後の出給命令に、

太政官符・官宣旨とともに史による口頭伝達(「口宣」)の三パター

ンがあったことを指摘しているが、「口宣」が在下物充用を指令する

さいに用いられることには言及していない。

(48) 神道大系本『西宮記』(恒例三 九月 例幣) 勅物。故実叢書本

では「明朝以在下之幣物可_レ行_レ之」とし、増補史料大成『歴

代宸記』「醍醐天皇御記」は「明朝以在外之幣物可_レ行_レ之」とする。

「在下」史料とみなされなかった所以である。

(49) 川本龍市「切下文の基礎的研究」(『史学研究』一七八号 一九

八八年) が、大蔵省切下文・率分切下文など切下文に関するはじめて

の本格的な研究である。

(50) 院政期の例になるが、『中右記』大治四年(一一二九) 二月十一

日条に「(十四日祈年穀奉幣、記主権大納言藤原宗忠は祈年穀奉幣上

卿) 予以_二行事史孝忠、雖_レ触_二大蔵卿、不_レ改_二成他國_一」、同保延元

年(一一三五) 四月二十日条に「(明日二十二社奉幣、宗忠内大臣)

明日幣年料下文中、丹波不_レ濟、伊勢申_二触穢之由_一、大蔵卿不_二切宛_一、

為_二之如何_一、早可_レ奏_二院之由仰了_一」²とあり、大蔵省切下文(「年料下

文) の国々への切り宛ては大蔵卿の権限(責任)であった。

(51) 長沢註(19) 論文、大津註(4) 論文

(52) 『寛平御遺戒』(岩波日本思想大系8『古代政治社会思想』一九

七九年)

(53) 註(52) 『寛平御遺戒』頭注の「出費が多く、料物だけでは出費

の十分の一にも足りない意」、丸山註(4) 論文の「齋院司は出費が

多く、九世紀末には料物だけでは出費の十分の一にも足りないありさ

までであった」という理解が一般的であると思われる。

(54) 『日本紀略』延喜二十二年四月二十三日条、同二十三年四月十六日・十七日条。また『西宮記』(恒例二) 四月 賀茂祭事) 勘物所引『醍醐天皇御記』延喜二十二年四月十七日条・二十一日条・二十三日条・延喜二十三年四月十六日条。『御記』延喜二十二年四月二十三日条には「仁寿三年、元慶六年、不_レ警固、仁寿四年、貞観十一年、十六年、昌泰三年等皆有_二警固_一云々」とあることから、昌泰三年も勅祭は停止されたことがわかる。

(55) 延喜十年度は初齋院ではないから行事所は置かれない。したがって「行事所・院司」ではなく、「行事・院司」である。

(56) 幣料・女使用途・唐鞍修理料など内裏側が用意する料物の調達方式については、別稿を準備している。概要は、二〇〇九年八月九日に広島古代史研究会・SHIMOKEN 塾サマーセミナーにおいて「賀茂祭内裏儀用途と禊祭行事」と題して報告した。撰開期の女使料物についていえば、行事蔵人が「請奏」にもとづき行事上卿に「勘宣旨」を下し、「勘宣旨」を受けた上卿は「文殿」で請奏料物が妥当かどうか「先例」を覆勘させて奏上し、あらためて料物調進を命じる宣旨を受けて、大蔵省に下行を命じる。大蔵省は「切下文」で国々に割り振ることになる。蔵人方の賀茂祭女使料物の調達でも、太政官_二禊祭行事を通して大蔵省に命じられるところに、太政官の国家財政統括機能があることがえる。

(57) 禊日に賀茂河原で行う、齋院御禊の行列で前駆を勤めた衛府佐・尉らへの饗応か。不明。

(58) 拙稿註(一) 論文。「出車定」は禊祭日に齋院行列が使う車六両の供出を六人の公卿に割り当てる儀。齋院客殿に禊祭行事上卿・弁・史と齋院司が参集して行う。祭日童女騎馬四足を供出する四人の殿上人も決められる。この場で、禊祭料進済状況の最終確認が行われ、齋

院司が提出した進未勘文を覧じた上卿が未進国に催宣旨を出すよう命じる(『江家次第』巻六 四月 御禊前駢定)。

(59) 拙稿註(一) 論文では事実だけ指摘したが、少し詳しく述べておこう。『小右記』長和三年(一〇一四)三月二十五日条に「下官者行_二禊祭事_一也、而賀茂事存_一一向可_レ執_二行之_一由_上」とあり、実資は禊祭行事上卿であると同時に「賀茂事一向執行」の地位にあったことがわかる。『小右記』で実資が禊祭行事としての業務だけに留まらず齋院関係、賀茂社関係の問題に上卿として関与しているのはそのためである。実資が大納言から右大臣に昇任した治安元年(一〇二二)七月のち、その地位は権大納言藤原行成に引き継がれる。『小右記』同年十一月四日条で、行成が実資に、先月二十八日に「齋院行事可_二奉仕_一」と命じられたが「禊祭外」ではどんなことがあるのか、齋院に関わる雑事について一々お尋ねしたい、と消息を寄せてきたことが記されている。行成の書状を受け取った実資は、すぐ「只被_レ行_二禊祭事_一、無_二他事_一、入_レ祭月先定_二出車并出馬事_一」と返事を出した。「禊祭関係だけで他の仕事はない」という実資の回答は、「禊祭事」に限らず「賀茂事」は「一向執行」するのだと言った長和三年の彼の気概と実際の賀茂社・齋院関係の仕事ぶりに照らしてかなり距たっているが、齋院禊祭が最重要任務であることをあらわしている。『類聚符宣抄』(巻七)に、十月二十八日付けで行成を「賀茂齋院別当」に補任した宣旨があり、実資から引き継いだ齋院に関する行事とは、「齋院別当」の任務だったことが分かる。だが『類聚符宣抄』編者は「件宣旨尋_二先例_一不見、只可_レ行_二禊祭事_一之由以_二口宣_一可_レ仰_二其人_一敷_一」と註記し、実資が行成に伝えた禊祭のことだけやればいいという言葉そのままである。行成以前に二六年間にわたって「賀茂事」を「一向執行」してきた実資が「齋院別当」補任宣旨を受けなかったというのはほんとうだろうか。二六年間「口宣」で更新されてきたからであって、初任の

さいには「齋院別当」補任宣旨を貰ったのかもしれない。いずれにしても実資は「賀茂事一向執行」する事実上の齋院別当だったのであり、それを受け継いだ行成には正式に「齋院別当」補任宣旨が下された。

その源流は寛平九年（八九七）の菅原道真の「齋院検校」補任に遡るのである。齋院別当については、機会があれば、あらためて論じたい。

(60) 寛平十年は齋院禊日の四月十九日、太陽が黄色で光彩がなくなれば、らくして血の色ようになって西山に没したが、それは近來数日間同様であり、人々はみなそれを「奇怪」としたという（『日本紀略』・『扶桑略記』）。このような現象も賀茂神の怒りと関係あると判断すれば、いやましに真剣に禊祭に取り組むことになる。賀茂祭勅祭化の目的の一つが、賀茂神の怒り・祟りを鎮めることになったこと、勅祭化以前から行われていた「賀茂祭警固」が賀茂神の祟りから天皇を守護する目的であったことについては、横田美緒「賀茂祭の成立と律令国家」（『史学研究』二七八号 二〇一三年）、同「賀茂祭警固と雷鳴陣」（『史人』第七号 二〇一八年）に詳しい。

(61) 拙稿註（1）論文

(62) 『政事要略』（巻五七 交替雑事 雑公文）延喜十一年二月二十五日官符に「年料交易物頻言上正税用尽之由」とある。

(63) 「抄帳勘会」とは、調庸惣返抄を発給する前提として、主計寮が寮保管台帳と国司提出返抄類を勘会する作業である。雑米惣返抄の場合も同様に抄帳勘会を行って発給される。八、九世紀の「抄帳」について俣野註（10）論文は、判然としなかつ「計帳の調庸輸納予定額を略抄した帳簿である可能性がある」とする。齋院禊祭料が他の年料Ⅱ省納とは別枠で主計寮「抄帳勘会」を受けていたことは、『延喜式』（巻二五 主計下）の「凡大和国交易、所進齋院四月賀茂祭料冠絹十五疋、河内国白縑卅疋、毎年二月送之、其直用正税、並以Ⅱ彼院返抄、勘会抄帳」とあり、官符国宛制の禊祭料について、

大和・河内両国が正税を立用して交易物として進納し、齋院の返抄をえて、他の大蔵省納物とは別途、主計寮で「抄帳勘会」を受けていたことが分かる。『延喜式』（主計下）には大和・河内両国だけしかあげられていないが、これは齋院禊祭料が独自に「抄帳勘会」を受けることを例示したものであつたと思われ、他の禊祭料官符国宛諸国も同様の扱いだつたと解釈しておく。『延喜式』（巻二五 主計下）には、このような独自抄帳勘会を必要とする料物について、左右馬寮秣料米・左右馬寮牧田地子例用遣交易物は寮返抄で、諸国所進修理職交易檜皮并造瓦料魚塩海藻等は職日収で、諸国進納齋宮寮調庸雑物は寮移返抄で、鑄錢司年料銅鉛は司返抄で、それぞれ別途抄帳勘会を受けると規定している。抄帳勘会は調庸交易雑物進済証明手続きにおいて調庸惣返抄獲得の前提となる重要な位置を占めている。抄帳勘会について、調庸惣返抄成立以前の承和十年（八四三）三月十五日官符（『類聚三代格』巻八 調庸事）は、綱領郡司が調庸物納の日に諸司諸家から受け取った収文（日収）を雑掌に渡し、収文全体を取りまとめた雑掌が調庸返抄を受けるために主計寮官人と抄帳勘会をするとし、『政事要略』（巻五一 交替雑事 調庸未進）齊衡二年（八五五）五月十日官符は、律令財政本来の姿では、貢調使の「政」が完了したとき抄帳勘会し返抄を受けるもので、「常式」のとおり未進を催徴してから返抄を受けなければならないとする。王朝国家財政構造下で、抄帳勘会が申返抑止に有効であつたことは、承平七年（九三七）十月十六日官符（『政事要略』巻二七 年中行事十一月 給春夏季祿）の次の内容から明らかである。すなわち諸家封租・諸司大糧は「抄帳勘会」の対象になるので「申返之例」はない。一方、位祿物については抄帳勘会の対象にならず、「国司之進退」次第で受給者に支払われないことが多いため、今年から位祿についても抄帳勘会の対象とし、「申返之累」を断ち切つてほしい、というものである。他の大蔵省納物とは別に抄

帳勘会を受ける禊祭料は、受領にとって申返しにくい仕組みになっていたのである。

(64) 早川庄八「律令財政の構造とその変質」(『日本経済史大系1古代』東京大学出版会 一九六五年)は、年料租春米について、「その祖型は古く奈良時代まで遡る」「(天平九年「七三七」)但馬国が庸に副えて米を進めた) ような事例が次第に増加し、同時に定例化して年料租春米制度の成立を促した」、また年料別納租穀についても「年料租春米の場合と同様」「その慣行は(延喜七年「九〇七」)始行官符よりさらに古く、延喜七年の決定は単にこの慣行を定例化したものであるにすぎない」というように、徐々に増加して定例化したという理解が一般的で、その原理的転換の画期性について重視していない。

(65) 『類聚三代格』(卷一四 雑米事) 寛平十年二月二十七日官符。「参差」とは「差異があること。等しくないこと。」(『仏教語大辞典』。「参差」の文言から、「官符到」の随時性がうかがえる。

(66) 『類聚三代格』(卷一五) 延喜二年三月十三日官符は、なお村井康彦『古代国家解体過程の研究』第一部第三章「平安中期の官衙財政」(岩波書店 一九六五年)。

(67) 『別聚符宣抄』天禄元年九月八日官符

(68) 渡邊誠「俸料官符追考」(『史学研究』二六九号 二〇一〇年)もほぼ同じ理解に立って論じている。

(69) 「新制」が「公卿起請」を指すことについては、下向井龍彦・光谷哲郎「『小右記』にみえる「起請」について」(下向井龍彦『平安時代の『起請』について』二〇〇〇年科研究成果報告書)。

(70) 長山泰孝「調庸違犯と対国司策」(『律令負担体系の研究』第八章(塙書房 一九七五年、初出『大阪大学教養部研究集録』一七号 一九六九年)。だが長山氏は同時に、「(延喜莊園整理令のような王朝国家的支配体制を確立する契機となった) 改革的性格を持つ政策も、

主観的には律令制に復帰するという観念的理想主義を梃子として進められたのであって、そこにきわめて現実的な政策と、観念的非現実的政策とが并存せしめられる必然性があった」、この時期「に出された調庸違犯関係の諸法令も、その意味で何らかの現実的機能を果たすものであったと思われる」、としている。私は一九七〇年当時の坂本賞三氏や長山泰孝氏と同様に、当時の政策立案者達は「観念的理想主義的一看板を掲げながら、きわめて「現実的」な構想を抱いていたと考えている。「文章」||レトリックの政治性について深く考えてみたい。

(71) 大津氏は前掲註(4) 論文の冒頭で、これら諸官符について「今までと同じでは確保できず、中央政府は調庸確保に別の方式を求めていく」と述べている。これら諸官符を「今までと同じ」調庸確保方式にもとづく対策ととらえているようであるが、私は「別の方式」(すなわち在下物充用方式、官符国宛制、切下文方式)への転換を前提として出されたものと考ええる。

(72) 『別聚符宣抄』延長元年九月十四日官符

(73) 『続左丞抄』(一) 延久六年(一〇七四) 七月二十三日官符

(74) 『後二条師通記』寛治五年(一〇九一) 二月十七日条

(75) たとえば臨時仁王会料米・布施料は、長保二年(一〇〇〇) 三月にそれまでの臨時官符国宛制(料米)・大蔵省(率分所) 切下文方式(布施料絹綿) から永官符国宛制に転換したが(『権記』十九日条、

『小右記』長元四年(一〇三一) 八月九日条に「秋季臨時仁王会料物、加賀国六月内可進納之官符今月到来、官符遅来之間、官物分三附新司之由、前司俊平申返、解文・官符等頭弁持来」とあり、斎院禊祭料同様に、毎年、官符で進納が命じられていた。それは「臨時」仁王会であるからではなく(納期は春季が「正月内」、秋季が「六月内」と固定されている)、永官符国宛制に通有する属性だからである。

(76) 渡邊註(68) 論文も、大津氏が一〇世紀後半の財政構造転換の指

標とした諸制度の淵源が一〇世紀初頭の構造改革にあるとの立場から、中宮御贄の永官符国宛方式が宇多皇太夫人付属中宮職まで遡ることを推定する。また永宣旨と永官符の同一性も指摘している。『続左丞抄』(一) 延久六年(一〇七四) 七月二十三日官符、『後二条師通記』寛治五年(二〇九一) 二月十七日条は渡邊論文によって気付かされた。

(77) 『侍中群要』第二 日中行事

(78) 佐藤註(4) 著書第三部第一章(初出『日本史研究』五〇一号 二〇〇四年)

(79) 『政事要略』卷五七 交替雑事(雑公文)

(80) 『延喜式』(卷三四 木工寮)

(81) 長沢註(19) 論文。氏は慎重かつ控え目に論を展開するが、永宣旨方式・別蔵納・正蔵率分制について卓見を示し、また王朝国家財政構造解明にとって有益な示唆を随所で行っている。

(82) 渡邊註(28) 論文、同註(68) 論文

(83) 仁平四年(一一五四) 正月二十一日齋院司奏(『除目大成抄』七 諸司奏)

(84) すぐあとで検討する延長四年官符で「諸祭料物」違反として色代納を問題視している。受領の色代納申請は指定品目以外で進納することの裁許を求めるもので、受納側にとって指定品目不足になり、受領にとつては交換率操作による利益獲得の手段になることから、審査は厳しい。色代納裁許申請については、『北山抄』(卷十 吏途指南)の「臨時申請雑事」が冒頭にあげている。

(85) 申請解文不裁許について、前稿では禊祭料の申返のことだと即断してしまいがちをいっさい認めないと解釈したが、受領が、とりわけ新任に当たって種々の権限付与や特例措置を太政官に要請して諸国条事定で裁許される「国司申請雑事」をはじめ受領の申請をすべて拘留

して裁許しない、という解釈に改める。なお谷口昭「諸国申請雑事」(日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』創元社 一九七〇年)。

(86) 『類聚符宣抄』天禄二年(九七一) 七月九日官符。この国宰申請不裁許文言があることから、「臨時交易」が延長五年(九二七)にはすでに存在し、延長五年勅語以後、国宛官符に申請不裁許文言が載せられることになったといえよう。

(87) 曾我良成「諸国条事定と国解慣行」(『王朝国家政務の研究』第二章 吉川弘文館 二〇一二年、初出『日本歴史』三七八号 一九七九年)

(88) 下向井・光谷注(69) 論文。『北山抄』(卷十 吏途指南)に、しばしば「延長起請」「天曆起請」「天徳起請」がみえ、受領功過定に関わる事項について公卿起請がなされて官符が出されたことがうかがわれる。

(89) 『新抄格勅符抄』長保元年(九九九) 七月二十七日太政官符所引 延長四年五月二十七日官符

(90) 「神態御倉」については、『貞信公記』天曆二年(九四八) 正月十四日条に村上天皇が祈年祭の「年来懈怠甚多」の改善を関白忠平に求め、公卿議定は「神態御倉」に「勾当官人」を置いて「勤行」させることを具申している。『延喜式』(神祇一 四時祭上)には祈年祭における神祇官の祭神七三七座への幣料は「具数申官」とあり、本来祈年祭幣料は神祇官から太政官に申請し大蔵省から「請受」するものであった。『西宮記』(臨時六 弁官事 前本甲裏書)所引「佐忠私記」応和二年(九六二) 二月五日条には、右中弁藤原佐忠が、春日祭女使料物を大蔵省正蔵担当大蔵史生に書き出させて「神態御倉」に昇ったが、「返抄」(国宛て日収)に署判しただけで女使に支給する絹は率分倉「在下物」で宛てたという注目すべき記事がある。この記事

は、転換期の財政構造分析にとって好個の史料であり、第二章第三節ですでに検討した。この二つの記事から、①「神態御倉」は祈年祭・春日祭などの祭祀用途を出納する倉庫であること、②大蔵省正蔵の別蔵（正蔵担当大蔵史生が出納）であったこと、③実際に勾当官人が置かれていたこと（右中弁佐忠と大蔵輔は勾当官人だと考えられる）、

④「神態御倉」内には見物は実在せず（したがって勾当弁は国宛て日収に署判するだけ）、率分蔵のしかも正規納物ではない、「在下物」で宛てられることがあったこと、などがわかる。「諸祭料物」の「別蔵」は「神態御倉」とみてよい。天曆六年（九五二）に導入された正蔵率分制との関連性が問題になるが、①正蔵率分は「諸祭料物」だけを供出するものではないこと、②進済された調庸雑物から割り取って別蔵する神態御倉に対して、正蔵率分は国司が別解文で別納すること、③正蔵率分制発足後も神態御倉は存続し（『扶桑略記』天徳四年（九六〇）二月二十八日条「大蔵省奏「神態御庫度々鳴状」」、上記のとおり応和二年には神態御倉で返抄に署名したものを率分倉在下物から充用している例があること、の三点において両者が別の存在であることがわかる。応和二年以降、その名がみえないのは、正蔵率分制の定着などによってその存在意義を喪失したからであろう。

(91) 応和三年閏十二月二十八日官符『政事要略』巻五一 交替雑事 調庸未進)

(92) 『政事要略』(巻五十一 交替雑事) 延長五年十二月二十六日官符。同天曆元年閏七月二十三日官符には延長五年十二月十三日官符として所引。私は、後述する諸国調物宿納所々の検非違使による一斉調査が十二月十三日ごろに指令されたことから、後者の十三日の日付が正しいのではないかと考える。

(93) 『類聚符宣抄』(巻八 受領功過) 延長六年閏八月二十八日主計寮宛上宣宣旨。なお国史大系本は「若有僂惡、已日収」とするが、鼈

頭に、底本(宮内庁書陵部蔵)では「已」に「色」の傍書ありとし、塙本では「色」とする、とある。私は本文のように訓んでみた。

(94) 『政事要略』(巻五一 交替雑事) 延長六年(九二八) 閏八月二十八日奉勅宣旨

(95) 『西宮記』(恒例一 正月 除目)、『北山抄』(巻十 吏途指南 功過定事)、『江家次第』(巻四 正月丁 定受領功過事)。

(96) 『北山抄』(巻三拾遺雜抄上 功過定事 丹本裏書)に「齋院禊祭於物者、第二年到新司初任年、濟々、但、於返抄者、自前司任終、新司請之、仍前取二箇年料、所分二付後司也、任終一年、新司初任一年、前司任終一年、当年云、仍前司卒去国、無其沙汰時、新司或濟六箇年物、任四年、新司初任一年云、副功過文書時、只自前司任終年、四箇年返抄也、專不可任終并新司初任云々」とある。なお応和三年(九六三) 宣旨以前も以後も、齋院禊祭料が調庸惣返抄に含まれるものであったことは、『朝野群載』(巻二八 諸国功過) 天永年月日主計寮大勘文。

(97) これらの事例については、拙稿註(1) 論文で指摘している。拙稿註(1) 論文で寛弘く長和年間の禊祭料の進済状況がきわめて良好であったことを明らかにした。

(98) 拙稿註(1) 論文で寛弘く長和年間の禊祭料の進済状況がきわめて良好であったことを明らかにした。

(99) 拙稿註(1) 論文

(100) 応和宣旨傍線部⑦の「叙位除目之時、勘申功課之日、准諸司例、仰彼院司、令勘申件雜物違期未進之因、隨其懈怠之状迹、不預治國之勸賞」は、受領功過定に納畢勘文を提出する諸司がすであつたことを示している。

(101) 下向井・光谷註(69) 論文。応和宣旨を引く天元四年(九八一)

官宣旨の傍線部⑧につづく「背_レ新制之旨_一称_レ遁避之詞_一」の「新制」も「公卿起請」にもとづくことを示している。このような公卿起請（また殿上人・個別官司の起請）による法形成は王朝国家段階の立法を特徴づけるものである。

(102) 鈴木秀夫・山本武夫『氣候と文明・氣候と歴史』（朝倉書店 一九七八年）によれば、一〇世紀は世界的に「小高温期」であり、「小高温期氣候は、関東以北の地域には大へん恩恵的であったが、その反面西南日本を早魃化によって痛め付けていた」という。また屋久杉の安定炭素同位体分析にもとづく氣候変動復元図をみても、九三〇〜九六〇年代は過去二〇〇年の平均気温より一〜二度高い（『講座 文明と環境 六 歴史と氣候』朝倉書店 一九九五年）。早魃Ⅱ飢饉という自然災害が、地方社会（農業生産・農業経営）・税收・財政に深刻な打撃を与えたのであるが、それは国制・財政を構造的転換を引き起こすものではなかった。

(103) 『北山抄』（巻十 吏途指南 給復）に「最亡之國、若有_二前例_一可_レ許_二一年_一、輒不_レ可_レ及_二二年_一、…近年之間、随_レ申多被_レ許_レ之、公用闕乏莫_レ不由_レ斯_一」とある。

(104) 森田悌『平安中期の大蔵省』（『平安時代政治史研究』第三部第三章 吉川弘文館 一九七八年、初出竹内理三博士古稀記念会編『続律令国家と貴族社会』吉川弘文館 一九七八年）、大津註（4）論文、寺内註（19）。一九八〇年代後半に王朝国家論の立場から財政論の構築を模索していた川本註（19）論文、長沢註（19）論文も、この認識にとらわれていた。

(105) 『九曆』天曆五年十月一日条、二日条、五日条。

(106) 『延喜式』（巻一 神祇一）二月祭 祈年祭・…・神祇官祭神七百卅七座（幣料列挙）、神祇官所祭幣帛、一依前件、具数申官」とあり、『北山抄』（巻一 年中要抄上 二月 祈年祭事等）に「上卿先

着後庁北屋、供神物弁備了」とある。

(107) 『九曆』五月節（天慶七年）

(108) 『貞信公記』天慶九年五月十三日条、『左経記』長和五年（一〇一六）四月十六日条

(109) 大嘗会料物は、『儀式』によれば、九世紀にはすでに正税交易進上を命ずる官符国宛方式であった。しかし一〇世紀と根本的に異なるのは、受領の在京保管物資（在下物）を進納するのではなく、官符・行事所牒を受けた現地国衙が指定された料物・製品を「徭夫」に「運進」させる方式であり、その意味で、律令制的收取方式・財政構造にもとづいていた。それに対して一〇世紀の大嘗会料物は他の済物同様、在京受領または「在下史生」Ⅱ弁済使によって進済されたはずである。

(110) 『別聚符宣抄』天慶九年八月十三日官符

(111) 『小右記』長和三年（一〇一四）三月十二日・十三日条に、内蔵寮不動倉焼亡記事がみえる。それによれば不動倉は中倉など三字あり、「御即位御服」御即位雑具、「累代宝物（重物）」「貴菓」などが収蔵されていたことがわかる。森田悌『平安時代政治史研究』（吉川弘文館 一九七八年）第三部第四章「平安中期の内蔵寮」（初出『日本古代の社会と経済』下巻 吉川弘文館 一九七八年）。

(112) 『九曆』天慶九年十月二十八日条

(113) 朔日が酉日になる年次には、賀茂祭は下酉日に行われる。天慶九年は四月二十二日が禊日、二十五日が祭日だった（『年中行事秘抄』四月『群書類従』巻八六）。

(114) 仁平四年（一一五四）正月二十一日齋院司奏（『除目大成抄』七 諸司奏）

(115) 季御読経料米が天禄元年（九七〇）に「永一官符国宛制に転換する以前、「臨期」官符国宛制であったことは『別聚符宣抄』同年九月八

日太政官符に「料米、臨_レ彼期、雖_レ給_レ宣旨於諸国、而寄_レ事左右、無_レ心_二進納_一、因_レ茲有_レ期公用空以闕怠、是則国幸不_レ勤_二進納_一之所致也」とあることからわかる。『西宮記』（臨時一 甲 仁王会 裏書）に「天曆五年三月二十日、從_二今日_一有_二季御読経_一、発願後、右府就_レ陣、定_二仁王会請僧供米七百六十石六斗、備前八十石三斗、備中百五十石、備後百五十石、已上三百八十石三斗、春季料、正月内可_二進上_一、加賀八十石三斗、伊予百五十石、土佐百五十石、已上三百八十石三斗、秋季料、六月内可_二進上_一、とあるが、臨時仁王会料米が「永_二官符国宛制になるのは長保二年（一〇〇〇）三月十九日であるから、この記事は、「臨期」国宛の事例である。長保元年以前の季御読経、臨時仁王会の布施絹綿が「臨期」の大蔵省切下文方式であったことは、『権記』長保二年（一〇〇〇）三月十九日条からわかる。

(116) 『北山抄』（卷十 吏途指南 給復）に「最亡之國、若有_二前例_一可_レ許_二一年_一、輒不_レ可_レ及_二二年_一、・・・近年之間、隨_二申多被_レ許_レ之_一、公用闕乏莫_レ不由_レ斯」とある。

(117) 『政事要略』（卷五一 交替雑事）天曆四年二月十日宣旨に「諸国調庸雜物各守_二參期_一、全可_二貢進_一者也、而不_レ勤_二見納_一、巧成_二返抄_一、公用闕乏、莫_レ不_レ依_レ斯、仍去天曆元年閏七月廿三日、精好合期可_二進納_一之由、下_二知諸国_一了」とある。

(118) 『九曆』天慶七年（九四四）正月二十四日条、二十八日条、天慶八年二月五日条、八日条、二十七日条、三月二日条、四日条、五月五日条
(119) 『政事要略』（卷五一 交替雑事）天曆元年閏七月二十三日官符
(120) 勝山清次『弁濟使』の成立』（『中世年貢制成立史の研究』塙書房一九九五年、初出『日本史研究』一五〇・一五一号 一九七五年）

(121) 北條註（28）論文

(122) 大津註（4）論文

(123) 寺内註（20）論文

(124) 佐藤註（28）論文

(125) 川本註（19）論文

(126) 発足時点では率分は「納官」全体の一部として主計寮での調庸抄帳勘会を受けていたということであろう。

(127) 『西宮記』（臨時六 弁官事 前本甲裏書）所引「佐忠私記」応和二年（九六二）二月五日条に「率分倉在下物」とあるのは、正蔵率分制発足後一〇年にしてすでに「率分倉」が諸国「在下物」の「宿納」機能（貸倉庫業）を行うようになっていたことを示している。

(128) 『政事要略』（卷五十一 交替雑事）天曆四年二月十日官符。大同三年（八〇八）官符重視の方向を「実質的な意味を持つていなかった」、「天皇が儀式の中で象徴的に財政を把握していることを示す」「吉書奏」（前掲古尾谷論文）などと消極的に評価してはいけない。

在京受領（弁濟使）による随時進納を基本とする王朝国家財政構造への転換を経た段階において、個別的に合期精好・見進未進をきめ細かくチェックするために、転換以前の、綱領一括運京、民部省チェック、大蔵省一括収蔵を基本とする律令国家財政構造のもとで行われていた大同三年（八〇八）官符のチェック方式を再発見・再評価したのであって、政府は大同三年官符を新たな財政構造のもとで実効性あるチェックシステムとして採用しているのである。

(129) 『政事要略』（卷五十一 交替雑事）応和三年閏十二月二十八日官符

(130) 大津註（4）論文。大津論文より早く、川本註（19）論文、長沢註（19）論文が個別用途の財源確保策の一つとして「永宣旨方式」とその拡大を取りあげている。

(131) 『西宮記』臨時一（甲）仁王会 裏書